

富山県農業・農村振興計画

(目標年次：令和13年度)

持続可能な「競争力の高い農業」と
「豊かで美しい農村」の実現をめざして

令和4年3月31日

富山県

目 次

はじめに	2
今回の改訂における新たな視点や主要施策等	3
1章 農業・農村の現状と課題	4
1 農業・農村を取り巻く全国的な情勢の変化	
1-1 人口の減少、少子高齢化の進行	
1-2 食料自給率の動向	
1-3 米消費量の減少	
1-4 国際貿易の新たなルールづくりなどの国際化の進展	
1-5 農業生産のイノベーションの促進	
1-6 気候変動への対応や持続可能な農業の推進	
1-7 新型コロナウイルスの感染拡大による影響	
2 富山県農業・農村の現状と課題	10
2-1 農業生産	
2-2 農地及び農業生産基盤	
2-3 担い手	
2-4 農村・集落	
2章 富山県農業・農村のめざす姿	16
1 基本目標	
2 基本目標の実現のための基本施策	
3 農業構造の展望と農業生産の目標	
4 目標指標	
5 農業経営のめざす姿	
3章 基本目標の実現に向けた推進施策	28
I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産	
1 競争力ある農産物の生産	
(1) 高品質な選ばれる米づくりの推進	
(2) 水田フル活用等による大麦、大豆等の生産推進	
(3) 園芸作物の生産力の強化・拡大	
(4) 畜産物の生産拡大	
2 人と環境にやさしい農業の普及拡大	
3 競争力を高める技術の開発・普及	
II 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり	42
4 意欲ある担い手の育成と経営強化	
(1) 担い手の経営力向上と経営基盤強化	
(2) 新規就農者等の育成	
(3) 女性農業者の活躍	
(4) 地域農業を支える多様な人材	
5 優良な農業生産基盤の確保	
(1) 優良農地の確保	
(2) 農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進	
(3) 農業・農村の強靱化に向けた取組みの推進	
III 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大	56
6 食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大	
(1) 付加価値の高い商品・サービスの開発	
(2) 食のとやまブランドの推進と販路の開拓・拡大	
(3) 農林水産物等の輸出拡大	
7 新鮮で安全な食の提供	
(1) 食の安全確保の推進	
(2) 食育と地産地消の推進	
IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造	66
8 豊かで魅力ある農村の形成	
(1) 快適で豊かな農村環境の整備	
(2) 都市との交流の推進	
(3) 地域資源の有効活用による農村の活性化	
9 中山間地域の活性化	
4章 計画の推進方法	74
用語解説	76
関連計画一覧	81
富山県農政審議会委員名簿	82
富山県農政審議会条例	83

はじめに

1 計画策定の趣旨

- 農業は、欠くことのできない食料を提供するとともに、その営みは県土や自然環境の保全、景観の維持など多面的な役割を果しており、県民の「いのち」と「くらし」を支えています。また、農村地域は、農産物はもとより、伝統的な祭や食文化、豊かな自然環境などから、富山県という地域の活力や魅力を創造しています。
- しかし、人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の新たなルールづくりの進展、SDGsを契機とした持続可能な取組みなど、現在の農業を取り巻く状況は大きく変化しており、本県農業は、生産性・収益性の向上による、経営体の体質強化や経営安定を実現するだけでなく、持続的な農業・農村の発展・維持を目指すことが求められています。
- また、本県の農山村では、過疎化や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティ機能の低下や荒廃農地の増加が懸念されており、地域住民と一体となった総合的な地域活性化の取組みが必要となっています。
- この計画は、このような大きな情勢の変化や課題などに的確に対応し、今後とも本県農業・農村が持続的に発展できるよう、長期的展望に立って本県農業・農村のめざすべき姿やその実現のための施策を明らかにするために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- この計画は、富山県総合計画「元気とやま創造計画」の農業・農村分野に関する計画として位置づけられ、県農政推進の基本指針となります。また、計画の推進にあたっては、「とやま未来創生戦略」や「富山県中山間地域創生総合戦略」等の本県の主要な計画等との連携を図るとともに、農業分野の個別計画や方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。
- また、この計画は、農業者をはじめ市町村、農業団体等の共通の指針として、また、広く県民の、農業・農村への理解や地産地消など身近な取組みへの積極的な参加への呼びかけとなることを期待するものです。

3 計画の目標年次

- この計画の目標年次は、令和13年度とします。ただし、情勢の変化に的確に対応するため、令和8年度を目途に施策の評価を行い、必要に応じ見直しを行うこととします。

今回の改訂における新たな視点や主要施策等

1. 富山県農業の現在の主要課題と今後の方向性（20・30年後を見据えて）

（1）米中心の農業構造下での米需要の減退

→（方向性）

- ・高品質な米生産・販売力強化
- ・水田での園芸作物振興による収益力向上

（2）近い将来の農業就業人口の急激な減少

→（方向性）

- ・新規就農者の拡大、兼業農家の農地の円滑な継承
- ・これを実現するための「地域の受入れ体制づくり」と「農業の担い手や支援する人材の教育・研修等の未来への投資の仕組み」が必要。
- ・担い手だけでなく、多様な主体による農業・農村の維持（作業受託事業者、兼業農家、半農半X、農福連携、農泊（都市住民）等）
- ・省力化、働き方改革による魅力向上

2. 新たな視点と主要施策

☆園芸作物の生産振興と人材確保

（1）園芸振興・効果的な土地利用に向けた試験研究の加速化

水田での園芸における作業負担・品質・収量等に係る課題解決、畑地化を含めた土地利用の在り方、本県の気候風土に合った品目・品種等の研究を進めるため、大学や他の研究機関・企業との連携も含めた県の研究機関での試験研究の加速化と指導力向上や迅速な技術普及等（スマート農業の推進含む）

（2）人材確保のための地域での受入体制づくりと、教育・研修の仕組みの整備・強化

- ① 新規就農者の受入れ体制（農地・指導体制・住居・支援等）を各産地などで作り、農業を希望する者を募集し受け入れる仕組みの構築
- ② 新規就農者を増やし、農業を振興するための農業教育・研修の在り方を検討【未来への投資】（「とやま農業未来カレッジ」の拡充、大学との連携など）

（3）農業・地域を支える人材の確保

収穫等における作業受託事業者の活用、半農半X・移住者等を含めた地域の維持管理、農福連携の取組み等多様な人材の活用支援、働き方改革の啓発

☆持続可能な農業・農村の推進

- ・有機農業、肥料コーティングや農業資材の脱プラスチック化など、環境にやさしい農業の推進
- ・土地改良施設等の老朽化対策、農村の浸水被害防止など水利施設の防災・減災対応
- ・中山間等の農地の放牧用草地など粗放的土地利用も含めた農地利用の推進

☆販売力強化・販路拡大

- ・輸出促進
- ・オンラインも活用した「食のとやま」の魅力発信、県独自の製品の外食活用等によるブランド力強化、直売所の強化や学校給食における県産食材活用など地産地消の推進

1章 農業・農村の現状と課題

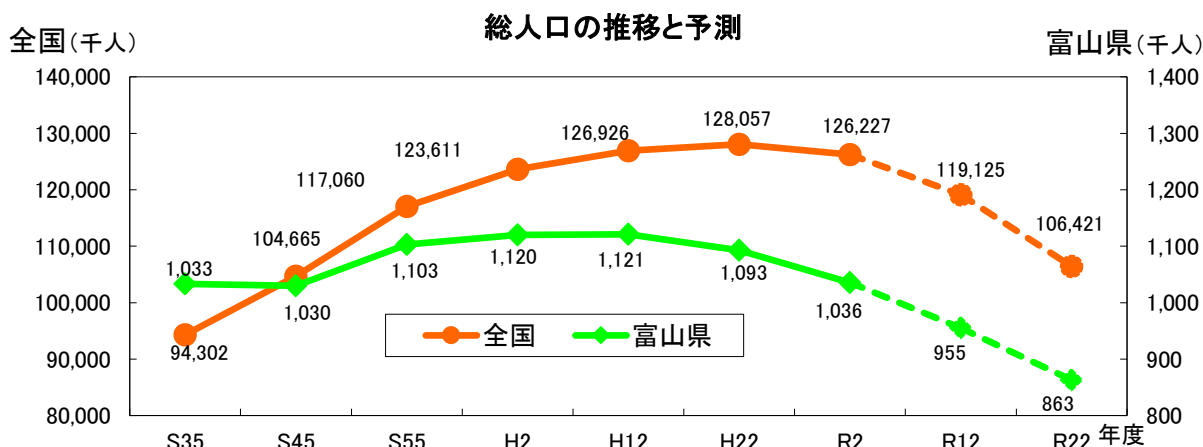
1 農業・農村を取り巻く全国的な情勢の変化

1-1 人口の減少、少子高齢化の進行

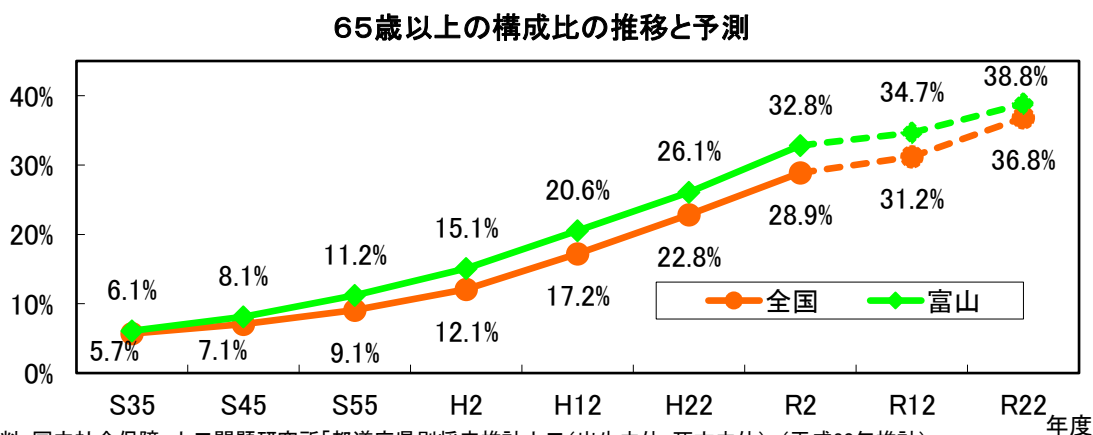
○ 日本の人口は、2020（令和2）年の国勢調査では1億2,623万人となり、2010（平成22）年の1億2,806万人をピークに人口減少社会に突入しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本は、世界的に見ても高齢化が急速に進み、2040（令和22）年には人口は1億642万人にまで減少する一方で、65歳以上の人口は約37%に高まる見込みとなっています。

○ 富山県「人口移動調査」によれば、本県の人口は、1998（平成10）年をピークに全国よりも約10年早く減少に転じ、現在は1970（昭和45）年当時とほぼ同じとなっていますが、高齢者人口（65歳以上）は約4倍と、人口構造は大きく異なっています。



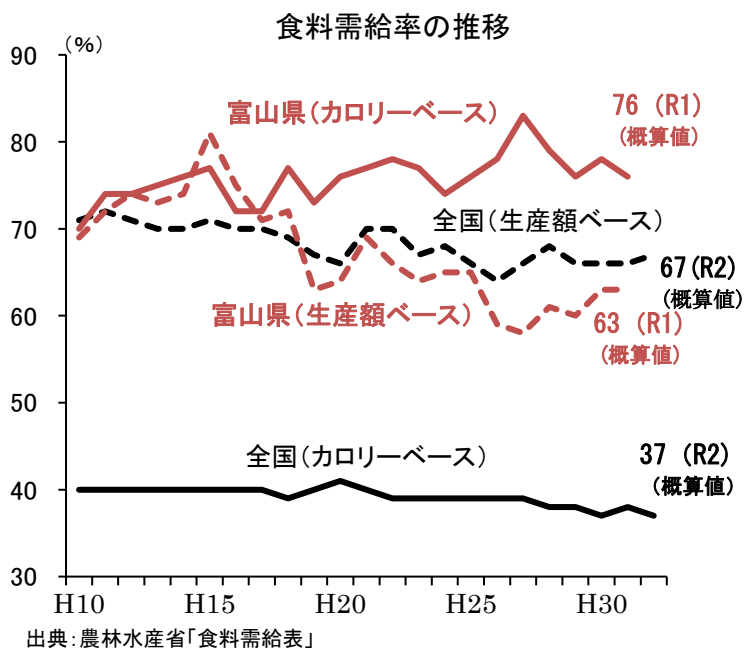
資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(出生中位・死亡中位推計)」(平成30年推計)
ただし、R2年までは国勢調査結果



資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(出生中位・死亡中位)」(平成30年推計)
ただし、2020年までは国勢調査結果

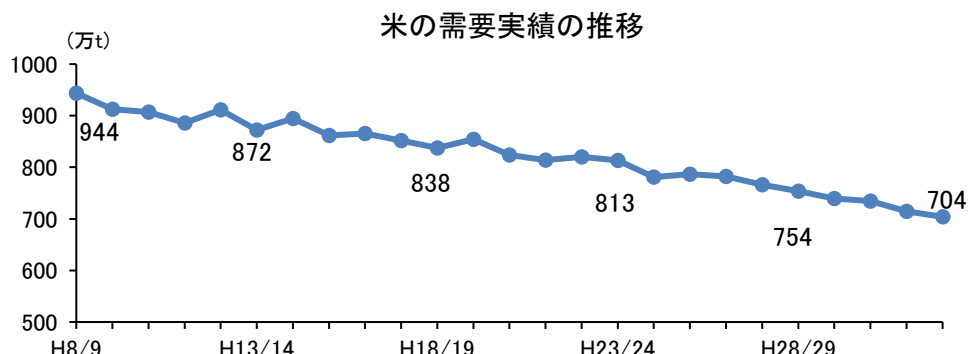
1-2 食料自給率の動向

- 日本の食料自給率（カロリーベース）は、令和元年度で38%と近年横ばい傾向となっており、品目別では、米は国内需要をほぼ満たしていますが、小麦、大豆、野菜、飼料等については、輸入に頼っている状況となっています。
- 本県の食料自給率は、カロリーベースでは全体として微増傾向にありますが、生産額ベースでは低下が続いています。



1-3 米消費量の減少

- 主食用米の需要は、近年、毎年10万t程度減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、中食・外食事業者向けの販売数量が減少しており、影響の長期化によっては、さらに需給が緩み、米の民間在庫量の増加が懸念されます。



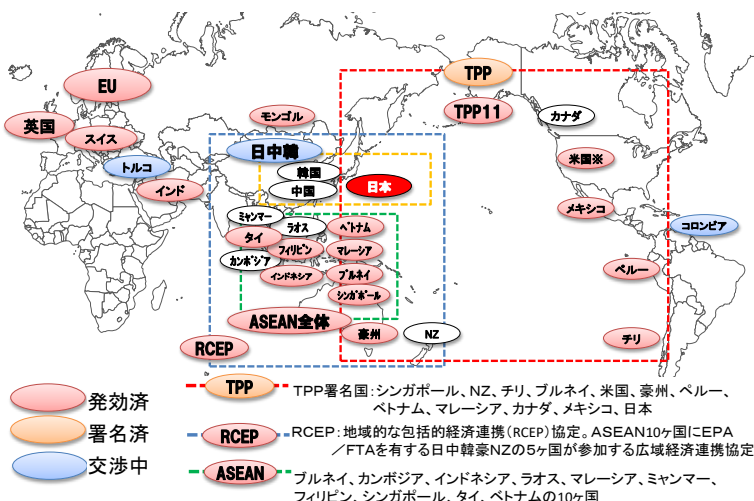
出典：農水省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」
R2/3: R2.7月～R3.6月

R2/3
(年)

1-4 国際貿易の新たなルールづくりなどの国際化の進展

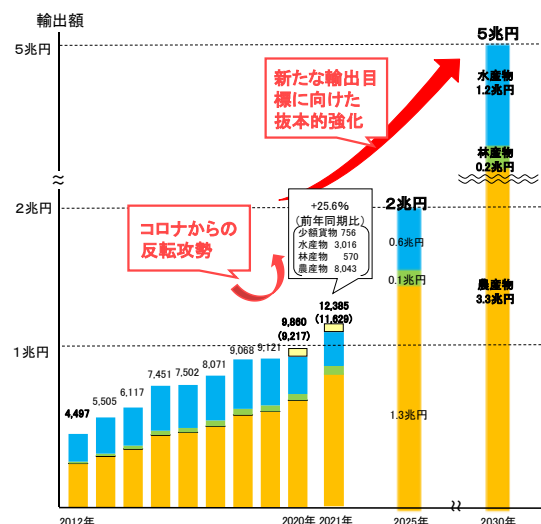
- 国においては、令和3年末時点で、24か国・地域と21 経済連携協定（EPA/FTA） 等が発効済・署名済で、これらの相手国との貿易額は貿易総額の約8割を占めています。
- TPP11、日EU・EPA（経済連携協定）、日米貿易協定、日英EPAにおいては、本県の基幹作物であるコメは輸入関税の削減・撤廃対象品目から除外されたものの、牛肉・豚肉及び乳製品などについて関税引下げ等が実施されており、畜産農家の経営に与える影響が懸念されています。
- 一方で、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定の農林水産品関連では、対中国などにおける一部品目の関税撤廃や税関手続きの円滑化、知的財産保護などで合意されるなど、輸出促進に資する環境整備を目指すものとなっています。
- また、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、国は、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しました。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年11月30日公表）において、海外で評価される日本に強みがある品目を輸出重点品目として選定し、指定する輸出産地が重点的に支援されます。

EPA、FTAの状況



出典：農林水産省HP「経済連携交渉等の状況について」令和4年1月現在 ※米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

農林水産物・食品の輸出実績と新たな輸出目標



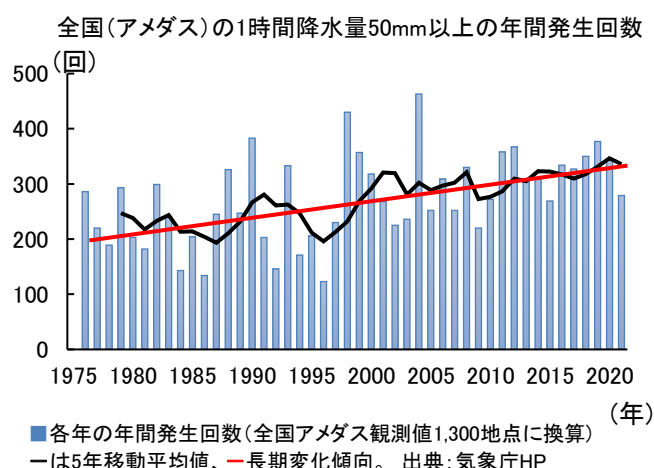
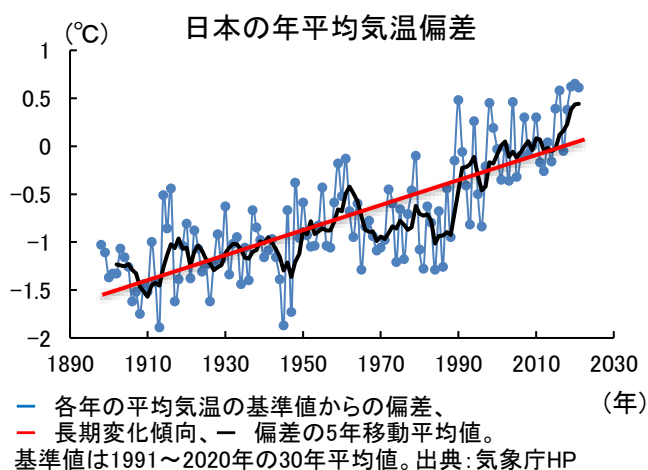
財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 ※2020年より農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加（各年の合計で、括弧内は少額貨物を含まないもの）

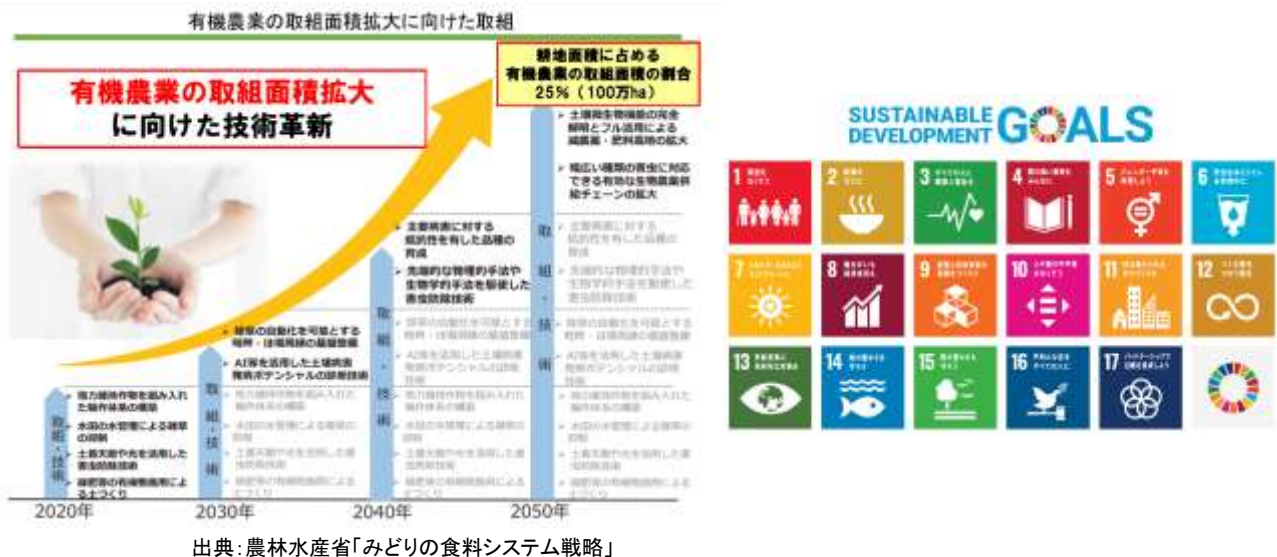
1-5 農業生産のイノベーションの促進

- ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現するスマート農業技術の研究開発、社会実装に向けた取組みが進められています。
- 先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにするスマート農業実証プロジェクトが、令和元年度からこれまで、全国182地区において実施されています。
- 同プロジェクトでは、当初、個別の経営体における自動運転トラクタや直線自動走行田植機、ドローンを活用した作業時間の短縮等の実証が中心でしたが、最近では、経営体の枠を超えた産地内でのスマート農機のシェアリングやサービス事業者への作業集約による生産性向上・コスト低減等より高度な実証に取り組まれています。

1-6 気候変動への対応や持続可能な農業の推進

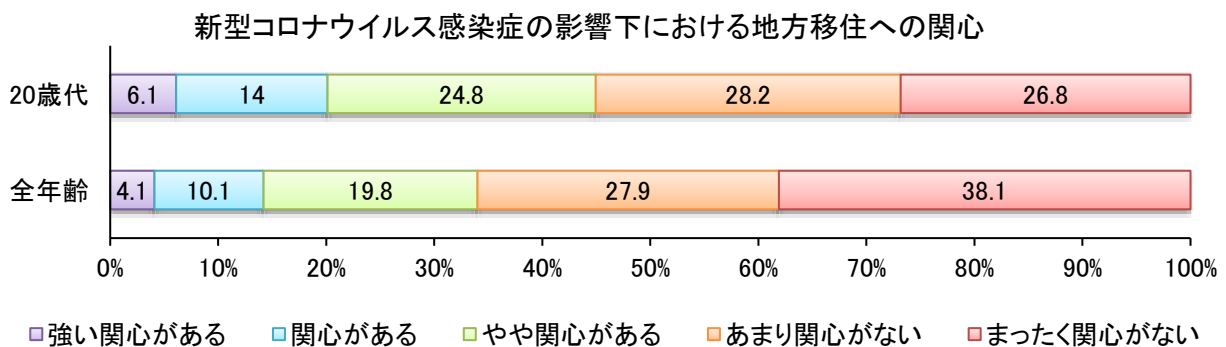
- 近年、地球温暖化等による気候変動や局所的な豪雨、大雪の発生により、農作物や農業用施設等に被害が発生しています。
- 温暖化等の気候変動に伴う農作物の生育障害や品質低下等の影響を回避・軽減するための品種や技術の開発が進められています。
- 国では、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日）が決定され、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現していく方針が示され、令和32年までに、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現や化学農薬使用量の50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%に拡大することなどを目指すとしています。
- また、経済、社会、環境の調和をとりながら持続可能な社会を実現するため、平成27年に国連で「持続可能な開発目標」が採択されています。令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標で、飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標が設定されています。農業は、自然環境を基盤に生産を行っており、環境への配慮をしながら生産性の向上を推進することで、SDGsの目標達成に向けて貢献していく必要があります。





1-7 新型コロナウイルスの感染拡大による影響

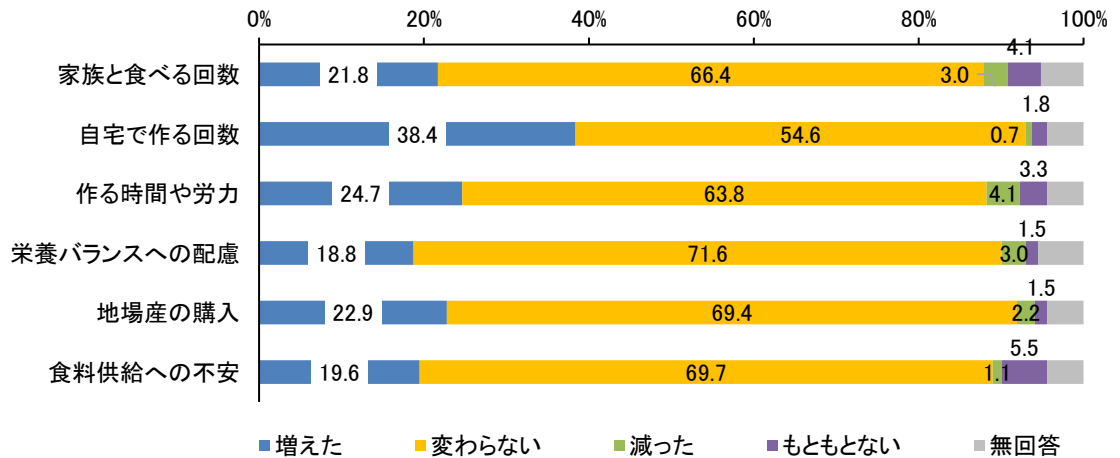
- 令和3年9～10月に国が行った調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響下で、東京圏に住む人のうち約34%の人が地方移住について、「強く関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答しています。特に、20歳代では、44.9%の人が地方への移住について関心を示しています。
- 新型コロナウイルス感染拡大を契機に、テレワークの導入が進んだことや、若い人を中心に、人口過密な地域を離れて仕事をしたいという意向が高まっていると考えられます。



出典: 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

- 新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化により、家族との食事や自宅での調理機会が増えるとともに、栄養バランスに配慮するようになったとの回答が18.8%、地場産食材を購入するようになったとの回答が22.9%など、食生活に変化が見られます。また、測量供給への不安が高まったとの回答も19.6%ありました。

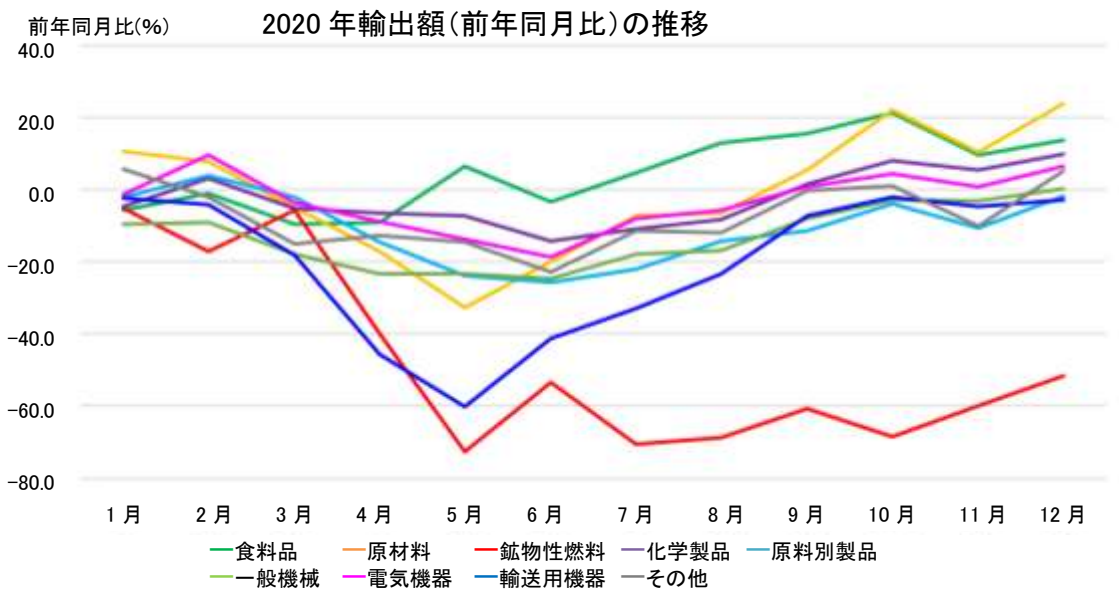
新型コロナウイルスの感染拡大により食生活の変化があった富山県民の割合



出典：富山県調べ

○2020年の月別輸出額の対前年比を品目別に比べて見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自動車等の「輸送用機器」などの品目は減少していますが、「食料品」については、前年同月比で増加しました。

特に「食料品」については、世界各国において家庭内での消費が堅調なことから、小売向けの鶏卵、ぶどう等の輸出が増加しました。



出典：財務省「貿易統計」

2 富山県農業・農村の現状と課題

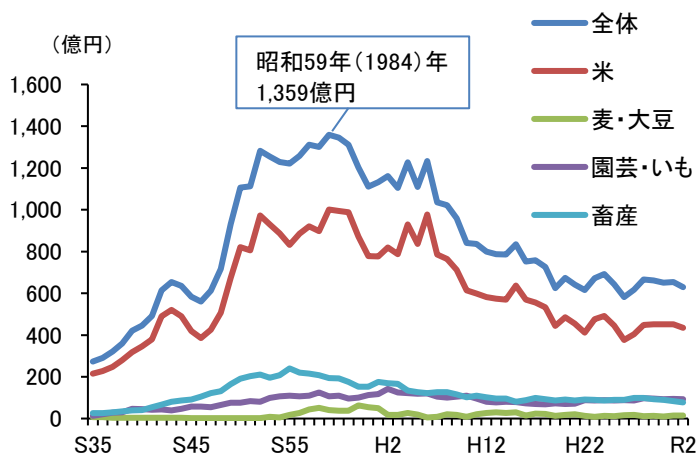
2-1 農業生産

【農業産出額】

本県の農業産出額は、昭和59年の1,359億円をピークに減少し、令和2年で629億円となっています。農業産出額(令和2年)のうち、69%が米となっており、米に依存した農業構造となっています。

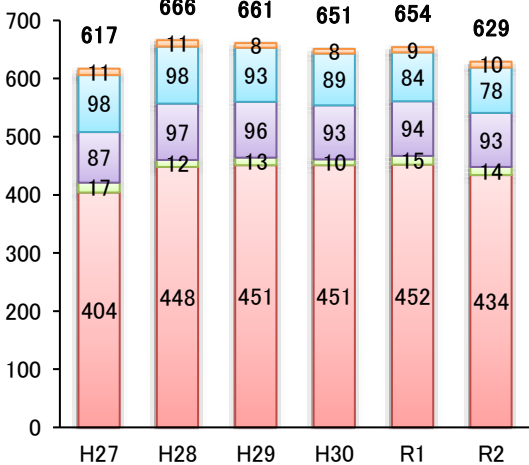
一方、園芸産出額は、令和2年で93億円と全国で最下位となっています。また、畜産の産出額は78億円(全国42位)となっています。

農業産出額の推移



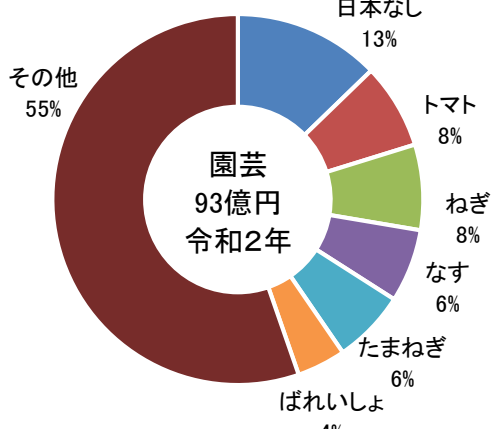
出典: 農林水産省「生産農業所得統計」

近年の農業産出額の推移



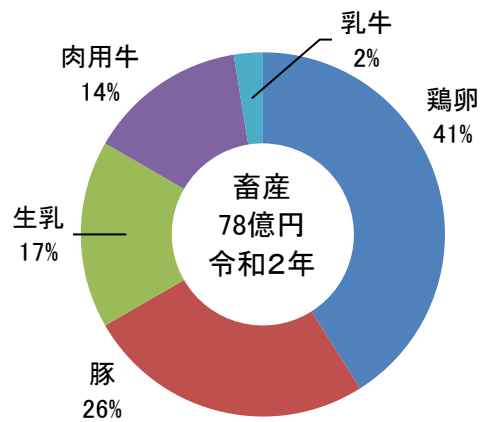
出典: 農林水産省「生産農業所得統計」

園芸・いも産出額割合



出典: 農林水産省「生産農業所得統計」

畜産産出額割合

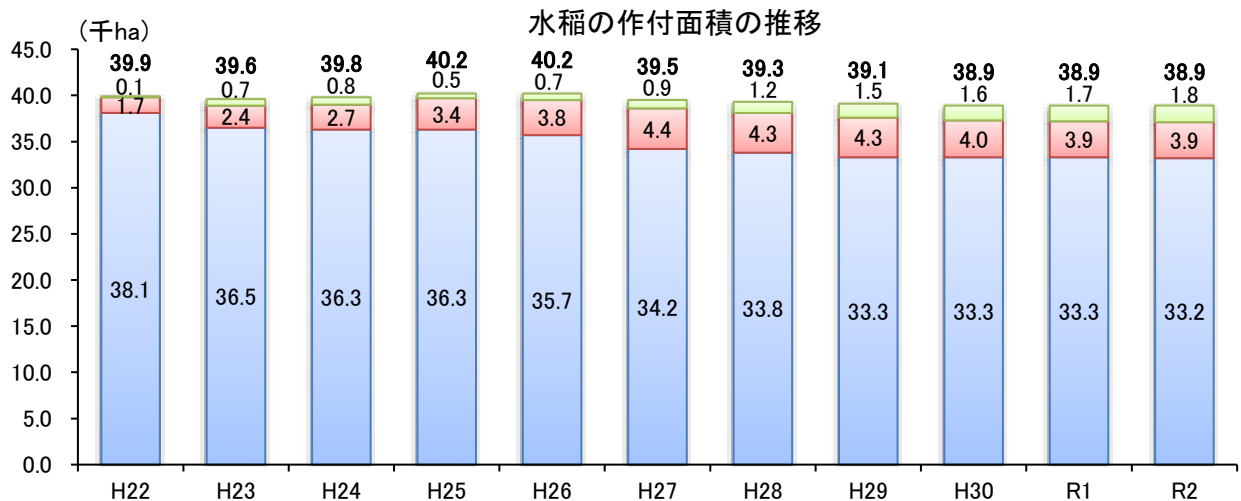


出典: 農林水産省「生産農業所得統計」

【水稻】

水稻の作付面積は、近年、約39,000ha程度で推移しており、主食用米は需要減少に伴い面積が減少する一方、非主食用米(飼料用米、輸出用米等)、WCS¹⁾の面積は増加しています。

令和2年産の本県の主食用米の作付面積は33,200haとなり、平成22年と比較して約5,000ha減少しています。



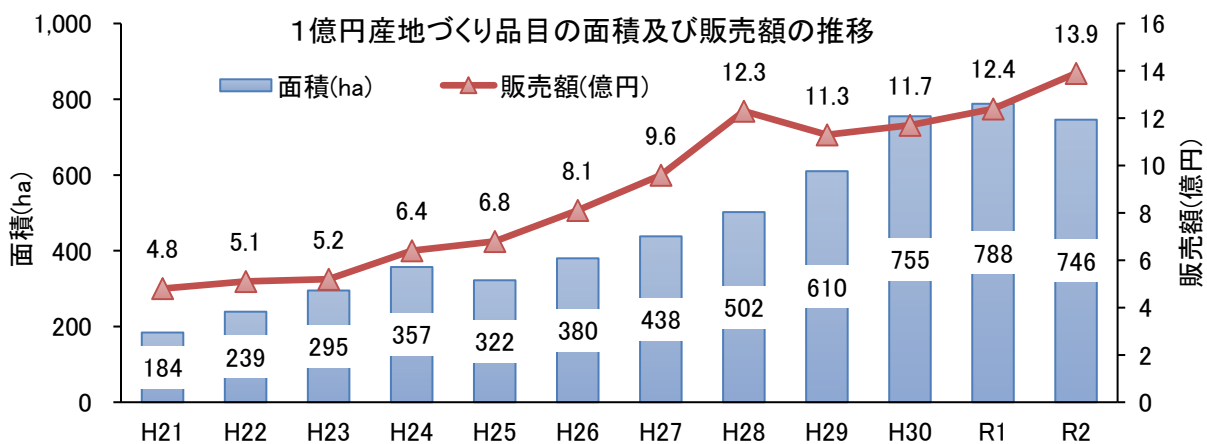
出典:農林水産省「作物統計」

■主食用米 ■非主食用米 ■WCS等

【園芸】

平成22年度から、稲作だけに頼らない収益性の高い農業を目指して、JAが戦略品目を定めて生産を拡大する大規模な園芸産地づくりに取り組む「1億円産地づくり」を実施し、水田での野菜生産の取組みを推進してきました。

たまねぎ、にんじん、加工用キャベツなど省力機械体系を確立した品目を中心に面積が拡大し、令和2年度には、13.9億円まで販売額が増加しています。



出典:富山県調べ

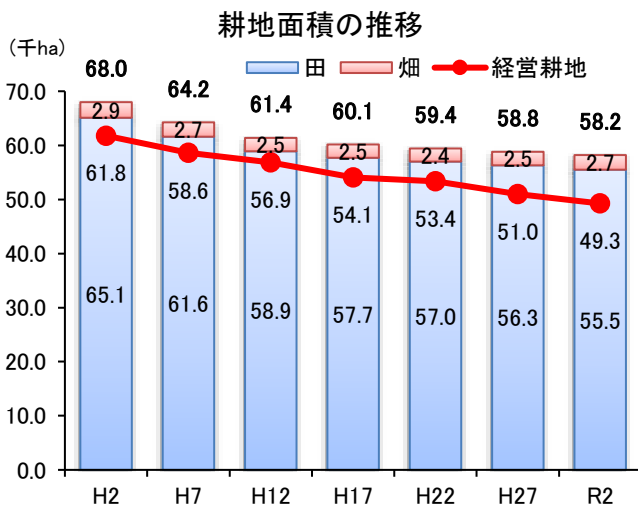
¹⁾ WCS (稲発酵粗飼料) : (Whole Crop Silage の略。) 実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させ、飼料として家畜に給与する目的で栽培する稲。

2-2 農地及び農業生産基盤

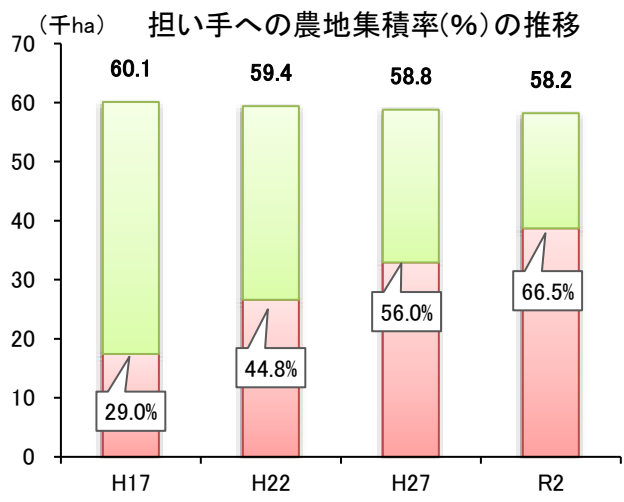
耕地面積は、農地の改廃により減少傾向にあります。経営耕地面積²⁾の減少幅はそれを上回っており、生産力の低下が懸念されます。このような中、集落営農の組織化・法人化や、農地中間管理事業の推進等により、認定農業者等の担い手^{※)}への農地集積が進んでおり、令和2年度では66.5%になっています。

優良な営農条件を備えた生産性の高い農地を確保するため、昭和30年代から30a区画でのほ場整備を進めてきましたが、さらなる生産コストの低減や高収益作物の導入を図るため、昭和45年からほ場の大区画化（1ha程度）や汎用化等の基盤整備を進めています。

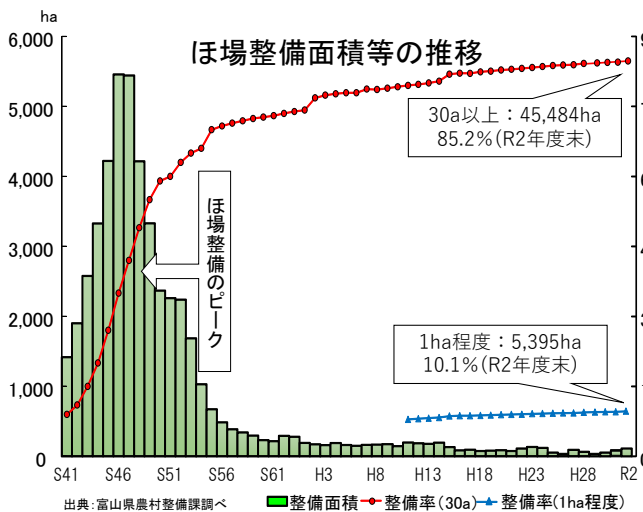
荒廃農地³⁾は、令和2年で352haと全国で2番目に面積が少なく、新たな発生が抑えられています。



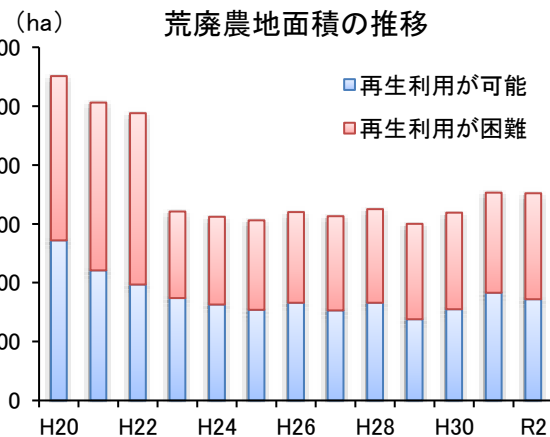
出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」



出典：農林水産省「担い手実態調査」
(H22までは経営所得安定対策の加入面積)



出典：富山県農村整備課調べ



出典：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」
H22までは「荒廃した耕作放棄地等の状況調査」

2) 経営耕地面積：農業経営体が所有し耕作している耕地（自作地）と、借入して耕作している耕地（借入耕地）の合計
3) 荒廃農地：現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

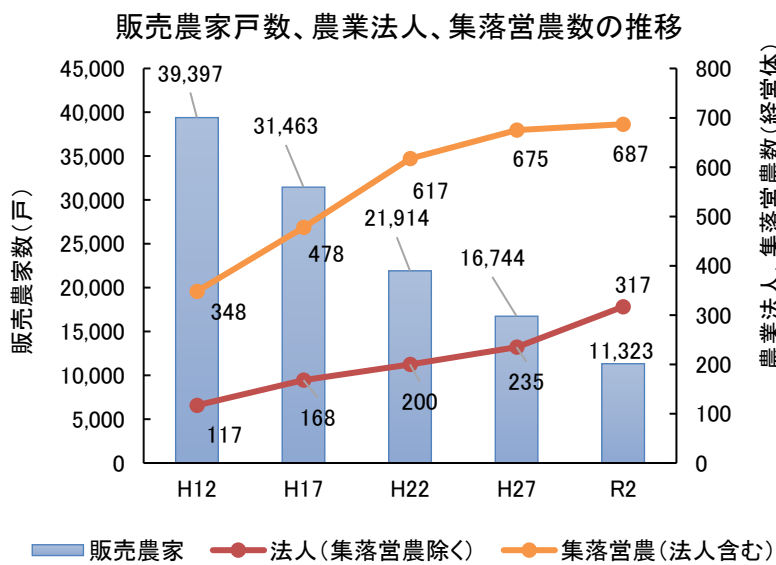
※)認定農業者等の担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者

2-3 担い手

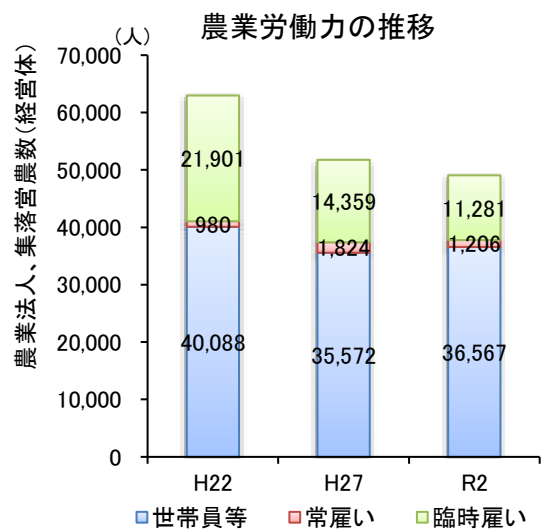
本県の農業は、農家戸数の減少・農業従事者の高齢化の進行により、生産力の低下や集落機能の維持が課題となっています。

農林業センサスによると、販売農家数が大きく減少している一方、個人経営体の法人化や集落営農の組織化・法人化が進んでおり、農業労働力のうち世帯員等は、令和2年で36,567人と減少幅は小さく抑えられています。

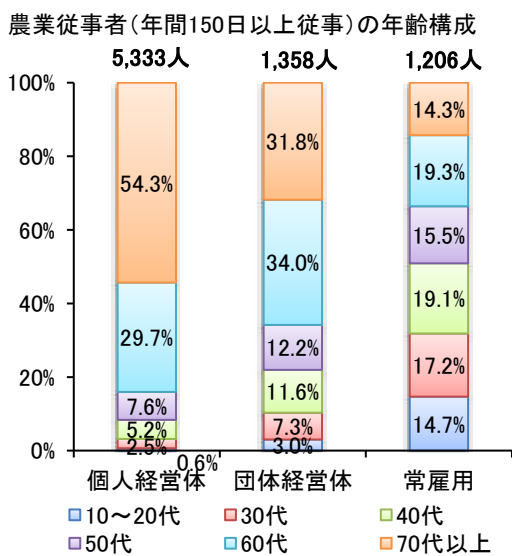
年間150日以上従事する農業従事者は、個人経営体、団体経営体ともに60代、70代の割合が高くなっています。また、新規就農者数は、近年、60名を超えており、そのうち約7割が雇用就農となっています。



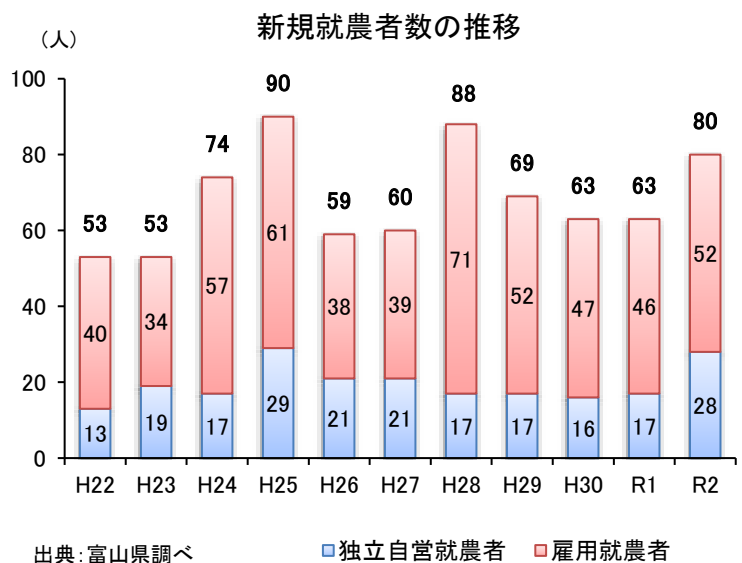
出典：農林水産省「農林業センサス」、富山県調べ



出典：農林水産省「農林業センサス」
世帯員等：経営主、法人役員、集落営農構成員含む



出典：農林水産省「農林業センサス(2020)」



出典：富山県調べ

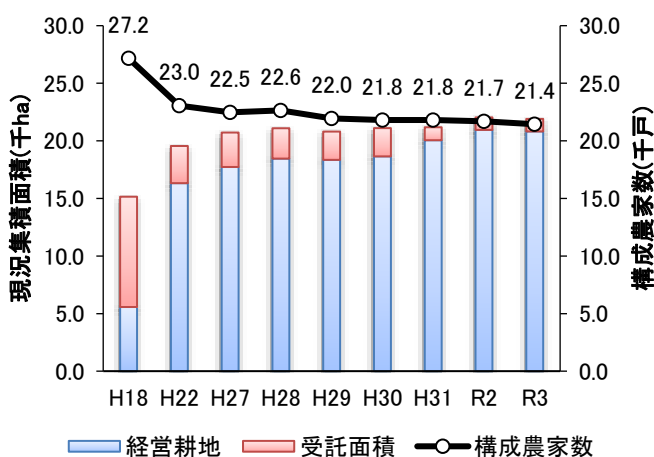
【集落営農】

本県では、認定農業者等のいない地域を中心に、集落営農の組織化を推進してきました。令和3年2月時点では、集落営農組織の集積面積⁴⁾は約2万2千haとなり、県全体の耕地面積の約37%を占めています。

集落営農の構成農家数は、減少傾向にあります。令和3年2月時点で約2万1千戸が参画しており、畦畔の草刈りや用排水の管理等の農地の維持活動にも重要な役割を担っています。

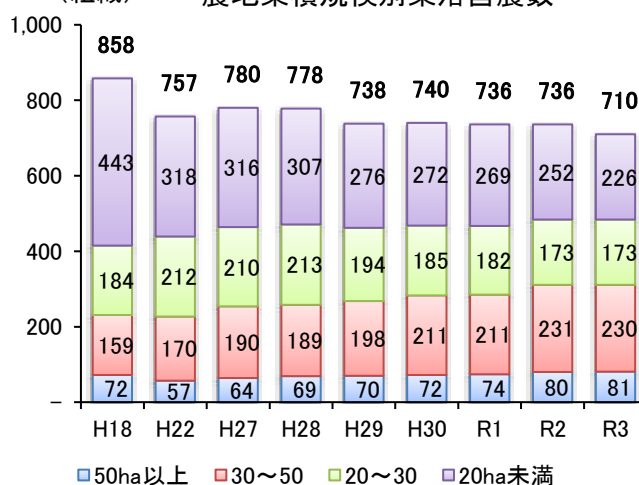
集落営農の1組織あたり経営面積は、兼業農家の離農や組織の合併などにより拡大しています。ただし、令和3年2月時点でも5割強の組織が30ha未満の小規模にとどまっています。

集落営農組織の集積面積及び構成農家数



出典：農林水産省「集落営農実態調査」

(組織) 農地集積規模別集落営農数

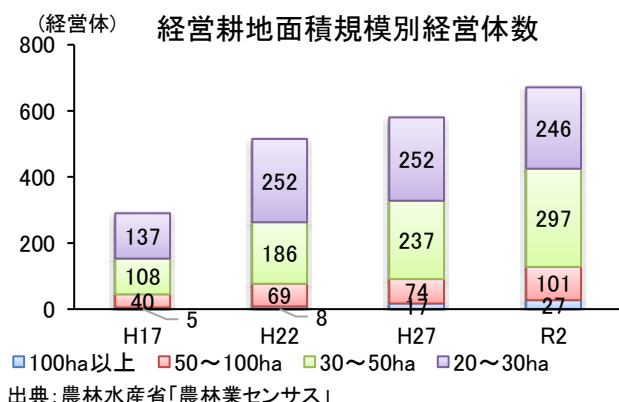


出典：農林水産省「集落営農実態調査」

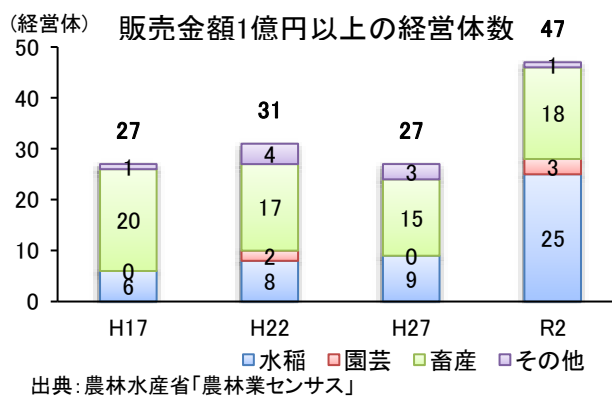
【大規模経営体の育成】

本県では、主穀作と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保することを目指す「とやま型農業経営モデル」を実践する経営体（集落営農組織含む）の育成をめざしてきました。

経営耕地面積100ha以上の経営体が令和2年に27経営体となり、農産物販売金額1億円以上の水稲中心の経営体数は、平成27年から令和2年にかけて、約2.8倍に増加しました。



出典：農林水産省「農林業センサス」



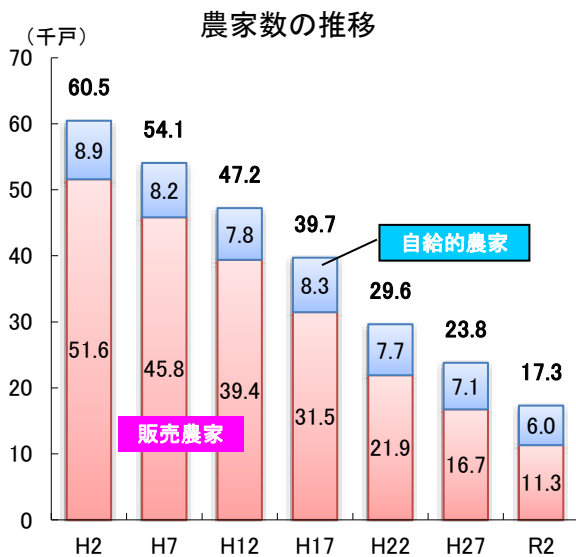
出典：農林水産省「農林業センサス」

4) 集積面積：経営耕地面積と農作業受託面積の合計面積

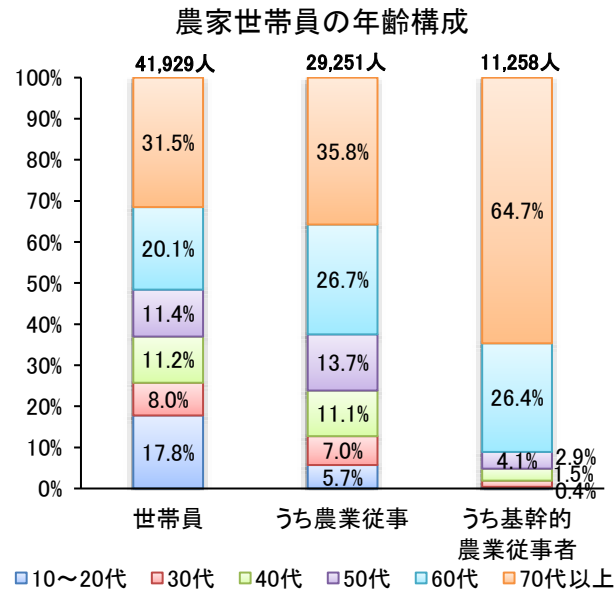
2-4 農村・集落

本県の農家数⁵⁾は急激に減少し、基幹的農業従事者⁶⁾に占める高齢者の割合が高くなっていることから、畦畔の草刈りや用排水の管理等の維持活動の継続が懸念されます。

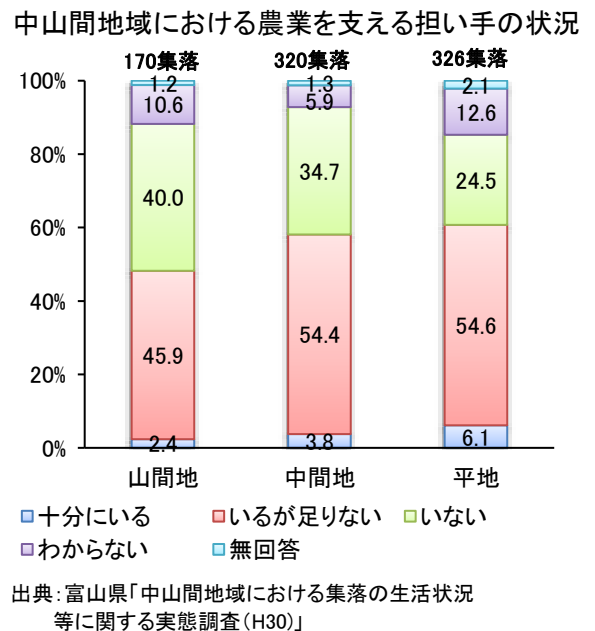
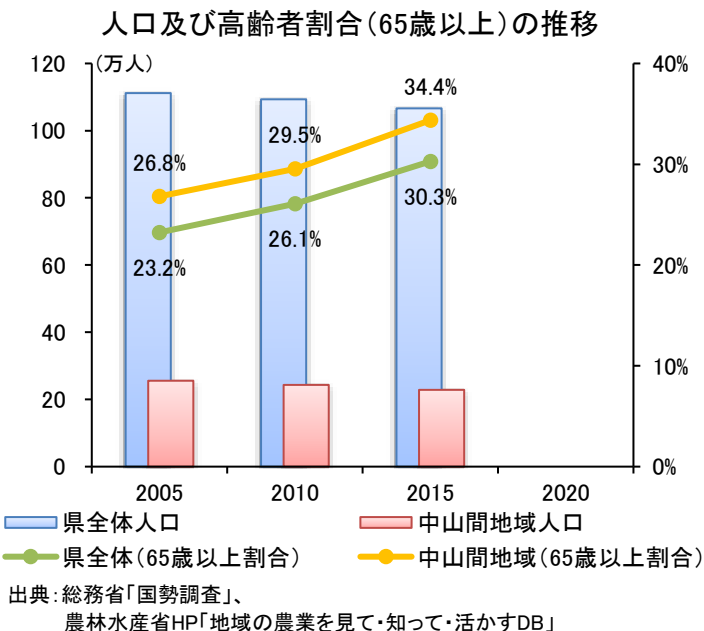
特に、中山間地域における農業は、本県の経営耕地面積の約4割、総農家数の4割強を占めていますが、県全体に比べ高齢化が一層進行しており、農業を支える担い手の確保に課題を抱えている集落が多くあります。



出典：農林水産省「農林業センサス」



出典：農林水産省「農林業センサス(2020)」



5) 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、農産物販売金額が年15万円以上あった世帯。販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年50万円以上の農家。自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年50万円未満の農家
6) 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

2章 富山県農業・農村のめざす姿

1 基本目標

持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」の実現

【農業】

生産性・収益性の向上や担い手の育成・確保が図られ、農業所得が増加

【農村】

さまざまな地域資源の活用や多様な人材のかかわりなどにより、豊かで美しい農村が形成

2 基本目標の実現のための基本施策

基本施策Ⅰ 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

- 高品質・良食味な選ばれる米づくりを基本とし、需要に応じた米生産と水田フル活用を促進するための主食用米以外の作物への転換、収益の高い園芸品目の生産拡大と畜産物の生産基盤の強化を進めるとともに、安全・安心な農業の普及・実践や生産性と持続性を両立する技術の開発・普及を図りながら、競争力の高い持続可能な農畜産物の生産を推進します。

基本施策Ⅱ 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

- 収益性の高い農業の実現に向けた経営力の高い農業経営者の育成、農業者の世代交代や継続的な農地の利用を進めるための新規就農者の確保、女性農業者が活躍できる環境づくりなど地域農業を支える多様な担い手の育成を図るとともに、農業の成長産業化に向けた農地の大区画化・汎用化やスマート農業技術の導入を可能にする基盤整備と農業水利施設の計画的な設備更新等、優良な農業生産基盤づくりを推進します。

基本施策Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

- 安全な農林水産物の供給と安全確認体制の強化や、「県民の健康で豊かな暮らし」と「持続可能な食」を支える農業・農村への県民の理解を醸成するための食育と地産地消運動を推進し、付加価値の高い商品・サービスの開発、農林水産物等の輸出促進など食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大を図ります。

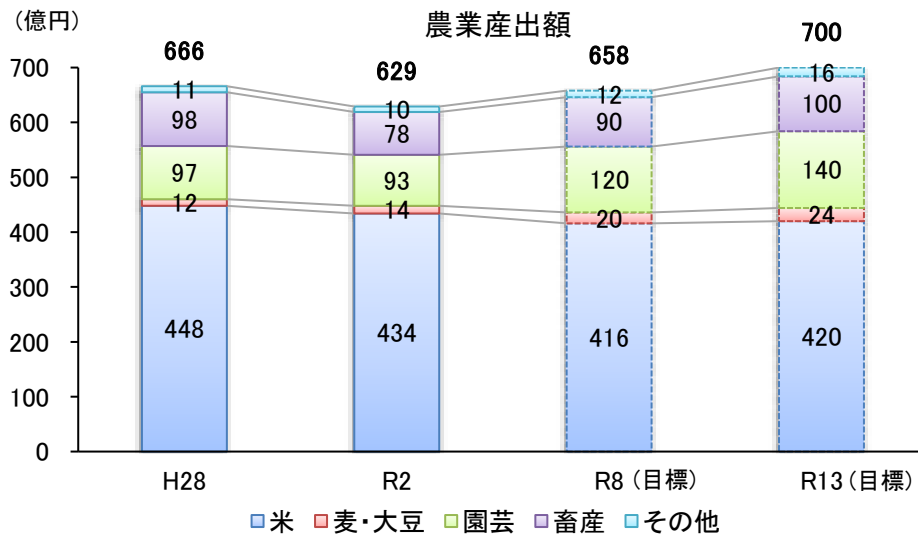
基本施策Ⅳ 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

- 農林漁業体験や農泊など都市と農村の交流拡大による関係人口の拡大や、多様な人々の関わりによる地域の活性化を推進し、中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持・強化を図るとともに、豊かな地域資源を活用した快適で魅力ある農村の創造を目指します。

3 農業構造の展望と農業生産の目標

○農業産出額の目標

農業産出額は、近年、650億円前後で推移していますが、米に偏らない生産を進め、園芸、畜産、麦・大豆の生産額の拡大を目指します。園芸、畜産の経営規模の拡大、新規就農者や労働力の確保、スマート農業技術等の活用による生産性の向上、輸出等の販路の拡大を推進し、令和13年の目標産出額は700億円の達成を目指します。



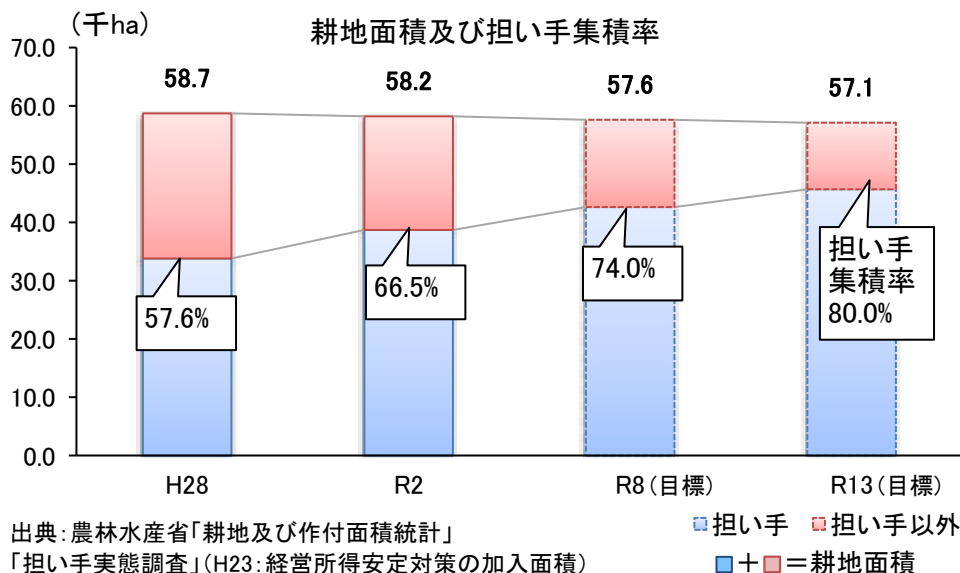
出典：農林水産省「生産農業所得統計」

○耕地面積の展望及び担い手集積目標

耕地面積については、都市部の農地転用などにより、毎年100ha程度減少すると予想されます。

優良農地を確保するため、農業振興地域制度を活用した土地の有効利用を図り、人・農地プランの実質化や農地中間管理機構の利用による担い手への集約化を進め、生産性の高い農業を目指します。

また、中山間地域等の担い手不在・条件不利農地などについては、農地集積が難しいことから、兼業農家や半農半Xなど多様な人材の関わりにより、地域農業の維持を図るとともに、粗放的な土地利用等により農地の荒廃化を防ぎます。



出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「担い手実態調査」(H23: 経営所得安定対策の加入面積)

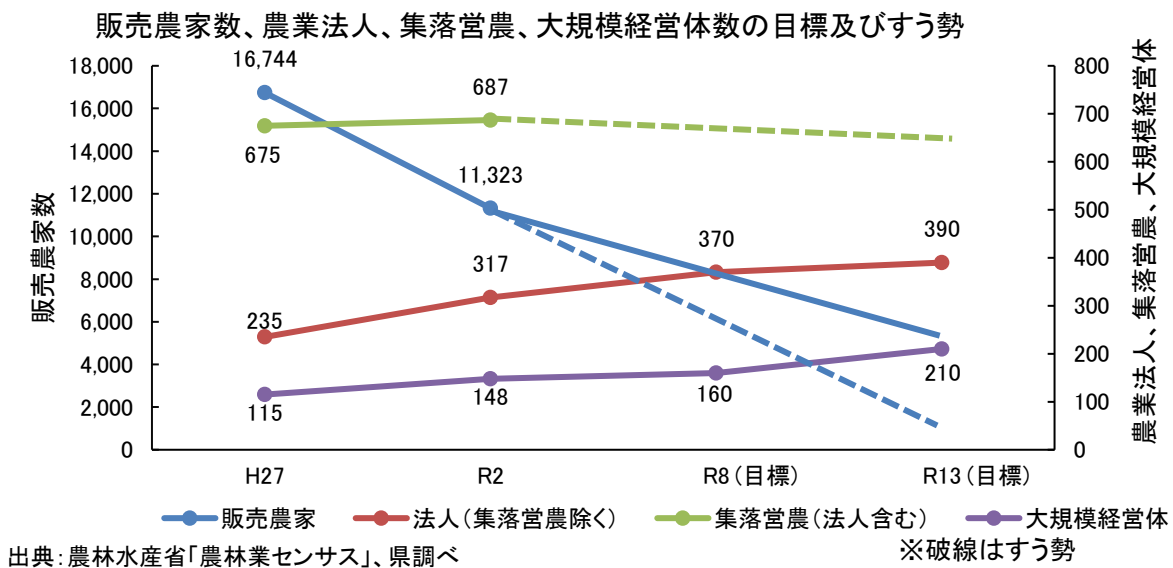
■担い手 ■担い手以外
■+■=耕地面積

○農業法人の育成目標と農業経営体数の展望

販売農家は、すう勢では年1千戸程度減少していますが、兼業農家の円滑な継承や、半農半Xの活動を地域で受け入れる体制づくり、荒廃農地化の恐れのある農地と農業者等（移住者等含む）とのマッチングを進め、地域の担い手を育成します。

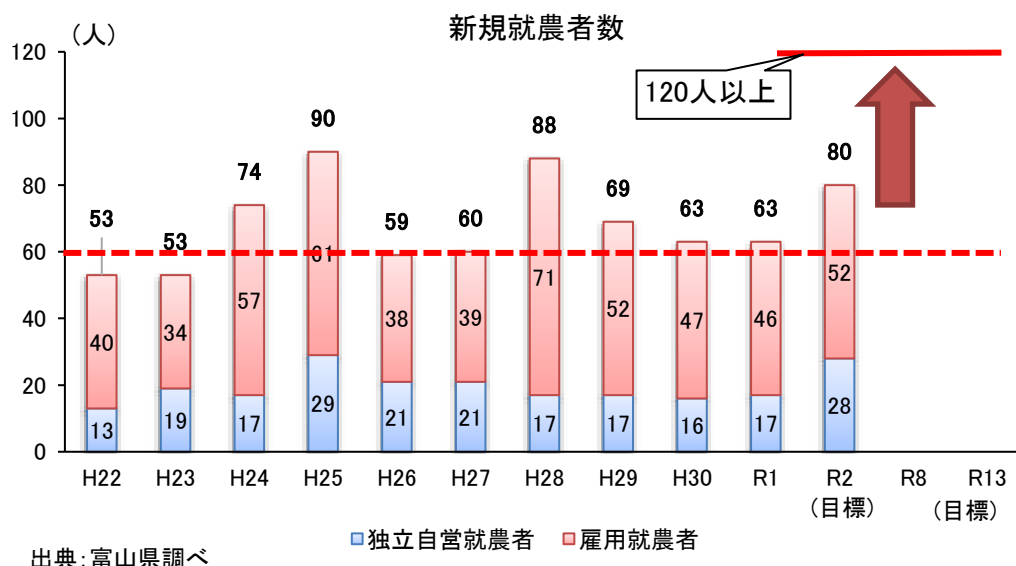
一方、農業法人は今後も増加することが見込まれており、50ha以上の大規模経営体を育成し、他産業並みの所得を得られる経営体数の増加を目指します。

集落営農は、担い手不在地域での新規組織化を進めるとともに、既存の組織の活性化を図るため、合併・再編や連携、経営規模の拡大、園芸作物の導入を進めます。



○新規就農者の育成目標

販売農家の基幹的従事者が高齢化によりリタイアしていくことから、農業労働力不足が懸念されます。本県農業の生産力の維持、拡大を目指すため、独立自営就農者や法人等での雇用就農者等、新規就農者数の増加を目指します。



4 目標指標

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

目標指標	現状値(R2年度)	中間(R8年度)	目標(R13年度)
① 農業産出額	629億円	658億円	700億円
② 米産出額	434億円	416億円	420億円
③ 米の一等比率	91.0%	現況以上	現況以上
④ 大麦の産出額	2億円	4億円	5億円
⑤ 大豆の産出額	12億円	16億円	19億円
⑥ 大麦の1等比率	89.9%	90%以上	90%以上
⑦ 大豆の特定加工用以上比率	89%	100%	100%
⑧ 水田フル活用率(耕地利用率)	95%	100%	100%
⑨ 園芸産出額(野菜・いも類・果実・花き)	93億円	120億円	140億円
⑩ 園芸の作付面積の拡大	40ha/年	100ha/年	100ha/年
⑪ 新規園芸取組み生産者数	39経営体/年	60経営体/年	60経営体/年
⑫ 畜産産出額(生乳・牛肉・豚肉・鶏卵)	78億円	90億円	100億円
⑬ 飼料用米栽培面積(県内流通分)	704ha	1,100ha	1,200ha
⑭ 稲発酵粗飼料栽培面積	449ha	480ha	500ha
⑮ 有機・特別栽培農産物の栽培面積	1,029ha	1,200ha	1,500ha
⑯ GAPの認証取得経営体数	52経営体	80経営体	100経営体
⑰ 普及に移した開発技術	27件	30件(延べ150件)	30件(延べ300件)
⑱ スマート農機の導入台数	350件	890件	1,340件

II 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

⑲ 担い手による経営面積の割合	66.5%	74%	80%
⑳ 法人経営体数	769経営体	850経営体	880経営体
うち集落営農法人数	452組織	480組織	490組織
㉑ 大規模経営体数(50ha以上)	148経営体	200経営体	230経営体
㉒ 新規就農者数	80人	120人以上/年	120人以上/年
㉓ 女性が経営参画する経営体数	209件	250件	300件
㉔ 農村女性起業件数	190件	210件	230件
㉕ 就農相談・農業体験等の件数	153件/年	175件/年	195件/年
㉖ 農地(耕地)面積	58,200ha	57,600ha	57,100ha
㉗ ほ場整備面積	45,484ha	46,100ha	46,800ha
㉘ 大区画圃場整備面積(1ha程度以上)	5,395ha	6,300ha	7,400ha
㉙ 水田汎用化整備面積(暗渠排水整備)	7,254ha	7,800ha	8,300ha
㉚ 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等完了箇所数	10箇所	486箇所	559箇所
㉛ 田んぼダム取組面積	550ha	1,790ha	2,200ha

III 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

㉜ 6次産業化販売金額(加工・直売分野)	109億円(R1)	150億円	165億円	
㉝ 「富のおもちかえり」商品の販売金額	1,327万円/年	4,000万円/年	5,000万円/年	
㉞ 県食品研究所との共同研究開発による商品の	販売金額	26.9億円	28億円	29億円
	商品化数	68商品	83商品	95商品
㉟ オンライン商談による年間成約数	3件	50件	75件	
㊱ 三大都市圏への野菜出荷量	583t	1,000t	1,500t	
㊲ 県産食材提供協力店舗数(県内)	1,466店舗(R3)	1,900店舗	2,000店舗	
㊳ 県産農林水産物等の輸出額	12億円	120億円	—	
㊴ 輸出に取り組む事業者数	54者	100者	—	
㊵ 食品表示が適正な店舗の割合	97.4%	100%	100%	
㊶ 学校給食での県産食材活用率(野菜類)	25.1%	32.0%	38.0%	
㊷ 直売所及びインショップにおける農林水産物等販売金額	38.2億円	45億円	45億円	
㊸ 食品ロス削減のための取組みを行っている県民の割合	81.3%	90%	90%以上	

IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

㊹ 農村環境保全活動の	参加者数	69,095人	71,000人	71,000人
	集落数	1,428集落	1,600集落	1,600集落
	取組面積	41,433ha	46,000ha	46,000ha
㊺ 散居村を活かした地域づくり協定締結件数	271件	280件	290件	
㊻ 棚田景観等を保全する交流活動件数	31件	40件	42件	
㊼ 農林漁業等体験者数	70,005人	74,200人	79,200人	
㊽ 交流地域活性化重点地域(指定数)	48地域	56地域	58地域	
㊾ 農泊ネットワーク地域数	10地域	23地域	38地域	
㊿ 農業用水等を利用した小水力発電の年間計画発電量	71,493千kWh	73,700千kWh	74,600千kWh	
1 中山間地域等直接支協定締結集落数	404集落	400集落以上	400集落以上	
2 農業・農村サポーター活動参加者数	98人	245人	255人	
3 荒廃農地面積	352ha	増加させない	増加させない	
4 鳥獣による農作物被害額	6,524万円	4,800万円以下	3,200万円以下	

5 農業経営のめざす姿

○新規就農者 農業所得250万円の経営モデル^(※1)

類型	モデルのポイント	経営形態 (経営面積)	経営規模	労働力
水田作	機械・施設を有効活用して初期投資を抑えた親元就農モデル	家族経営 (15ha)	水稲 9.5ha 大麦・大豆 5.5ha	・家族 1人 臨雇 90人日
施設野菜	規模拡大が可能な品目で収益性向上	家族経営 (0.2ha)	こまつな 0.165ha (年間7作)	・家族 1人 臨雇 91人日

○地域農業の中心となる担い手 【標準タイプ】 農業所得500万円の経営モデル^(※1)

類型	モデルのポイント	経営形態 (経営面積)	経営規模	労働力
水田作	家族経営水稲作の基本的なモデル	家族経営 (23ha)	水稲 14.6ha 大麦・大豆 8.4ha	・家族 1.5名 臨雇 147人日
施設野菜	規模拡大が可能な品目で収益性向上	家族経営 (0.62ha)	こまつな 0.62ha	・家族 1.5名 臨雇 766人日
酪農	新技術の活用と外部化により経営の安定化	家族経営	経産牛 50頭 飼料作物 延べ 17.8ha	・家族 1.5名 臨雇 99人日
水田作	複数戸で協業化して規模拡大。従業員を雇用することで後継者を育成	複数戸 法人 (80ha)	水稲 50.9ha 大麦・大豆 29.1ha	・代表役員 1名、役員 3名 <従業員 3名> 臨雇 49人日
水稲＋野菜	園芸品目を導入して専従者の育成	集落営農 法人 (30ha)	水稲 19ha (直播 6ha) 大麦・大豆 10ha えだまめ 0.9ha	・専従者 1名 <従事構成員 17名>

(※1)：水稲、野菜の類型については、「富山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、酪農については、「富山県酪農・肉用牛生産近代化計画書」より

○地域農業をリードする担い手 【発展タイプ】 農業所得750万円の経営モデル^(※2)

類型	モデルのポイント	経営形態 (経営面積)	経営規模	労働力
水稲＋果樹	6次産業化（主穀作＋園芸の直売や観光農園等）	1戸法人 (33ha)	水稲 21ha (直播 5ha) 大麦・大豆 11ha りんご 1ha、もも 0.3ha	・代表役員 1名、役員 1名 <従業員 1名>
水稲＋施設野菜	主穀作＋施設野菜の導入で従業員雇用	1戸法人 (80ha)	水稲 51ha (直播 10ha) 大麦・大豆 29ha こまつな 0.2ha	・代表役員 1名、役員 1名 構成員 1名 <従業員 4名>
酪農	機械化・新技術活用等により省力化と収益性向上	1戸法人	経産牛 100頭 飼料作物 延べ 50ha	・代表役員 1名、 構成員 2名、臨雇 1名
水稲＋野菜	メガファーム（主穀作の規模拡大と園芸導入）	複数戸 法人 (160ha)	水稲 102ha (直播 10ha) 大麦・大豆 53ha こまつな 0.4ha キャベツ 5ha	・代表役員 1名、役員 4名 構成員 2名 <従業員 9名>
水稲＋露地野菜	園芸重点（3年5作など、水田フル活用による園芸の重点的拡大）	集落営農 法人 (37ha)	水稲 21ha 大麦 8ha たまねぎ・にんじん 4ha	・専従者 1名、 準専従者 1名 <従事構成員 16名>

(※2)：水稲との複合類型については、「とやま型農業経営モデルのチャレンジ経営体の事例（H29）」を参考に作成、酪農については、「富山県酪農・肉用牛生産近代化計画書」より

○水田作（家族経営）

類型	経営形態 (経営面積)	経営規模	労働力	経営全体の所得 (主たる従事者 1人)
水田作	家族経営 (23ha)	水稲 14.6ha 大麦・大豆 8.4ha	・家族 1.5名 臨雇 147人日	約 750万円 (約 500万円)

6 次産業化（主穀作＋園芸の直売や観光農園等）

- ・観光農園、直売のための品目の導入
- ・経営面積の拡大

類型	水稲＋果樹
経営形態 (経営面積)	1戸法人 (33ha)
経営規模	水稲 21ha (直播 5ha) 大麦・大豆 11ha りんご 1ha、もも 0.3ha
労働力	・代表役員 1名、役員 1名 <従業員 1名>
経営全体の所得 (主たる従事者)	1,539万円 (750万円)

主穀作＋施設野菜の導入で従業員雇用

- ・大区画圃場による大規模機械導入による経営面積の拡大
- ・冬期作業のための施設園芸の導入
- ・とやま農業未来カレッジ生等の雇用

類型	水稲＋施設園芸
経営形態 (経営面積)	1戸法人 (80ha)
経営規模	水稲 51ha (直播 10ha) 大麦・大豆 29ha こまつな 0.2ha
労働力	・代表役員 1名、役員 1名 構成員 1名<従業員 4名>
経営全体の所得 (主たる従事者)	2,688万円 (750万円)

○水田作（集落営農）

園芸品目を導入して専従者の育成

類型	水田作
経営形態 (経営面積)	集落営農法人 (30ha)
経営規模	水稲 19ha (直播 6ha) 大麦・大豆 10ha えだまめ 0.9ha
労働力	・専従者 1名 <従事構成員 17名>
経営全体の所得 (主たる従事者)	約 610万円 (約 500万円)

水田フル活用による園芸の重点的拡大

- ・機械化一貫体系の確立した園芸品目の導入による園芸面積の拡大
- ・3年5作による水田フル活用
- ・JA等との連携により投資の抑制

類型	水稲＋露地野菜
経営形態 (経営面積)	集落営農法人 (37ha)
経営規模	水稲 21ha、大麦 8ha たまねぎ・にんじん 4ha
労働力	・専従者 1名、 準専従者 1名 <従事構成員 16名>
経営全体の所得 (主たる従事者)	1,661万円 (750万円)

○酪農

新技術活用と外部化により経営の安定化を図る

類型	酪農
経営形態 (経営面積)	家族経営
経営規模	経産牛 50頭 (繋ぎ飼い)
労働力	・家族 2名
経営全体の所得 (主たる従事者)	1,294万円 (702万円)

機械化・新技術活用等により省力化と収益性向上を図る

類型	酪農
経営形態 (経営面積)	法人経営
経営規模	経産牛 100頭 (フリーストールパーラー)
労働力	・労働力 4名 (うちパート 1名)
経営全体の所得 (主たる従事者)	2,687万円 (946万円)

とやま型農業経営モデルの概要

1 とやま型農業経営モデルの定義と目指す方向

(1) とやま型農業経営モデルの定義

「地域を担う法人経営体であり、主穀作（水稻・大麦・大豆）と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保する経営モデル」

(2) 目指す姿（モデルの方向）

- ①メガファームタイプ 主穀作の規模拡大と園芸導入
- ②6次産業化タイプ 主穀作に加え園芸の直売や観光農園等6次産業化の実践
- ③集落営農雇用タイプ 主穀作に加え園芸の導入で従業員を雇用
- ④園芸重点タイプ 水田フル活用による園芸の重点的な生産拡大

(3) 主たる従事者の所得目標 年間750万円以上※)

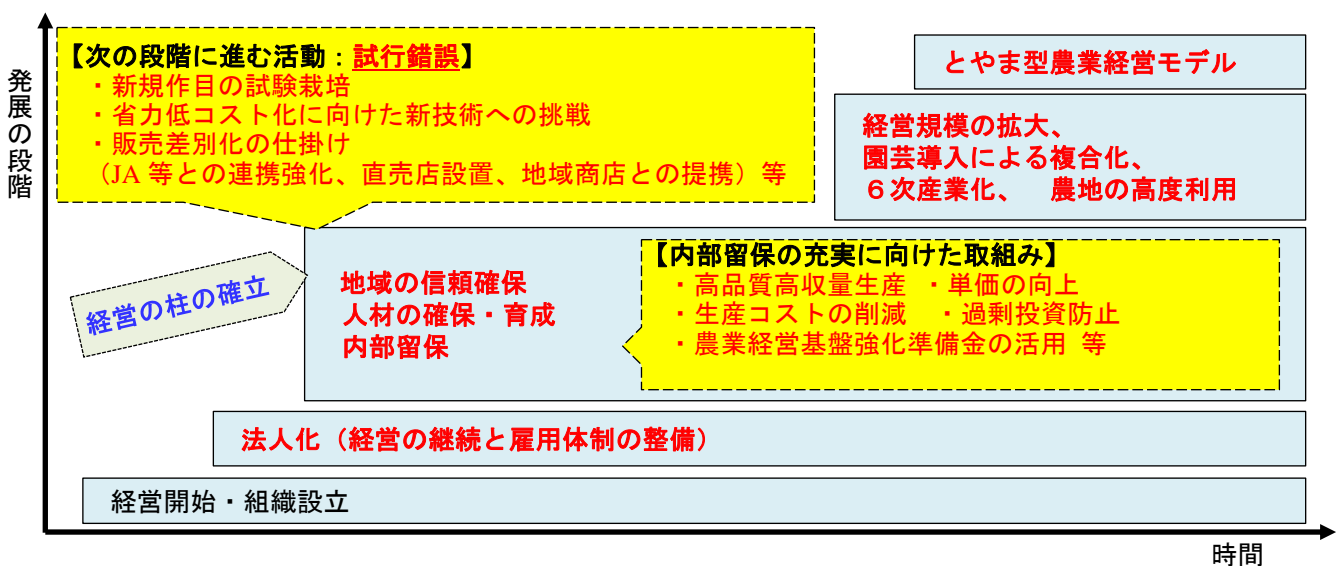
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で定める年間500万円の1.5倍以上を目指す

2 とやま型農業経営モデルの定義と目指す方向

(1) 経営者の考え方

- ①常に「将来どうするか」について考え、理想のビジョンがある
- ②新しいことにチャレンジし、試行錯誤を重ね、達成する
- ③機械・施設の過剰投資はしない。補正事業のチャンスには尻込みしない
- ④農地を分散させずにまとめている
- ⑤近隣地域や担い手との情報交換が密で、理解を得ており、信頼が厚い
- ⑥作業の段取りがうまい
- ⑦高品質低コスト栽培に徹し、毎年確実に利益を上げ、内部留保している
- ⑧経営にPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act）を実践
- ⑨社会保険の加入など労働条件を改善
- ⑩経常利益の黒字化を目指す

(2) 経営の発展過程 - あなたは、今、どの段階にいますか? -



※) 農業所得＝経常利益＋労務費（専従者分）－施設整備等の一時的な補助金

※赤字：新規導入や事業拡大した項目
 ※青字：所得向上に寄与した取組み
 ※農業所得＝経常利益＋労務費（専従者分）
 －施設整備等の一時的な補助金

3 チャレンジ経営体のモデル事例 1

チャレンジ経営体名		(有)アグリゴールド矢木（入善町）【メガファームタイプ】																																					
		規模拡大と契約栽培による経営の複合化																																					
区分	項目等	H26	H28	H29	<取組みの投資額(H27～29)>																																		
経営規模	経営規模 水稲(移植) 61ha 水稲(直播) 10ha 大豆 53ha ハウスネギ 20a ミニトマト 3a 新)施設イチゴ 新)露地ネギ	124ha 61ha 10ha 53ha 20a 3a - -	136ha 63ha 20ha 53ha 26a 9a - -	140ha 71ha 15ha 53ha 20a 9a 5a 30a	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名等</th> <th>台数</th> <th>投資金額(税込み)(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンバイン</td><td>2</td><td>2,496</td></tr> <tr><td>パイプハウス</td><td>1</td><td>596</td></tr> <tr><td>ハウス整地工</td><td>1</td><td>117</td></tr> <tr><td>ハウス(イチゴ)</td><td>1</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>パイプハウス</td><td>2</td><td>1,001</td></tr> <tr><td>トラクタ</td><td>1</td><td>802</td></tr> <tr><td>ストーンクラッシャー</td><td>1</td><td>397</td></tr> <tr><td>色彩選別機</td><td>1</td><td>778</td></tr> <tr><td>調製ライン工事</td><td>1</td><td>481</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>9,068</td></tr> </tbody> </table>		機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)	コンバイン	2	2,496	パイプハウス	1	596	ハウス整地工	1	117	ハウス(イチゴ)	1	2,400	パイプハウス	2	1,001	トラクタ	1	802	ストーンクラッシャー	1	397	色彩選別機	1	778	調製ライン工事	1	481	計		9,068
機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)																																					
コンバイン	2	2,496																																					
パイプハウス	1	596																																					
ハウス整地工	1	117																																					
ハウス(イチゴ)	1	2,400																																					
パイプハウス	2	1,001																																					
トラクタ	1	802																																					
ストーンクラッシャー	1	397																																					
色彩選別機	1	778																																					
調製ライン工事	1	481																																					
計		9,068																																					
専従者数(名)	専従者数 常勤役員 2 常時従事者 6	8 2 6	9 3 6	10 3 7																																			
農業所得※	経営全体(万円)	経営全体計 5,259 水稲 1,378 水稲以外 3,881	7,839 3,430 4,409	8,733 - -																																			
	専従者1人当り(万円)	経営全体計 657 水稲 248 水稲以外 409	871 381 490	873 - -																																			
経営発展のポイントと具体的な取組み	① 販売力の強化	水稲 ・玄米色彩選別機の導入による選別の徹底 水稲以外 ・ミニトマトの地元飲食店や温泉業者への契約販売 ・ミニトマト、イチゴはグローバル GAP 取得																																					
	② 単収の向上	水稲 ・水稲の水管理分担制導入 水稲以外 ・ストーンクラッシャーで礫除去 ・ミニトマトの炭酸ガス供給栽培 ・ミニトマトの出荷期間の拡大																																					
	③ コストの削減	水稲 ・水稲直播栽培の導入 水稲以外 ・主要農業機械の稼働面積拡大 ・作業状況に応じた人員配置																																					
	④ 土地利用の最適化	水稲 ・地域の担い手間同士で農地交換等による集積地を調整 水稲以外 ・大豆は集団化で生産																																					
	⑤ 周年作業化	水稲 水稲以外 ・露地白ネギと施設イチゴの導入 ・施設白ネギとミニトマトの面積拡大																																					
	⑥ 地域等との連携	水稲 ・地域の育苗施設から出芽苗を購入 水稲以外 ・とやま農業未来カレッジ短期講座へ従業員派遣 ・地域の堆肥組合と連携した散布																																					

※赤字：新規導入や事業拡大した項目

※青字：所得向上に寄与した取組み

※農業所得＝経常利益＋労務費（専従者分）
－施設整備等の一時的な補助金

3 チャレンジ経営体のモデル事例 2

チャレンジ経営体名		(農)たてやま営農組合(立山町)【6次産業化タイプ】																															
		農商工連携による酒米生産と観光農園による6次産業化																															
区分	項目等	H26	H28	H29	<取組みの投資額(H27~29)>																												
経営規模	 経営規模 水稻 29ha 大豆 11ha サトイモ 100a モモ 60a リンゴ 60a 新)酒米 新)施設イチゴ	42ha 29ha 11ha 100a 60a 60a - -	46ha 32ha 11ha 80a 60a 60a 1ha 15a	47ha 33ha 11ha 90a 60a 60a 1ha 15a	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名等</th> <th>台数</th> <th>投資金額(税込み)(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園芸用ハウス</td> <td>2</td> <td>5,132</td> </tr> <tr> <td>敷地関連工事</td> <td>1</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>受付施設工事</td> <td>1</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>乗用管理機</td> <td>1</td> <td>637</td> </tr> <tr> <td>中耕ディスク</td> <td>1</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>育苗ハウス</td> <td>8</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>加湿ヒーター</td> <td>9</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8,343</td> </tr> </tbody> </table>		機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)	園芸用ハウス	2	5,132	敷地関連工事	1	408	受付施設工事	1	1,080	乗用管理機	1	637	中耕ディスク	1	71	育苗ハウス	8	885	加湿ヒーター	9	130	計		8,343
機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)																															
園芸用ハウス	2	5,132																															
敷地関連工事	1	408																															
受付施設工事	1	1,080																															
乗用管理機	1	637																															
中耕ディスク	1	71																															
育苗ハウス	8	885																															
加湿ヒーター	9	130																															
計		8,343																															
専従者数(名)	専従者数 常勤役員 常時従事者	4 1 3	5 1 4	5 1 4																													
農業所得※	経営全体(万円)	2,290 230 2,059	3,273 989 2,284	5,799 - -																													
	専従者1人当り(万円)	572 128 445	655 430 225	1,160 - -																													
経営発展のポイントと具体的な取組み	① 販売力の強化	水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・中京の米卸業者への直接販売 ・酒造メーカーとの契約栽培 																														
		水稻以外	<ul style="list-style-type: none"> ・モモ、リンゴ、イチゴのロコミ効果 																														
	② 単収の向上	水稻																															
		水稻以外	<ul style="list-style-type: none"> ・モモの優良側枝の育成技術 ・リンゴの野鼠対策の徹底 																														
	③ コストの削減	水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔カバーシートの設置 																														
		水稻以外	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携したサトイモ用機械の共同利用 																														
④ 土地利用の最適化	水稻																																
	水稻以外																																
⑤ 周年作業化	水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻育苗作業の受託 																															
	水稻以外	<ul style="list-style-type: none"> ・施設イチゴの導入 																															
⑥ 地域等との連携	水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・カントリーエレベータ、水稻育苗等JAとの連携 ・周辺集落と協力した生産販売（主食用米、酒米、サトイモ等） 																															
	水稻以外	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま農業未来カレッジ生を専従者として雇用 																															

3 チャレンジ経営体のモデル事例 3

※赤字：新規導入や事業拡大した項目

※青字：所得向上に寄与した取組み

※農業所得＝経常利益＋労務費（専従者分）

－施設整備等の一時的な補助金

チャレンジ経営体名		(農)あしつきの郷(射水市)【集落営農雇用タイプ】																																										
		乾田直播による新技術導入と施設園芸と減農薬米のプラン																																										
区分	項目等	H26	H28	H29	<取組みの投資額(H27~29)>																																							
経営規模	 <p>経営規模 水稻(移植) 51ha 36ha 37ha 水稻(直播) 2ha 16ha 15ha 大麦 18ha 16ha 16ha 大豆 3ha 5ha 6ha エダマメ 0.6ha 1.2ha 1ha ニラ 10a 10a 10a ネギ 20a 40a 40a 新)キャベツ - 60a 70a 新)水耕レタス - 264 m² 264 m²</p>	74ha	76ha	76ha	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名等</th> <th>台数</th> <th>投資金額(税込み)(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水稻直播播種機</td><td>1</td><td>322</td></tr> <tr><td>石礫除去機</td><td>1</td><td>419</td></tr> <tr><td>園芸用ビニルハウス</td><td>1</td><td>564</td></tr> <tr><td>水耕プラント</td><td>1</td><td>821</td></tr> <tr><td>トラクタ</td><td>1</td><td>572</td></tr> <tr><td>畦塗機</td><td>1</td><td>75</td></tr> <tr><td>レーザーレベラ</td><td>1</td><td>214</td></tr> <tr><td>ロータリ</td><td>1</td><td>105</td></tr> <tr><td>サイドリッジャ</td><td>1</td><td>8</td></tr> <tr><td>農産物集荷加工場</td><td>1</td><td>1,211</td></tr> <tr><td>精米機</td><td>1</td><td>176</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>4,487</td></tr> </tbody> </table>	機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)	水稻直播播種機	1	322	石礫除去機	1	419	園芸用ビニルハウス	1	564	水耕プラント	1	821	トラクタ	1	572	畦塗機	1	75	レーザーレベラ	1	214	ロータリ	1	105	サイドリッジャ	1	8	農産物集荷加工場	1	1,211	精米機	1	176	計		4,487
機械名等	台数	投資金額(税込み)(万円)																																										
水稻直播播種機	1	322																																										
石礫除去機	1	419																																										
園芸用ビニルハウス	1	564																																										
水耕プラント	1	821																																										
トラクタ	1	572																																										
畦塗機	1	75																																										
レーザーレベラ	1	214																																										
ロータリ	1	105																																										
サイドリッジャ	1	8																																										
農産物集荷加工場	1	1,211																																										
精米機	1	176																																										
計		4,487																																										
専従者数(名)	<p>専従者数 常勤役員 5 4 4 常時従事者 0 2 3</p>	5	6	7																																								
農業所得※	経営全体(万円)	<p>経営全体計 1,933 4,357 5,914 水稻 885 1,925 - 水稻以外 1,049 2,432 -</p>	1,933	4,357	5,914																																							
	専従者1人当り(万円)	<p>経営全体計 387 726 849 水稻 177 385 - 水稻以外 210 341 -</p>	387	726	849																																							
経営発展のポイントと具体的な取組み	① 販売力の強化	<p>水稻 ・特別栽培米の生産 水稻以外 ・リーフレタス契約栽培 ・「あしつき」商標登録</p>																																										
	② 単収の向上	<p>水稻 ・レーザーレベラーでほ場均平化 水稻以外 ・大麦の高畦播種で排水性確保 ・品目別担当者の設置</p>																																										
	③ コストの削減	<p>水稻 ・水稻乾田直播栽培の拡大 水稻以外 ・大区画ほ場に適応した大型トラクタなど機械導入 ・品目別担当者の設置</p>																																										
	④ 土地利用の最適化	<p>水稻 水稻以外</p>																																										
	⑤ 周年作業化	<p>水稻 水稻以外 ・白ネギ、枝豆の面積拡大 ・キャベツ、リーフレタスの導入 ・冬期間の機械整備作業</p>																																										
	⑥ 地域等との連携	<p>水稻 ・水稻育苗作業の受託 水稻以外 ・とやま農業未来カレッジ生を専従者として雇用</p>																																										

※赤字：新規導入や事業拡大した項目

※青字：所得向上に寄与した取組み

※農業所得＝経常利益＋労務費（専従者分）
－施設整備等の一時的な補助金

3 チャレンジ経営体のモデル事例 4

チャレンジ経営体名		(農)高塚集落営農組合(南砺市)【園芸重点タイプ】						
		園芸生産の拡大と水田フル活用による通年作付け						
区分	項目等	H26	H28	H29	<取組みの投資額(H27~29)>			
経営規模	経営規模	37ha	39ha	45ha	機械名等	台数	投資金額 (税込み) (万円)	
		水稲 20ha 大麦 9ha ソバ 7ha タマネギ 1.2ha ニンジン 0.4ha	14ha 12ha 7ha 3.5ha 2.2ha	12ha 12ha 12ha 6ha 3ha				タマネギ定植機
専従者数 (名)	専従者数	1	1	2	タマネギ収穫機	1	1,339	
農業所得※	経営全体 (万円)	経営全体計	185	1,804	1,025	ニンジン播種機	1	48
		水稲	-245	307	-	ニンジン収穫機	1	324
	水稲以外	429	1,497	-	播種機	1	296	
	専従者 1人当り (万円)	経営全体計	185	1,804	513	ブレンドキャスタ	1	68
		水稲	-245	307	-	ワイド散布機	1	60
	水稲以外	429	1,497	-	溝堀機	1	104	
計					トラクタ	1	699	
経営発展のポイントと具体的な取組み	① 販売力の強化	水稲	・JA、全農の推進品目の導入		・タマネギの単価が通常の場合は、1,276万円(試算)	水稲以外		
		水稲以外						
	② 単収の向上	水稲	・ タマネギ、ニンジンの機械化一貫体系の確立による適期作業 ・堆肥、緑肥を導入した土づくり ・ストーンピッカーで礫除去					
		水稲以外						
	③ コストの削減	水稲	・ タマネギ、ニンジンの機械一貫体系確立で労働時間削減 ・個人スキルに応じた出役と作業分担					
		水稲以外						
④ 土地利用の最適化	水稲	・ 3年4作(水稲-大麦-タマネギ-ソバ又はニンジン)、2年3作(水稲-大麦-ソバ)の輪作体系						
	水稲以外							
⑤ 周年作業化	水稲	・ 水稲(コシヒカリ)を縮小し、タマネギ、ニンジンの重点的な生産拡大						
	水稲以外	・JAの共同利用施設等を活用(水稲の育苗・乾燥調製)						
⑥ 地域等との連携	水稲	・JAの共同利用施設等を活用(タマネギ・ニンジンの調製)						
	水稲以外							

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

1 競争力ある農産物の生産

(1) 高品質な選ばれる米づくりの推進

【施策の方向性】

- ・富山米が消費者や実需者から高く評価され、需要量を確保するため、業務用米や非主食用米を含め、多様なニーズに対応した品揃えの充実を図ります。
- ・高温等の気象変動に対応した栽培技術の徹底により、高品質で良食味かつ安全・安心な富山米の生産振興に取り組みます。
- ・「富富富」については、将来的に中生品種の^{なかて}大宗を占める品種となるよう生産拡大を進めます。
- ・全国一の種もみ出荷県として、良質な種子の安定供給を図ります。
- ・米の消費拡大を図るため、生産・流通・消費者・教育など関係者が連携して取り組むとともに、若い世代を中心に、ご飯を食べる運動などを展開します。

【現状と課題】

- ・米政策の見直しや新品种のブランド化による産地間競争の激化、ライフスタイルの変化に伴う消費者ニーズの多様化など、米を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・近年、稲の生育期間が高温で推移するなど米の品質や食味への影響が懸念されており、本県農業の基幹である稲作経営が将来にわたって発展していくため、気象変動に対応した栽培技術の徹底や品質が安定している「富富富」などへの誘導、生産コストの削減が必要です。
- ・米の主要産地である本県としては、家庭用・業務用の主食用米に、非主食用米を含めて品揃えの充実を図りながら、需要に応じた米生産を進めていくことが重要です。
- ・主要農作物種子法の廃止により、民間や他県育成の品種の本県への委託が増加することが想定されることから優良種子の確保や種子生産農家の労働生産性の向上が課題となっています。
- ・若い世代を中心に米離れが進んでおり、米の良さの啓発に加え、県独自にご飯や米加工品を食べてもらおうための取組みが必要です。

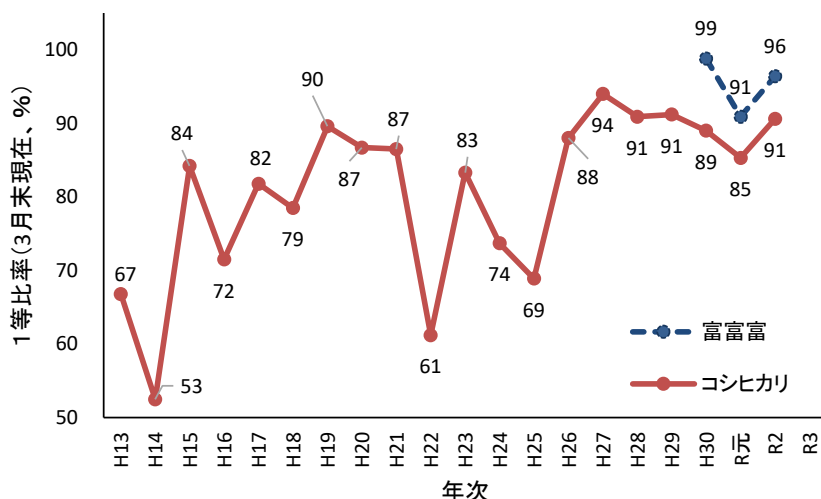


図 富山県産米の1等比率の推移

【取組内容】

○ 富山米の高品質・良食味生産と低コスト化

- ・気象変動や生育状況に応じた栽培技術の徹底により高品質・良食味を確保するとともに、気象変動に強い「富富富」、「てんたかく」、「てんこもり」の作付け誘導を図ります。
- ・担い手への土地利用集積や農地の大区画化等による作業の効率化、機械・施設の整備等への支援や効率的な利用促進、及び直播栽培の導入等による生産コストの削減を推進します。
- ・ドローンやスマート農機の普及拡大により、育苗や防除、水管理、除草などに係る労働時間を削減し、労働生産性の向上を図ります。

○ 「富富富」の生産拡大

- ・生産者登録制度による高品質・良食味の確保を図ります。
- ・生産者や消費者のニーズを踏まえ、将来的には「富富富」が中生品種^{なかて}の大宗を占める品種となるよう、栽培面積を順次拡大していきます。

○ 実需者ニーズに対応した需要の確保

- ・「てんたかく」や「てんこもり」などの業務用米について、複数年契約による新たな需要先を獲得するための新たな販路開拓や、取引量の拡大に向けた実需者等との連携強化などの取組みを推進します。

○ 種もみの品質確保と生産体制の強化

- ・全国一の種もみ出荷県として品質を確保するとともに、生産体制を強化するため、「富山県主要農作物種子生産条例」に基づき、農林振興センターが行うほ場審査や生産物審査、農業研究所が行う民間等の育成品種をクリーンな状態で種子場に原種供給するなどの取組みを、引き続き進めます。
- ・優良な種子の生産性向上を図るため、機械・施設の整備等に支援します。

○ 富山米の消費拡大・販売促進

- ・若い世代を中心に米の良さを具体的な事例を示して、各種媒体も活用し情報を発信します。
- ・県民を始めとする消費者等と一体となったPR活動を引き続き展開し、消費拡大を図ります。
- ・米粉の活用、米加工品の開発を促進します。



「富富富」生産推進大会



種もみクリーンセンターの隔離圃場

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
米産出額	434 億円	416 億円	420 億円
米の1等比率	91.0%	現況以上	現況以上

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

1 競争力ある農産物の生産

(2) 水田フル活用による大麦、大豆等の生産推進

【施策の方向性】

- ・需要に応じた米生産と水田のフル活用により、水田農業の生産性・収益性の向上を図るため、主食用米の計画的生産とあわせて、需要の高い大麦・大豆や非主食用米（飼料用米や輸出用米など）、園芸作物等の生産拡大を進め、地域の創意工夫による農業経営の安定と農業の成長産業化を進めます。

【現状と課題】

- ・全国の主食用米の需要量は、近年、年間 10 万トンずつ減少していることに加え、新型コロナウイルスの影響により外食需要が減少し、米の民間在庫量が増加しています。
- ・水田率が全国一高い本県では、地域の特性や需要に応じ、輸出用米などの非主食用米、大麦・大豆、園芸作物等を組み合わせた水田のフル活用を推進し、生産性を高めて農業経営の安定を図っていくことが重要です。
- ・大麦・大豆は転作の基幹作物で、実需者から安定的な生産・供給が求められており、生産拡大に向けて、栽培技術の徹底による収量・品質の確保、機械・施設の整備による効率的な生産体制の強化などを一層進める必要があります。
- ・畜産経営の安定化に資する飼料用米や地域特産物であるハトムギ、そばなど需要のある多様な品目の生産振興が求められています。

大麦・大豆の作付面積、単収の推移



【取組内容】

○ 水田フル活用の推進

- ・ 農業所得の確保や生産性の高い水田農業を図るため、輸出用米などの非主食用米や大麦・大豆、高収益作物である園芸作物などの生産拡大と産地化による水田フル活用を推進します。
- ・ 水田フル活用に向け、麦収穫後ほ場に大豆や園芸作物、非主食用米を作付けする輪作体系の導入・定着を図ります。

○ 需要の高い大麦・大豆の生産性向上

- ・ 水田農業の基幹作物であり、実需者から本県産への需要が高い大麦・大豆について、需要に応じた計画生産と生産性の向上を図るため、土づくりや排水対策の実施、栽培技術の徹底、機械・施設の整備等への支援を行います。

○ 非主食用米等の需要開拓と生産性向上

- ・ 飼料用米、加工用米、輸出用米、米粉用米等の非主食用米について、実需者とのマッチングを図るとともに、地域の実情に応じた取組みの拡大を推進します。
- ・ 飼料用米については、多収性品種の「やまだわら」の導入を促進するとともに、保管施設や混合機等の機械・施設の整備などによる生産拡大に向けた取組みを支援します。
- ・ ハトムギ、そば等の地域特産物については、栽培技術の徹底や商品開発、販路開拓等により生産振興を図ります。



大豆コンバインによる収穫作業



収穫時期の大麦

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
大麦の産出額	2 億円	4 億円	5 億円
大豆の産出額	12 億円	16 億円	19 億円
大麦の 1 等比率	89.9%	90%以上	90%以上
大豆の特定加工用以上比率	89%	100%	100%
水田フル活用率 (耕地利用率)	95%	100%	100%

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

1 競争力ある農産物の生産

(3) 園芸作物の生産力の強化・拡大

①水田での機械化体系確立品目の生産拡大

【施策の方向性】

- ・水田において、機械化体系が確立した品目の生産拡大を推進します。
- ・園芸産地をけん引する経営体の育成とそのモデルの横展開、労働力が不足する作業の労働補完体制の確立など、園芸生産拡大の取組みを進めます。
- ・消費者や実需者ニーズに応じた生産、生産者と加工業者等とのマッチングなどによる販路開拓など、市町村や関係団体等と連携し、生産から流通・販売までの一貫的なサポートにより、園芸産地の育成を図ります。

【現状と課題】

- ・稲作だけに頼らない収益性の高い農業を目指し、担い手を中心に稲作と園芸作物を組み合わせた複合経営への取組みが進んでいます。
- ・平成 22 年度から、県内各 J A 等が戦略品目を定めて大規模な園芸産地づくりに取り組む 1 億円産地づくりを推進し、たまねぎ、にんじんなど機械化体系が確立した品目を中心に栽培面積が拡大、販売金額が増加しました。
- ・気象変動に対応した栽培管理が十分行えず、収量や品質が安定しない経営体・産地があることから、栽培管理の重点指導による生産安定、収益確保を図っていく必要があります。
- ・収穫や選別作業等に労働力が確保できないことなどにより、規模拡大が進まない事例も見られており、労働力の確保や作業受委託体制の確立が求められています。
- ・加工業務用野菜の販路確保が課題となっていますが、県内には加工施設が少ないことから、県内外の実需者ニーズに応じた生産と販路開拓に努める必要があります。

「1 億円産地づくり」で拡大した主な品目

品目		H21	R2
たまねぎ	栽培面積 (ha)	8	184
	出荷量 (t)	125	6,768
	販売額 (百万円)	10	543
にんじん	栽培面積 (ha)	10	63
	出荷量 (t)	6	738
	販売額 (百万円)	1	46
キャベツ	栽培面積 (ha)	0	30
	出荷量 (t)	0	623
	販売額 (百万円)	0	35



たまねぎの収穫、にんじんの集出荷・調製

※「1 億円産地づくり」実績調査(県調べ)

【取組内容】

○ 水田での園芸生産の拡大と産地をけん引する経営体の育成

- ・機械化体系や集出荷体制が確立しているたまねぎやにんじん、キャベツ等を水田園芸拡大品目として、生産拡大を進めます。
- ・産地をけん引する経営体(リーディング経営体:園芸販売額 1,000 万円以上)に、収量、品質面での課題を重点的に指導することで収益向上を図り、このモデルを産地全体へ横展開します。

○ 生産性向上と規模拡大

- ・機械・施設の導入やJ A等による作業機械の貸出、集出荷施設整備を支援し、省力化による生産性向上と規模拡大を推進します。
- ・収量、品質の安定化を図るため、暗きょ排水や排水路の改善など、水田の汎用化を促進します。
- ・畑地化やスマート農機の導入による先駆的な高生産性モデルの実証の取組みを支援します。



スマート農機を活用した大区画ほ場でのたまねぎの畝立て作業

○ 労働力補完体制の確立

- ・ドローンによる農薬散布等の作業受託や収穫調製作業等の人材供給のサービスを行う「農業支援サービス」の活用など、新しい労働力確保体制の確立を推進します。
- ・園芸作物の導入による周年的な労力活用や収入機会の確保を図るため、集落営農組織等での専従者の確保や園芸担当者の育成に取り組みます。



農業支援サービスによるキャベツの収穫

○ 市場開拓と需要に応じた生産体制の確立

- ・県内の青果市場等のコーディネートによる生産者と実需者とのマッチングにより、販路開拓を図るとともに、需要に応じた生産・加工に係る機械・施設の導入支援など、市町村や関係団体等と連携し、生産から流通・販売までを一貫的にサポートします。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
園芸産出額 (野菜・いも類、果実、花き)	93 億円	120 億円	140 億円
園芸の作付面積の拡大	40ha/年	100 ha/年	100 ha/年
新規園芸取組み生産者数	39 経営体/年	60 経営体/年	60 経営体/年

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

1 競争力ある農産物の生産

(3) 園芸作物の生産力の強化・拡大

②収益性の高い特色ある園芸産地づくり

【施策の方向性】

- ・消費者や実需者のニーズの高い施設園芸や果樹、花きなど地域の特色ある品目の生産拡大を図るため、意欲的な園芸産地の育成を推進します。
- ・近年多発している台風や凍霜害などの気象災害の未然防止対策による農業生産の継続の取り組みを進めます。
- ・園芸産地での新規就農者等の受入れ体制の整備などを推進し、園芸産地の担い手の育成・確保を図ります。

【現状と課題】

- ・トマトやほうれんそうなどの施設園芸や日本なし、りんごなどの果樹、チューリップ球根やチューリップ切り花などの特色ある品目がありますが、高齢化による生産者の減少や後継者不足、作業時間が多いこと等により、縮小傾向にある産地も見られます。
- ・果樹産地や野菜産地などでは、近年、台風や凍霜害、雹、大雪などにより、収量・品質の低下、収益の減少などの影響が見られ、気象災害の未然防止対策を強化する必要があります。
- ・新規就農希望者の園芸生産への関心は高いものの、園芸生産の優良事例や目指したいモデルが少ないことや実践的研修の機会や産地の受入れ体制が脆弱であり、人材育成体制の強化が求められています。
- ・主穀作経営体が、水稻育苗ハウスを活用し、冬季に出荷する寒締めほうれんそうや夏季の小粒いちじくなどを栽培し、収益向上や雇用労働力の活用を図っている事例が増加しています。
- ・次世代施設園芸や植物工場など、民間企業による園芸参入や高度な環境制御による生産が行われています。

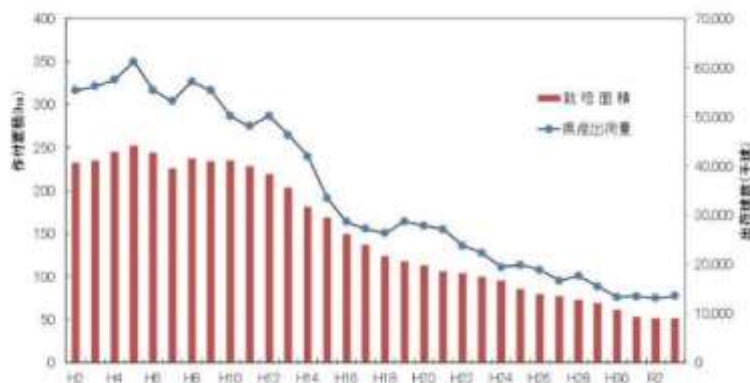


図 チューリップ球根の栽培面積、出荷量の推移



寒締めほうれんそう



小粒いちじく



次世代施設園芸

【取組内容】

○ 持続可能な園芸産地の形成

- ・地域の振興品目の生産拡大や担い手確保の取組み、目標を明確にしたプランの策定とプランに基づいた産地づくりを推進します。
- ・気象災害リスクに備えるため、園芸用ハウスの補強、防風ネットの設置、降霜時の燃焼剤の利用などの未然防止対策の徹底を指導するとともに、セーフティネットへの加入促進を図ります。
- ・チューリップ球根のネット栽培など、スマート農機の開発や実証を支援し、省力生産体系の確立を推進します。



チューリップのネット栽培技術の実証

○ 園芸の新規生産者受入れ・人材育成体制の充実・強化

- ・園芸産地での新規生産者の受入れに向けた技術習得のためのハウス（チャレンジファーム）の整備を支援します。
- ・産地が取り組む就農希望者、新規就農者の人材育成から定着までの一体的な取組みを支援し、担い手、後継者の育成による次世代につながる産地育成を図ります。



チャレンジファームの例

○ ニーズの高い品目の生産拡大や水稻育苗ハウス等の活用拡大

- ・ぶどうやチューリップ切り花など、近年、消費者や実需者からのニーズが高まっている品目について、生産者の掘り起こし等により、生産拡大を図ります。
- ・周年的な雇用労働力の活用、収入機会の拡大のため、水稻育苗ハウスを活用した園芸作物の生産拡大を推進します。



ニーズが高まっているチューリップ切り花やぶどう栽培

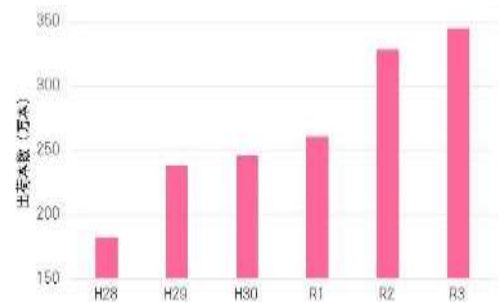


図 チューリップ切り花の出荷本数の推移

○ 高度な環境制御施設の推進

- ・環境制御などのICT技術の導入による温度・湿度などの生産環境の見える化・データ化により、「勘と経験」から「データ活用」による栽培管理技術での生産量の増加、品質向上の取組みを推進します。
- ・民間企業等が取り組む植物工場などの高度環境制御施設等の整備を支援します。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

1 競争力ある農産物の生産

(4) 畜産物の生産拡大

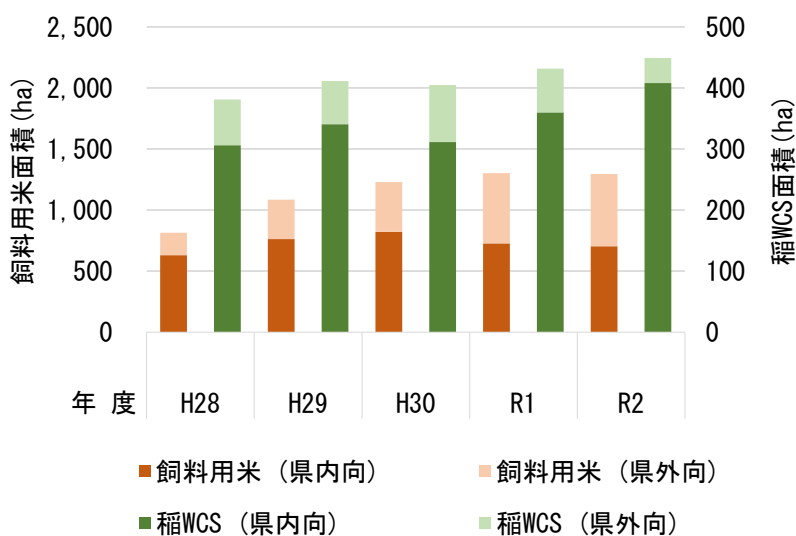
【施策の方向性】

- ・ 意欲ある担い手による生産拡大や経営競争力の強化に取り組むとともに、新たな担い手確保や地域と調和した経営を推進し、生産者が希望をもって、富山の美味しい畜産物を消費者に提供できる、未来につながる畜産を目指します。

【現状と課題】

- ・ 本県の畜産は、農業産出額の約 12% (R2:78 億円) を占め、県産和牛肉は全国トップクラスの高品質 (R2:A5 比率 73%) となっていますが、飼料価格の高騰や、高齢化などによる経営体数の減少、産地間競争の激化などの経営環境にあります。
- ・ こうした中、意欲ある担い手による施設、機械への積極的な投資が見られており、今後も、規模拡大や生産性向上、省力化などによる生産基盤の強化が必要となっています。
- ・ 経営競争力の強化と新たな担い手確保のため、高品質な県産畜産物のブランド化に取り組むとともに、畜産物の安全確保や新規就農の受入れ環境の整備などが求められています。
- ・ 輸入飼料に依存した状況の中で、経営コストの約 3～6 割 (肉牛 30%、酪農 48%、養豚 60% (国調査)) を占める飼料費を低減するため、自給飼料の生産や利用を推進する必要があります。
- ・ 家畜伝染病発生防止のため、飼養衛生管理対策の徹底など防疫体制を強化するとともに、耕畜連携などによる地域と調和した経営の推進が求められています。

飼料用米・稲発酵粗飼料 (WCS) の栽培面積



酒かすで育った「とやま和牛」



「高糖分・茎葉型」飼料用イネ収穫

7) HACCP : (Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点))

食品製造 (原材料受入れから最終製品まで) の各工程において、微生物汚染や異物 (金属片等) 混入等の起こりうる事態をあらかじめ予測し、特に重要な工程を連続的に監視することにより、食品の安全性を確保する衛生管理手法。

8) GAP : (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

9) 稲発酵粗飼料 (WCS) : (Whole Crop Silage の略。)

実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させ、飼料として家畜に給与する目的で栽培する稲。

10) エコフィード : 食品残さ等を利用して製造された飼料。

【取組内容】

○ 生産基盤の強化

- ・ 畜産経営の規模拡大のため、国の畜産クラスター事業などを活用した施設整備や機械導入を支援します。
- ・ 生産性向上やコスト低減、省力化などのため、哺乳ロボットや分娩監視・発情発見システムなどのスマート農業技術を活用した畜産 DX（デジタル化による変革）の実現を支援します。
- ・ 性判別技術や受精卵移植技術の活用、家畜改良などを推進します。



乳牛舎整備



牛群管理システム

○ 経営競争力の強化、新たな担い手確保

- ・ 県民の購買意欲を高める畜産物の提供を目指し、県外ブランドに対抗できる“酒かす”で育った「とやま和牛」や、富山のお米で育った「とやまポーク」のブランド化などの取組みを支援します。
- ・ 生産物（肉牛、^{わこうし}和子牛、豚、鶏卵）販売価格の下落時における価格補てん制度への支援などにより、経営の安定化を図ります。
- ・ 新規就農希望者と遊休施設などのマッチングや法人化による経営継承、県内外からの畜産企業の受入れなどを支援し、新たな担い手の確保を推進します。
- ・ HACCP⁷⁾ や GAP⁸⁾ の普及、畜産 DX、女性就労のための環境整備などを推進し、畜産物の安全確保や労働環境の充実を図ります。



とやま和牛



とやまポーク

○ 地域と調和した経営の推進

- ・ 飼料自給率の向上と経営コストの低減のため、飼料用米や稲発酵粗飼料（WCS）⁹⁾、飼料作物の生産と利用、エコフィード¹⁰⁾の活用や中山間地などでの簡易な放牧を推進し、耕種農家や食品製造業者などとのマッチングや生産・利用に必要な機械導入を支援します。
- ・ 飼養衛生管理基準の遵守などによる家畜伝染病の発生予防や、国の防疫指針に基づく、まん延防止を図るとともに、関係団体と連携し産業動物の獣医療体制を整備します。
- ・ 堆肥散布による土づくりなど耕畜連携による循環型農業の推進や、堆肥舎などの環境対策施設や機械整備を支援します。

【目標指標】

目標指標名	現状（R2年度）	中間（R8年度）	目標（R13年度）
畜産産出額（生乳・牛肉・豚肉・鶏卵）	78億円	90億円	100億円
飼料用米栽培面積（県内流通分）	704ha	1,100ha	1,200ha
稲発酵粗飼料栽培面積	449ha	480ha	500ha

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

1 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

2 人と環境にやさしい農業の普及拡大

【施策の方向性】

- ・『環境・エネルギー先端県とやま』として、「SDGs」に貢献し、生産性と持続性を両立するスマート農業技術の活用も含めた環境にやさしい農業を推進します。
- ・「富山県適正農業規範（とやまGAP規範）」（平成23年12月策定）等に基づく安全・安心な農業の普及と実践により、持続性の高い農業や高品質な農産物の生産拡大を進めます。

【現状と課題】

- ・「とやま『人』と『環境』にやさしい農業推進プラン」に基づき、環境にやさしい農業の推進や「とやまGAP」等の普及を図っており、有機・特別栽培農産物の栽培面積が1,029ha、第三者認証GAP¹⁾を取得した経営体が52経営体となっています。
- ・令和3年5月、国では、生産性と持続性をイノベーションにより実現を目指す「みどりの食料システム戦略」が策定されるなど、SDGsにも貢献する持続性の高い農業の推進がこれまでに以上に必要となっています。
- ・有機農業は、化学農薬・化学肥料の不使用により収量・品質が不安定であることや労力・収量に見合う価格での販売が容易でないことなどの課題があり、指導者育成や新たな技術の開発、販路の拡大などが求められています。
- ・被覆肥料に使用されているプラスチックが海洋へ流出し、環境へ負荷を与えることが懸念されており、水田からの流出を防ぐとともに、代替肥料への切替えを推進する必要があります。
- ・「とやまGAP」や有機農業等の持続性の高い取組みは、富山県の環境を守るなど県民の利益に繋がることを、消費者等に理解していただくとともに、更なる取組みの拡大が必要です。



【取組内容】

○ 人と環境にやさしい農業の推進

- ・農薬削減のための病害虫診断アプリの活用、省力化のためのロボット除草機等のスマート農業技術の実用性について検討を行います。
- ・超音波による害虫忌避、抵抗性品種の導入、緑肥の活用等により、環境負荷を低減する革新的な技術や生産体系の研究と実証を推進します。
- ・有機農業者の育成に向け、栽培技術向上のための研修会を開催するとともに、有機農業指導者の育成による支援体制を整備します。
- ・有機農産物の学校給食などへの供給や有機農業産地づくりの取組みを支援します。
- ・環境にやさしい農業が生物多様性に及ぼす効果を検証するため、生き物調査を実施します。
- ・富山県適正農業規範に基づく「とやまGAP」の普及を推進するとともに、第三者認証GAPの取得を支援します。
- ・プラスチックフリー肥料を利用した新たな肥効調節型肥料（全量基肥肥料）の実証等による脱プラスチック対策を推進します。
- ・農作業事故の未然防止のため、安全対策が強化された機械・施設等の情報収集及び周知・普及を図ります。

○ 人と環境にやさしい農業の啓発等

- ・「とやまGAP」や環境に配慮し生産された農産物については、SDGsやエシカル消費に貢献していることを県民へ理解してもらうため、消費者・実需者・生産者等による交流や連携、イベント等でのPRに取り組みます。



水田除草機の実演会



消費者との交流(生き物調査)



有機農産物の販売イベント

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
有機・特別栽培農産物の栽培面積	1,029ha	1,200ha	1,500ha
GAPの認証取得経営体数	52 経営体	80 経営体	100 経営体

11) 第三者認証GAP：取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や持続可能性の取組みを、第三者（機関）が審査して証明すること。JGAPやGLOBALG.A.P.など。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

3 競争力を高める技術の開発・普及

【施策の方向性】

- ・ 発展が著しいスマート農業技術の現地実証・普及を図り、農作業の省力化や生産性の向上、農畜産物の高品質化を推進します。
- ・ 消費者の要望や生産現場の課題に対応した技術開発を進め、迅速な普及に向けた指導活動を展開し、地域農業の持続的な発展を図ります。

【現状と課題】

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されるなか、省力化や生産性向上を図るためのスマート農業技術の開発が加速しており、その実用性を見きわめながら普及を図る必要があります。
- ・ 消費者や実需者等の安全で高品質な農産物の供給への要望や、生産者の省力・低コスト技術などの開発に対する要望に応えるため、新たな品種や技術を開発し、迅速に普及を図る必要があります。



スマート農業普及に向けた「ロボットトラクタ及び自動操舵システム装着トラクタの実演研修会」



スマート農業技術の円滑な導入に向け、普及指導員が経営管理システムの研修を受講

12) 富山県スマート農業普及センター：農業機械利用に関する知識、技能を習得するための研修を実施してきた農業機械研修センターを大幅に機能強化し、令和3年5月21日に開所。スマート農業技術の活用に関する研修を実施するほか、農機メーカー等がドローンのオペレーター養成研修などの会場として利用することも可能。

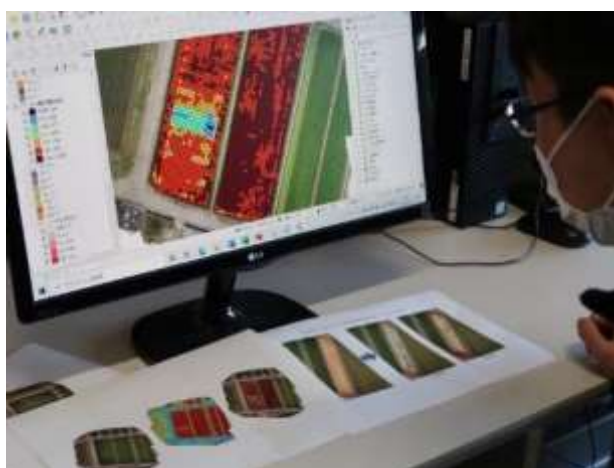
【取組内容】

○ スマート農業技術の実証・普及

- ・とやま型スマート農業推進コンソーシアム（農業者、農業者団体、商工団体、メーカー、市町村、県等）を核に、地域や経営体、品目に応じたスマート農業技術の実証・普及を図ります。（実証例：GNSS位置補正サービス、環境負荷低減技術とスマート農業技術を組み合わせた園芸作物生産等）
- ・「富山県スマート農業普及センター」¹²⁾を活用し、若手農業者や女性農業者、就農希望者など幅広い世代の方々への研修を充実し、スマート農業技術を駆使できる担い手の育成・確保に努めます。

○ 地域農業の持続的な発展に向けた新技術の開発・普及

- ・本県の気候風土、消費者・実需者・生産者のニーズを踏まえ、主穀作や園芸作物等の生産振興に向け、省力・低コスト化、環境への負荷軽減、温暖化等の気候変動に対応した技術・品種の研究・開発に取り組み、安全で高品質な農畜産物の生産を推進します。
- ・研究員の確保や資質向上により試験研究体制を強化するとともに、生産者や関係団体等と連携しながら、生産現場の喫緊の課題解決や将来予測に基づいた先進的な技術開発を計画的、効率的に行います。
- ・普及指導員に対する研修を強化することにより指導力向上を図るとともに、生産者や関係団体等と一体となって、試験研究機関が開発した技術等を生産現場で実証するなど技術の迅速な普及に努めます。



ドローン撮影画像の解析技術を用いた作物生育診断技術の開発



新たな振興品目として位置けられた「県産ぶどう振興プロジェクトチーム」による県産ぶどうの供給拡大と果樹主業農家の育成活動

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
普及に移した開発技術	27 件	30 件 (延べ 150 件)	30 件 (延べ 300 件)
スマート農機の導入台数	350 件	890 件	1,340 件

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅱ 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

4 意欲ある担い手の育成と経営強化

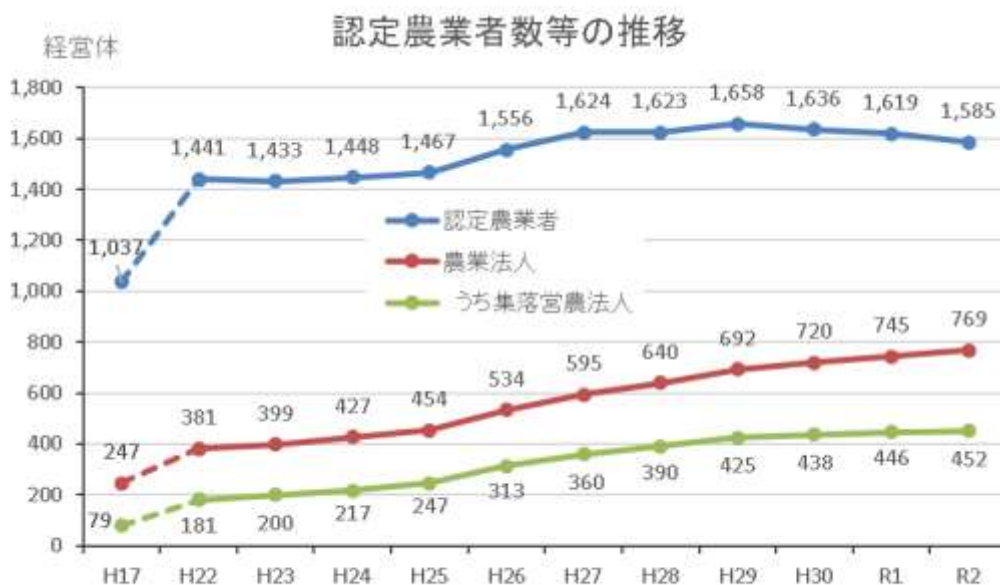
(1) 担い手の経営力向上と経営基盤強化

【施策の方向性】

- ・ 収益性の高い農業の実現に向け、農地集積による規模拡大や経営の複合化などの経営発展に意欲的に取り組む、経営感覚に優れた農業経営者を育成します。
- ・ 集落営農組織の合併・連携や経営の複合化等を通じた組織の活性化などを促進し、持続可能な地域営農体制の確立を図ります。

【現状と課題】

- ・ 本県では、認定農業者¹³⁾や全国に先駆けて取り組んできた集落営農組織¹⁴⁾等の担い手を育成することや、農業経営の法人化の積極的な推進とともに、農地中間管理機構¹⁵⁾を通じた担い手への農地集積に努めてきたことで、担い手が耕作する面積割合（農地集積率）は、全国6位の66.5%（令和2年度末）と農地の集積・集約化が進展しています。
- ・ 認定農業者や集落営農組織等の役員の高齢化が進み、労働力の確保や後継者の育成・確保が困難な経営体も増加していることから、地域農業を将来にわたり安定して営むため、経営の規模拡大や複合化、集落営農組織の合併・再編などを進めることで、収益性の高い経営基盤の強化を図ることが重要となっています。
- ・ 自然災害による減収や品質低下、市場価格の低下など、農業経営上のリスクに対応していく必要があります。



出典：富山県農業経営課調べ

13) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定。この目標を目指す農業経営改善計画を策定し、市町村等の認定を受けた農業者。

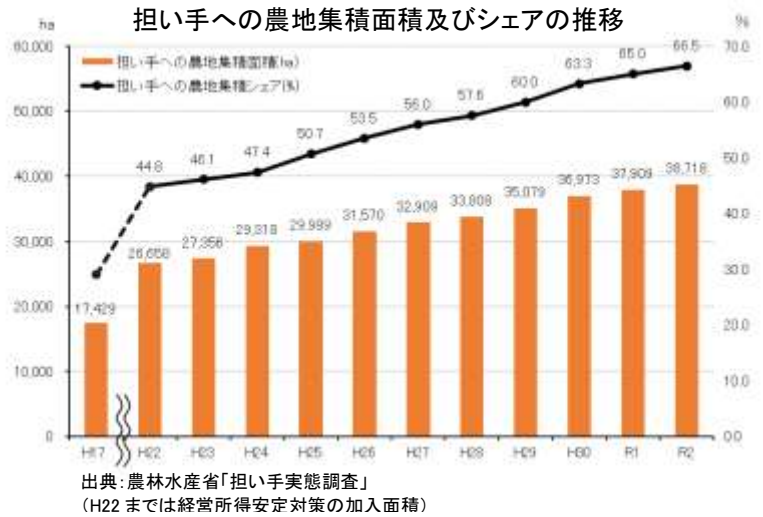
14) 集落営農組織：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が営農活動を共同で行うための組織。

15) 農地中間管理機構：担い手による農地利用の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の借受け、貸付け等を行う機関。（公社）富山県農林水産公社を指定。

【取組内容】

○ 意欲ある担い手の育成・確保と経営基盤の強化

- ・収益性の高い農業の実践に向け、「とやま型農業経営モデル」¹⁶⁾により経営の発展方向を示すとともに、経営面積の拡大による大規模化や経営の複合化、法人化など経営基盤強化の取組みに対し、経営指導や施設整備などソフト、ハードの両面にわたり支援します。
- ・農地中間管理事業を活用し、担い手の確保が困難な中山間地域等も含め、農地の集積・集約化の一層の促進を図ります。
- ・様々な経営課題に応じた専門家の派遣や経営研修等を通じて、経営発展に必要な高度で多様な知識・能力向上への支援を行い、経営感覚に優れた農業経営者を育成します。
- ・農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険制度¹⁷⁾や農業共済、野菜価格安定制度など、農業者の経営実態に応じた有利なセーフティネットへの加入を推進します。



○ 集落営農組織の活性化と持続可能な地域営農体制の確立

- ・集落営農組織の活性化を図るため、組織間の合併・再編や、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携、経営規模の拡大、園芸作物の導入による経営の複合化などを進めるとともに、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進します。
- ・新たな集落営農の組織化、周辺の担い手やJA等が出資する農作業受託法人との連携、家族経営同士での機械の共同利用等の推進など、持続可能な地域営農体制の確立に向けた取組みを推進します。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
担い手による経営面積の割合 (県内の耕地面積に占める担い手の耕作面積割合)	66.5%	74%	80%
法人経営体数 (うち集落営農法人数)	769 (452)	850 (480)	880 (490)
大規模経営体数 (50ha 以上)	148	200	230

16) 「とやま型農業経営モデル」：本県農業の所得増大に向け、地域を担う法人経営体で主穀作（水稻・大麦・大豆）と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保する経営モデルを「とやま型農業経営モデル」として策定。

17) 収入保険制度：自然災害や農産物の価格低下などで収入が減少した場合、その一部を補償する保険制度。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅱ 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

4 意欲ある担い手の育成と経営強化

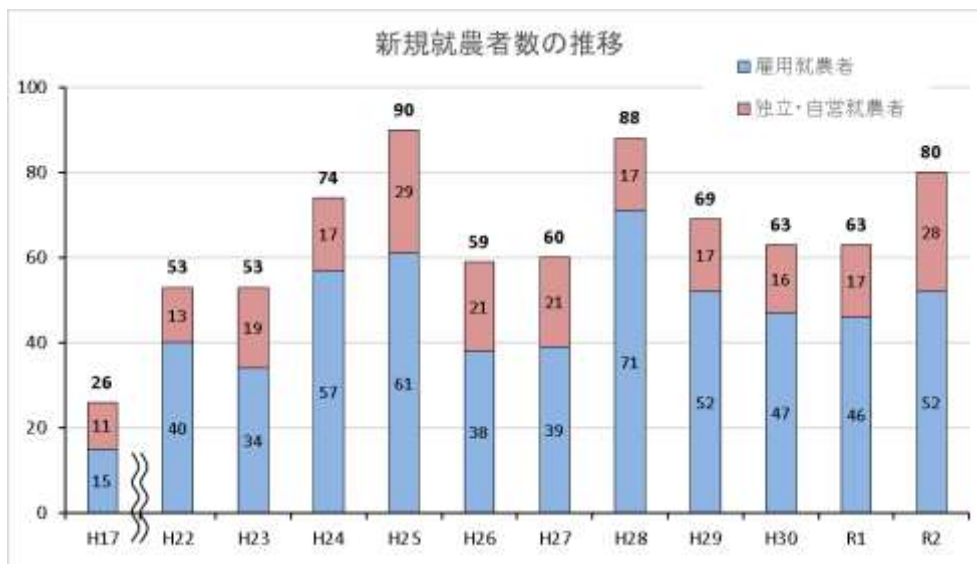
(2) 新規就農者等の育成

【施策の方向性】

- ・ 地域や産地が主体となり、就農希望者を積極的に呼び込み、就農定着を図るための新規就農者の受入支援体制づくりを進めます。
- ・ 「とやま農業未来カレッジ¹⁸⁾」を核とする研修の充実強化や農業機械等への導入支援などにより、次代を担う青年農業者の育成・確保を図るとともに、担い手の農業経営資産を引き継ぐ円滑な経営継承を推進します。
- ・ 農業経営の維持・発展に必要な人材を確保するため、就農に向けた研修体制の強化に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 本県農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっています。
- ・ 青年農業者等育成センター¹⁹⁾における就農相談活動や、「とやま就農ナビ（平成 30 年 10 月開設）」による就農情報発信力の強化を図るとともに、平成 27 年に開校した「とやま農業未来カレッジ」では、ICTを活用した環境制御型園芸ハウスの整備（平成 31 年 1 月）などを通じたカリキュラムの充実に努めています。
- ・ 新規就農者数は年間 60 名程度で推移しており、近年は増加傾向にあるものの、本県農業の維持・発展には、次世代を担う新規就農者を一層確保・育成していく必要があります。



【取組内容】

○ 新規就農や経営確立に向けた支援の充実強化

- ・県内外から幅広く就農希望者を呼び込むため、就農相談や農業体験の実施をはじめ、農業法人等の求人情報や就農イベント情報など、様々な就農ニーズに応じたきめ細かな相談・情報提供等を行います。
- ・「とやま農業未来カレッジ」において、就農に必要な知識・技術を習得するための通年研修のほか、経営感覚に優れた担い手育成のための青年農業者向け「農業経営塾」を実施します。
- ・園芸の生産拡大やスマート農業等の先進技術の実践等に必要の人材を確保する観点から、新規就農者を養成するための農業教育・研修のあり方について検討し、その充実強化を図ります。
- ・就農希望者が先進農家等で行う就農に向けた実践的な研修や、農林振興センター等による就農後の定着に向けた現地指導、農業法人等でのOJT研修など、本県農業に即した知識や技術の習得を支援します。
- ・経営開始時の初期投資の負担を軽減し、早期に所得向上を図り、農業経営を安定化できるよう、就農準備時や経営開始直後の資金交付事業²⁰⁾の活用や、経営開始時の農業機械・施設の整備について支援を行います。
- ・新規就農者のネットワークづくりや地域農業のけん引役となる若い農業者の取組み等を促進するため、地域の青年農業者等で組織する「青年農業者協議会」の活動等を支援します。
- ・農業高校生の就農を促すため、農業者や関係機関・団体等と連携し、先進農家での農業研修や青年農業者との交流、「富山県スマート農業普及センター」での研修などに取り組みます。



「とやま農業未来カレッジ」での実習

○ 地域や産地が主体となった就農支援体制づくり

- ・地域や産地が必要とする人材を呼び込み、新規就農者として確保・定着を図るため、地域や産地における就農相談や農業体験等の実施、現地での技術指導や仲間づくり等の定着支援など、呼び込みから就農定着までを体系的に支援する受入れ体制づくりを進めます。
- ・農業経営の移譲希望者の情報収集・リスト化や継承希望者とのマッチング、専門家等による経営継承への指導・支援など、農業経営の円滑な継承を促進します。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
新規就農者数 (人/年)	80 人	120 人以上	120 人以上

18) とやま農業未来カレッジ：本県農業の担い手を育成するため、平成 27 年 1 月に開校した農業研修機関。就農希望者に対して就農に必要な知識・技術を習得するための通年研修のほか、青年農業者等の経営能力の向上を図るための「農業経営塾」等を実施。

19) 青年農業者等育成センター：(公社) 富山県農林水産公社に設置し、就農情報サイト「とやま就農ナビ」を運営するほか、就農希望者に対する就農相談や農業法人等の求人情報の提供などの就農支援情報の提供、農業体験研修などを実施。

20) 資金交付事業：とやま農業未来カレッジや先進農家等で研修を受ける就農希望者や新規就農者を対象に、就農前の研修期間中や就農直後の経営確立を支援するための資金。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅱ 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

4 意欲ある担い手の育成と経営強化

(3) 女性農業者の活躍

【施策の方向性】

- ・農業に従事する女性、農村に暮らす女性がそれぞれの職場や地域で持てる能力を最大限に発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。
- ・意識啓発や知識習得、社会参画を促し、女性リーダーの育成を進めます。
- ・女性の力を活かした農産加工や直売等の取組みを進め、交流を通じた魅力ある農村づくりを行います。

【現状と課題】

- ・「女性の役員・構成員のいる団体の割合」や「団体の役員・構成員における女性の割合」は全国に比べて低くなっています。
- ・農業委員、農協役員に占める女性の割合は10%程度と低い状況です。
- ・農業法人の増加を背景として、雇用形態による新規就農が増えていますが、新規雇用就農者に占める女性の割合は全国に比べて低くなっています。
- ・女性起業においては、新たに個人事業として起業し自分らしさを活かした活動をする女性が増える一方で、小規模な経営に留まる例が多くなっています。
- ・既存の女性起業組織では世代交代が進まず、高齢化により活動を縮小、休止する組織が見られます。このため、企業的経営への発展、事業の継承を促進することが必要となっています。

農業に従事する女性の割合(2020年農林業センサス・新規就農者調査) (%)

	全国	富山県
女性の役員・構成員のいる団体の割合	46.0	29.9
団体の役員・構成員のうち女性の割合	19.9	11.5
新規雇用就農者に占める女性の割合	37.4	19.2

就農形態別新規就農者数の推移(新規就農者調査)

	H22	H24	H26	H28	H30	R2
新規就農者(全国) (人)	54,570	56,480	57,650	60,150	55,810	53,740
うち雇用就農者 (%)	8,040	8,490	7,650	10,680	9,820	10,050

農村女性起業家数(農林振興センター調べ)

(単位:件)

	H24	H26	H28	H30	R2
農村女性起業件数	160	169	181	185	190
うち1千万円売上の起業件数	35	37	38	39	39

【取組内容】

○ 働きやすく、後継者が育つ就業環境づくり

- ・農業経営者を対象として、就業規則の作成や働き方改革をはじめとした女性が働きやすい環境づくりについての研修会を開催するなど、女性活躍への理解促進を図ります。
- ・更衣室の改修や女性専用トイレの確保など女性が働きやすく、定着しやすくなる環境整備を支援します。
- ・スマート農業普及センター等を活用し、スマート農業技術に関する理解促進や技術習得のための研修会、実演会を開始します。
- ・男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができるよう、研修会等において健康診断の受診促進や健康管理についての意識啓発を行います。

○ リーダーの育成

- ・リーダーとして活動する際に有用な知識等が習得できる研修会を開催します。
- ・農業分野における全国の女性の活躍事例や、県内で活躍している女性のロールモデル集の紹介を通じて、意識啓発やスキルアップを図ります。
- ・各種農業団体と連携し、女性の役員や委員への登用を促進します。



ロールモデル集

○ 経営参画や起業活動等の促進

- ・家族経営協定の締結や認定農業者制度における夫婦等の共同申請、女性の経営参画を促進します。
- ・農産物の加工や直売等の起業活動に対し、発展段階に応じて加工機材等の整備を支援します。
- ・若手が地域の女性起業活動を引き継げるよう事業継承の話し合いを促進します。
- ・農村女性起業家、消費者が参加するイベントの開催を通じ、農村女性の交流拡大と商品の魅力向上を支援します。



スキルアップ講座



消費者交流イベント

【目標指標】(案)

目標指標名	現状 (R2)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
女性が経営参画する経営体数	209 件	250 件	300 件
農村女性起業 ^(※) 件数	190 件	210 件	230 件

(※) 農村女性が中心となっていく、地域産物を利用した農林漁業関連の経済活動。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅱ 農業経営の高度化、複合化と生産基盤づくり

4 意欲ある担い手の育成と経営強化

(4) 地域農業を支える多様な人材

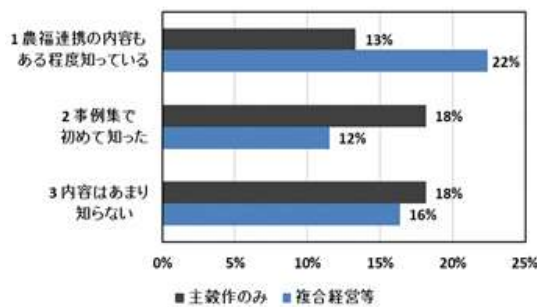
【施策の方向性】

- ・人口が減少する中、地域農業を持続していくため、認定農業者や集落営農組織等に加え、中小規模の経営体や副業的に農業に従事する者などの多様な人材の活用による継続的な農地の利用を進めます。
- ・農業者と福祉事業所との相互理解を深め、障害者等が農業分野で活躍する農福連携²¹⁾を推進します。

【現状と課題】

- ・地域農業の持続には、大規模な経営を営む認定農業者や集落営農組織だけでなく、中小規模の経営体や、副業的・自給的な経営体などが、継続的な農地利用について話し合い、その実現に向けて取り組むことができるよう、将来の農地利用の姿を明確化することが重要です。
- ・コロナ禍を契機に地方への人の流れが進むなか、半農半X²²⁾や移住定住による参入、労務の提供のみを行う方など、地域を守る多様な人材の活用への期待が高まっています。
- ・本県での、農福連携の取組みは徐々に広がっていますが、農業側、福祉側双方の農福連携に対する理解を一層深め、水稻作が中心である本県農業の特色を踏まえた農福連携を進めることが重要です。
- ・農福連携の導入を促進するため、農福連携コーディネーターのマッチング支援に加え、農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材である農福連携技術支援者等の育成確保が求められています。
- ・中山間地域を中心に活用されていない農地の発生が課題となっており、こうした農地の有効活用と多様な人材を含む担い手の確保・育成を図る必要があります。

「農福連携」認知度



R2年度「農福連携マッチングに向けたニーズ調査」より

21) 農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労機会や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業従事者の減少や高齢化が進む農業分野においても新たな働き手の確保につながるなど、双方の課題解決の可能性が期待されている。

22) 半農半X：農業と他の仕事を組み合わせて、双方で生活に必要な所得を確保する仕組み

23) 人・農地プラン：市町村が策定主体となり、集落あるいは一定のまとまりのある地域ごとに、地域農業を担う経営体や、当該地域の農地の出し手と受け手の意向等を踏まえ、今後の農地の集積・集約化の方針を記載した計画。

【取組内容】

○ 地域の実情に応じた多様な人材の活用による地域農業の持続

- ・ 地域農業を持続していくため、農地集積の受け手となる認定農業者や集落営農組織等をはじめ、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材を含めた積極的な話し合いや意向調査等の取り組みを促進します。
- ・ 市町村が作成する人・農地プラン²³⁾の定期的な見直しや将来の農地利用の姿となる目標地図の作成を支援します。
- ・ 地域農業を支える多様な人材の活用を図るため、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深めていただく機会を提供するなど、地域農業に対する関心を高める取組みを行います。
- ・ 人材供給や作業受託のサービスを提供する農業支援サービスのほか、大規模経営体やJA出資法人等による農作業受委託などの利用促進に努め、労働力確保を進めます。

○ 農福連携の推進

- ・ 農業側と障害福祉側の相互理解を醸成するため、農業者や福祉関係者を対象としたセミナーを開催するとともに、農業者が試行的に農福連携を体験する機会を設けます。
- ・ 農福連携に関心のある農業者と就労系障害福祉サービス事業所との橋渡しを行う農福連携コーディネーターを引き続き配置し、双方のマッチングを支援します。
- ・ 農作業の細分化と作業者への割振りを行う農福連携技術支援者を育成するとともに、農業技術を指導するアドバイザーの派遣制度を創設するなど、農福連携の展開を図ります。



農福連携の取組事例

○ 中山間地域等の多様な人材の確保・育成

- ・ 中山間地域で貸出し可能な農地をデータベース化してホームページで情報提供します。また、情報提供された農地と農業をやってみたい方(移住者等を含む)とのマッチングや営農支援に取り組めます。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
就農相談・農業体験等の件数(件/年) ^(※)	153	175	195

(※) 農林水産公社等による就農相談・農業体験者、農福連携新規取組などの合計

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

II 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

5 優良な農業生産基盤の確保

(1) 優良農地の確保

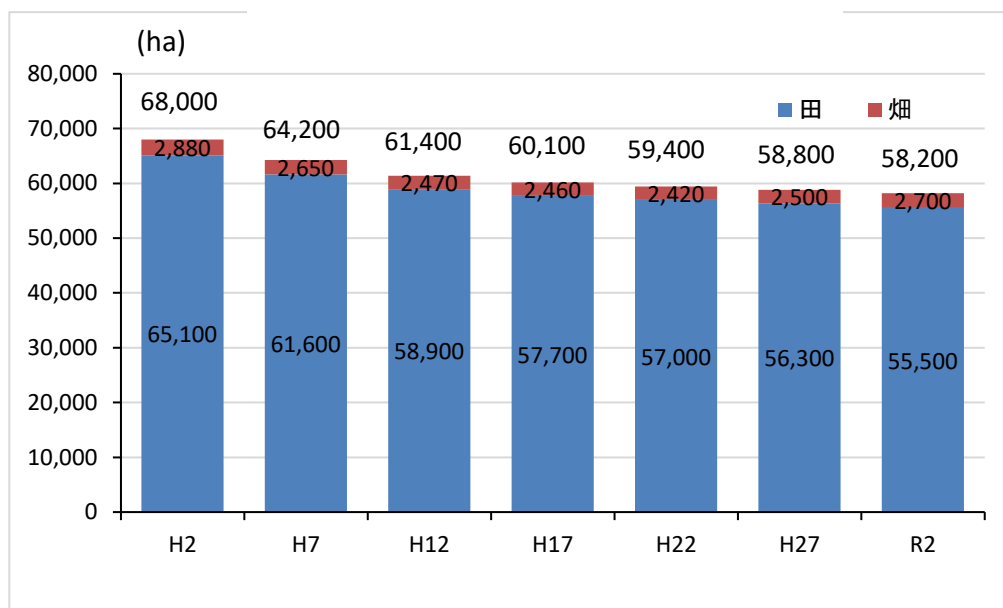
【施策の方向性】

- ・ 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用、日本型直接支払制度の活用、担い手への農地の利用集積等を通じて、優良農地の確保を図ります。
- ・ 農地の集積や作物の計画的な作付けの推進、農地中間管理機構との連携、農業生産活動の維持及び農地の粗放的な利用等により、荒廃農地²⁴⁾の発生を防止し、持続可能な土地利用を推進します。

【現状と課題】

- ・ 本県の農地（耕地）面積は、農地以外の土地需要の高まりによる農地の転用の増加や荒廃農地等の発生により減少してきています。
- ・ 本県農業が、将来にわたり農産物を安定的に供給するとともに、国土保全、水源のかん養、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の多面的機能を維持、発揮していくためには、無秩序な土地利用や農地の荒廃を防ぎ、農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図るとともに、荒廃化の恐れのある農地であっても、その多面的機能を維持するため、多様で持続的かつ計画的な土地利用を推進していくことが重要です。

耕地面積の推移



24) 荒廃農地：現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

25) 農業振興地域制度：市町村の策定する農業振興地域整備計画において、農業生産基盤の整備、農用地等の保全等の基本計画のほか集团的農地や農業公共投資の対象地等の優良農地について農用地区域に設定することにより、農業生産の基盤となる農用地等を確保するとともに、農用地区域を対象に農業に関する公共投資等の農業施策を計画的に実施するもの。制度の仕組みは、都道府県知事が農林水産大臣が策定する農用地等の確保等に関する基本指針に基づき農業地域整備基本方針を策定するとともに、農業振興地域を指定し、指定を受けた市町村が農業振興地域整備計画を策定するもの。

【取組内容】

○ 優良農地の確保

- ・農業振興地域制度²⁵⁾や農地転用許可制度²⁶⁾の適切な運用により、農業以外での農地の利用との円滑な調整を図り、計画的かつ秩序ある土地利用を促進します。
- ・県土の保全、水源のかん養、良好な農村景観の形成などの多面的機能を有する農地を確保するため、市街地及びその周辺の地域に存する農地も含め、都市計画など他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用を推進します。

○ 荒廃農地の発生防止

- ・経営の規模拡大や作物の生産拡大に適した生産基盤となるよう、人・農地プランの更新に向けた地域の話し合い等により、認定農業者、集落営農組織等生産組織への農地の集積や作物の計画的・効率的な作付けを推進します。
- ・市町村農業委員会による農地の利用状況調査の結果を活用し、農地中間管理機構とも連携のう え、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用を促進します。
- ・農業生産条件が不利な地域では、荒廃化の恐れのある農地に対して、放牧や蜜源作物等の作付けによる粗放的な土地利用²⁷⁾等を行い、荒廃農地の発生を防止し、持続可能な土地利用を進めます。
- ・都市農業の振興については、都市農業振興基本法の制定等に鑑み、生産緑地制度²⁸⁾の活用等も含め、国等からの情報収集に努めるとともに、関係市町村と必要な情報の共有を図り、地域の実情に応じた取組みを進めます。



担い手への農地集積状況(全国農地ナビ)



農地の利用状況調査

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
農地(耕地)面積	58,200ha	57,600ha	57,100ha

26) 農地転用許可制度：優良農地の確保という要請と非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するものであり、農地を転用(農地以外のものにする)する場合又は農地を転用するため権利の移転等を行う場合には、原則として都道府県知事又は指定市町村の長の許可を必要とするもの。

27) 粗放的な(土地)利用：放牧や蜜源作物の作付け等、自然力の働きを主とし、資本や労働力を加えることの少ない土地利用のこと。

28) 生産緑地制度：良好な生活環境の確保に相当の効用を持ち公共施設等の予定地として適している農地で、農業等の継続が可能な条件を備えていると認められるものを生産緑地地区として指定し、計画的に保全する制度。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

II 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

5 優良な農業生産基盤の確保

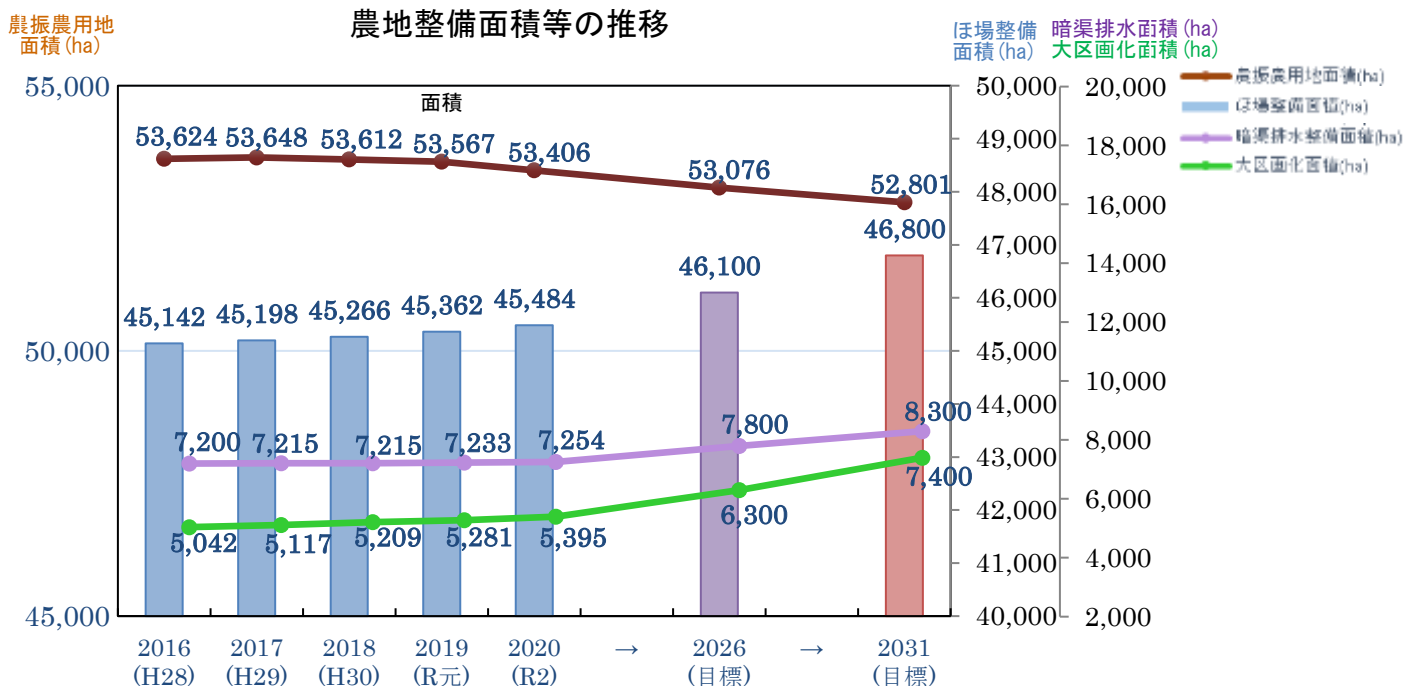
(2) 農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進

【施策の方向性】

- ・ 農業の成長産業化に向け、農地の大区画化・汎用化やスマート農業技術²⁹⁾の導入を可能にする基盤整備を進め、次世代に引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を図ります。

【現状と課題】

- ・ 農業生産基盤に関しては、良好な営農条件を備えた生産性の高い優良農地を確保するため、昭和30年代から30a区画のほ場整備を実施し、ほ場整備率は85%(R2)と全国トップクラスとなっています。
- ・ 一方で、1ha程度以上の大区画整備率は10%(R2)にとどまっており、今後、農業の成長産業化に向け、更なる生産コストの削減や農作業の省力化、高収益作物を中心とした農業体系への転換など、農業所得の向上を図る基盤整備を推進する必要があります。
- ・ 担い手の経営基盤強化のため、更なる農地の集積・集約化を進める必要があります。



富山県農村整備課調べ

29) スマート農業技術：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用することにより、農作業の省力化、精密化及び高品質生産等を可能とする新たな農業技術。

【取組内容】

○ 意欲ある多様な農業経営体を育成・支援する基盤整備の推進

- ・生産コストの削減を図るほ場の大区画化を推進します。
- ・高収益作物の導入を促進する汎用化整備を推進します。
- ・スマート農機やICT水管理技術の導入を可能とする基盤整備を推進します。
- ・集積・集約化を加速するための農地中間管理機構と連携した農地整備を推進します。
- ・地域ニーズに応じたきめ細やかな生産基盤整備を推進します。



ほ場整備による大区画化(魚津市)



作業の省力化が図られた大区画ほ場での刈取り(射水市)



スマート農機(ロボットトラクタ)を使用した
2台協調耕起(富山市)



汎用化ほ場に作付けた
高収益作物(ニンジン)の収穫(南砺市)

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
ほ場整備面積	45,484 ha	46,100 ha	46,800 ha
大区画圃場整備面積 (1 ha 程度以上)	5,395 ha	6,300 ha	7,400 ha
水田汎用化整備面積 (暗渠排水整備)	7,254 ha	7,800 ha	8,300 ha

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅱ 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

5 優良な農業生産基盤の確保

(3) 農業・農村の強靱化に向けた取組みの推進

【施策の方向性】

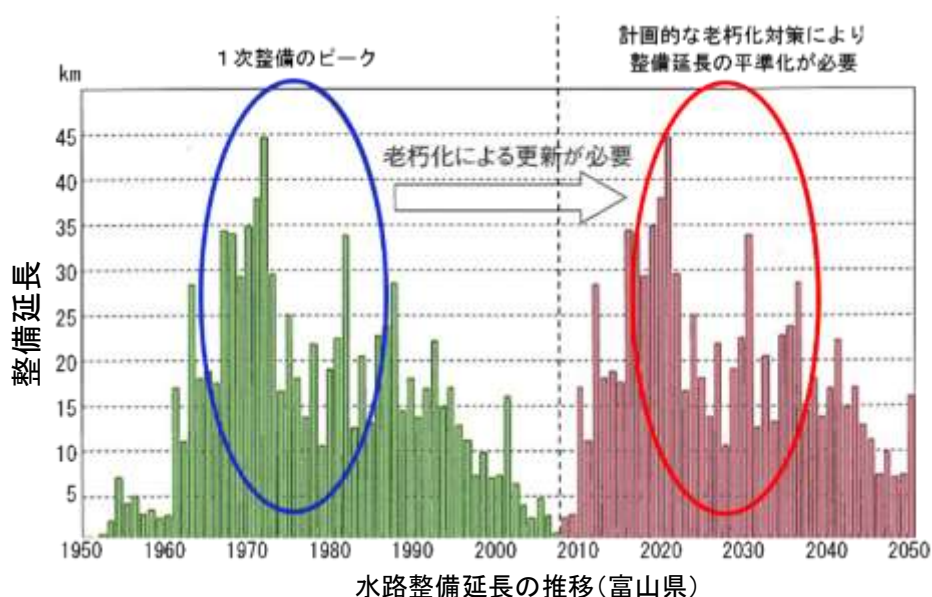
- ・災害から県民の生命や財産を守るため、農地や農業水利施設の防災・減災対策を着実に推進します。
- ・農業生産を支える農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進します。

【現状と課題】

- ・近年の集中豪雨等により頻発・激甚化する洪水被害に対応するため、排水路の整備に加え、利水ダムや水田の貯留機能を活かした流域全体での治水対策³⁰⁾に取り組む必要があります。
- ・ため池堤体の劣化や地震、豪雨による農業用ため池の決壊被害が懸念されています。
- ・農業用水路での転落事故等が発生しているため、事故防止に向けた取組みを総合的に実施していく必要があります。
- ・昭和 30～50 年代に集中的に整備された農業水利施設は、老朽化による機能低下が懸念されており、更新時期が集中すると対策費用が膨大となることが課題となっています。
- ・農業従事者の減少や高齢化に伴い、農業水利施設の管理体制の維持が課題となっています。



破堤したため池(氷見市)



溢水した農業用水路(高岡市)

30) 流域全体での治水対策：河川堤防や排水路の整備等の対策を一層加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働で治水対策を行う「流域治水」に則した対策。

【取組内容】

○ 災害に強い生産基盤整備の推進

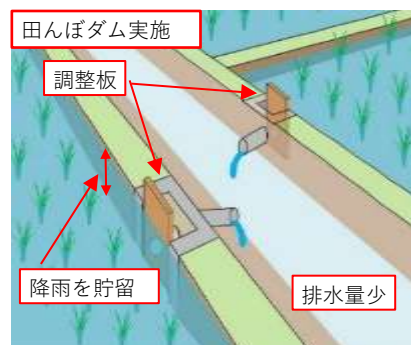
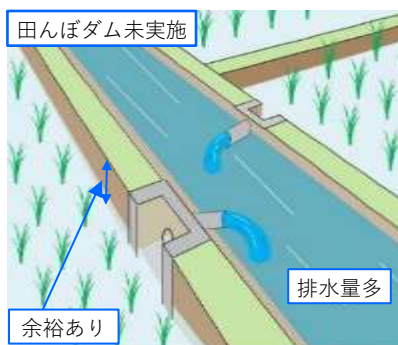
- ・農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路の整備を推進します。
- ・水田の貯留機能を向上させる田んぼダムの取組みを実施するため、畦畔等の整備を推進します。
- ・決壊した際に下流への洪水被害が懸念される防災重点農業用ため池について計画的な調査・整備を推進します。
- ・農業用水路での転落事故を防止するため、安全対策ワークショップ等のソフト対策や転落防止柵などのハード対策を推進します。
- ・老朽化している地すべり防止施設の機能保全と長寿命化対策を推進します。

○ 安定した農業を実現する農業水利施設の計画的な整備更新、適切な維持管理

- ・施設の劣化状況を把握しながら、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進します。
- ・ダムや排水機場など農業水利施設に対し、適切な維持管理が図られるよう努めます。



整備されたため池(氷見市)



田んぼダム取組みイメージ



安全対策ワークショップの開催(魚津市)



老朽化対策された用水路(砺波市)

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
防災重点農業用ため池の劣化状況評価等完了箇所数	10 箇所	486 箇所	559 箇所
田んぼダム取組面積	550 ha	1,790 ha	2,200 ha

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

6 食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大

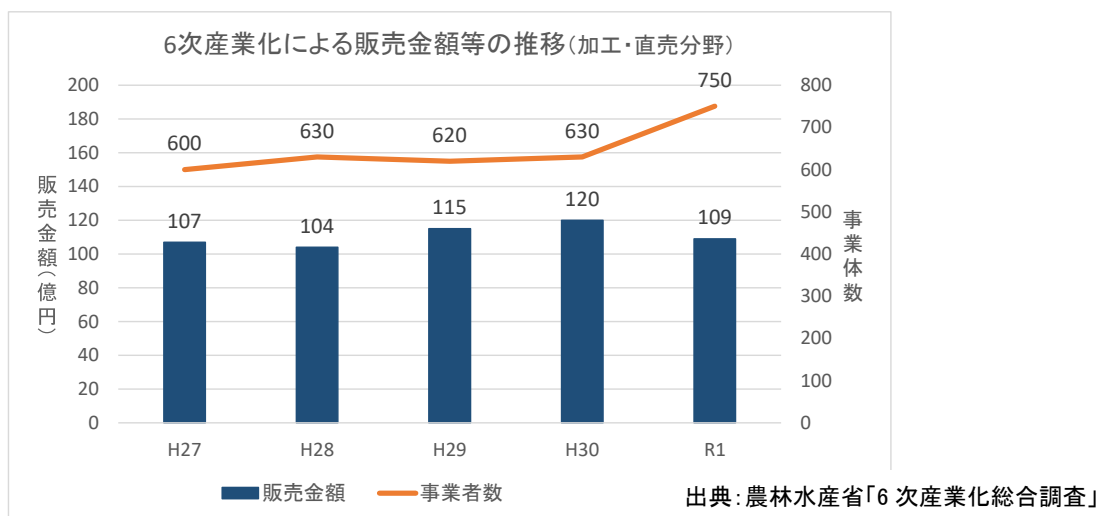
(1) 付加価値の高い商品・サービスの開発

【施策の方向性】

- ・消費者や実需者のニーズに応えるマーケットインの視点から、付加価値の高い商品・サービスの開発や新たな販路開拓等に取り組む生産者等に対し、6次産業化や農商工連携等を通じた支援を行い、農業者の所得増大を図ります。
- ・県、企業、関係団体等が連携し、地域資源を活用した、高品質で高付加価値の商品開発に取り組めます。

【現状と課題】

- ・農林漁業者の所得増大に向けて、加工・直売などの6次産業化³¹⁾の取組みが県内各地で広がるなか、関係団体等との連携などを進め、食のバリューチェーン³²⁾の構築による農産物の付加価値を高める取組みをさらに推進する必要があります。
- ・このため、県では、平成29年度に「食のとやまブランドマーケティング戦略」を策定し、マーケットインの視点から県産農林水産物等の販路拡大に向けた取組みを推進しています。
- ・食の安全・安心や健康への関心が高まり、生産者と消費者の信頼関係に基づく高品質な商品づくりが求められるなか、加工・直売等で農産物の付加価値を高める6次産業化の取組みが着実に広がっており、引き続き農林漁業者のニーズに応じた柔軟な支援が必要です。



31) 6次産業化：農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工や販売を一体的に行う取組み。

32) 食のバリューチェーン：農林水産物のもつ価値が、製造・加工、流通など消費に至るまでの各段階で新たな価値が付加されることにより、農林水産物の価値がさらに高まる循環のこと。

【取組内容】

○ 商品・サービスの開発や販路開拓に取り組む農業者への支援

- ・ 6次産業化に必要な技術・ノウハウの習得や専門家等による事業計画の策定への支援を行います。
- ・ 農産物を活用した新たな商品・サービスの開発や売上拡大等に必要な加工機材等の整備に支援します。
- ・ 女性農業者による農産物加工や直売等の起業活動への発展段階に応じた取組みを支援します。

○ 県産品の高付加価値化への取組みの推進

- ・ 高品質で付加価値の高い農産物等の生産に向け、地域団体商標制度³³⁾や地理的表示（G I）保護制度³⁴⁾の活用促進を図ります。
- ・ 「ふるさと認証（Eマーク）食品³⁵⁾」や「富のおもちかえり³⁶⁾」商品など、県産農林水産物等の高付加価値化への支援による需要の拡大に取り組めます。
- ・ 県研究機関、企業、富山県食品産業協会など関係団体等と生産者との交流や農商工連携³⁷⁾の拡大を通じて、地域資源を活用した商品開発や市場開拓等の取組みを推進します。

6次産業化の取組みの例



中山間地のワイナリー



自社栽培のいちごを加工したいちごミルクの素



漁家レストランの名物海鮮パフェ

【目標指標】

目標指標名	現状（R2年度）	中間（R8年度）	目標（R13年度）
6次産業化販売金額（加工・直売分野）	109億円（R01）	150億円	165億円
「富のおもちかえり」商品の販売金額	1,327万円／年	4,000万円／年	5,000万円／年
県食品研究所との共同研究開発による商品の販売金額（商品化数）	26.9億円（68商品）	28億円（83商品）	29億円（95商品）

33) 地域団体商標制度：商標法の改正により、2006（H18）年4月からスタートした、地域名と地域特産の商品名とを組み合わせた商標。出願者は事業協同組合などの団体。

34) 地理的表示（G I）保護制度：産地と結びついた品質や社会的評価を備えた農林水産物・食品に付される地理的表示（Geographical Indications：G I）を、知的財産として保護する制度。

35) ふるさと認証（Eマーク）食品：主要原材料や製造方法等の基準を満たし、県内で生産される良質な農林水産加工食品として県が認証した食品

36) 富のおもちかえり：富山県産の農林水産品、加工品を活用し、本県を訪れる観光客やビジネス客等に向けた魅力的なお土産品として開発した新しく、なつかしい「とやまの手土産」

37) 農商工連携：農林漁業者と商工業者が互いの技術やノウハウを連携させ、新商品の開発や販路拡大等に取り組むもの。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

6 食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大

(2) 食のとやまブランドの推進と販路の開拓・拡大

【施策の方向性】

- ・「食のとやまブランドマーケティング戦略」に基づき、県内外の消費者や実需者のニーズを捉えた県産農林水産物の魅力発信による食のとやまブランドの推進と、商品提案やマッチング支援による販路の開拓・拡大を強化し、生産者の所得向上と本県の農林水産業の成長産業化につなげます。

【現状と課題】

- ・本県には、豊かな自然条件等を背景として、米や魚などは良質でおいしいイメージが定着しているものの、全国的な知名度を得ている県産品は少数にとどまっています。
- ・本県の基幹作物である米については、消費量の減少や産地間競争が激化する中、「富富富」をはじめとした富山米ブランドの一層の強化を図っていく必要があります。
- ・食の魅力発信やマッチング支援については、これまでフェアや商談会等を対面式で実施してきたが、新型コロナの影響等によりオンライン活用の有効性が高まってきていることから、オンラインも活用した販路拡大の取組みにシフトしていく必要があります。



呉羽梨



富山しろねぎ

【取組内容】

○ 食のとやまブランド推進の取組みの充実・強化

- ・「食のとやまブランドマーケティング戦略」に基づき、消費者をはじめ飲食店や小売店舗等への商品やその活用方法の提案等によるマッチング支援を、市町村やJAなど関係機関・団体と連携し、県内外に展開します。
- ・県産農林水産物等のブランド力の強化に向け、料理人との連携等により、特色ある生産技術や品質管理、歴史的・文化的な背景などオンリーワンストーリーの構築や、ブラッシュアップによるブランドイメージづくりを進めます。
- ・「富富富」については、消費者に身近なお米となるよう環境にやさしいお米であることをアピールポイントとして、県内の若者や子ども、子育て世代へのアプローチを強化するとともに、県内外に多様な情報発信ツールを活用したプロモーションを展開します。
- ・オンライン上で商談できるよう商品情報サイトを開設し、実需者に対する県産品の魅力発信やマッチング支援を強化します。
- ・食のイベント等を通じて、消費者に県産農林水産物に触れてもらうための機会の創出を図るとともに、食のとやまブランドを支える「とやま食の匠³⁸⁾」の活動を支援します。
- ・富山米に対する評価の向上や消費拡大を図るため、「美味しい富山米の店³⁹⁾」の登録等を推進します。



富山干柿



富山米

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
オンライン商談による年間成約数	3 件	50 件	75 件
三大都市圏への野菜出荷量	583t	1,000t	1,500t
県産食材提供協力店舗数 (県内)	1,466 店 (R3)	1,700 店	1,800 店

38) 「とやま食の匠」：地域で育まれてきた「とやまの食」について、卓越した知識と技能を有し、その普及活動を積極的に行える個人や団体（県が認定）。依頼に応じて学校、企業、団体等で普及活動を実施。

39) 「美味しい富山米の店」：富山米を 100%使用しているなどの要件を満たす飲食店等を「美味しい富山米の店」として紹介し、県民や来県者への富山米の魅力発信を行うもの。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

6 食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大

(3) 農林水産物等の輸出拡大

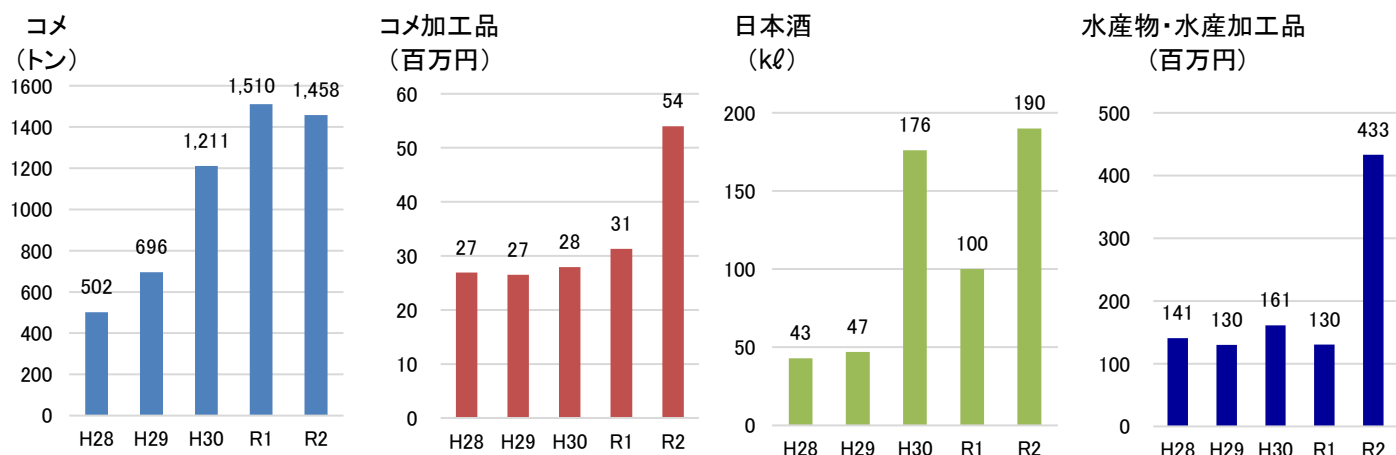
【施策の方向性】

輸出に関わる生産者・事業者(以下「事業者」という。)、支援者等をメンバーとするコミュニティ組織を設け、事業者間の交流や連携した取組みの促進や、地域商社を中心とした商流・物流の創出・拡大、個別事業者の発展段階に応じた支援を、幅広い品目において進めるとともに、海外の小売・レストラン等へのアプローチを拡大します。

【現状と課題】

- ・国内市場の減少が見込まれる中、農林水産物・食品の販路として需要が拡大している海外市場の開拓・拡大を進める必要があります。
- ・コメ・日本酒・水産物の重点品目に加え、調味料、干柿、鶏卵などの品目で輸出拡大してきているものの、新たに輸出に取り組む場合の人員確保などの面から、輸出に取り組む事業者数は、まだ少ないのが現状です。
- ・輸出に取り組む事業者の育成・確保に向け、輸出に関する情報交換ができる場を設けるとともに、海外ニーズ把握や輸出の実務等をサポートする地域商社を中心とした輸出体制の整備や、事業者の発展段階に応じた支援などを、関係機関と連携して進める必要があります。
- ・本県産品のブランド力の強化に向け、原材料のこだわりや長期保存技術開発などでの差別化を図るとともに、国内商社や海外輸入業者等と連携して、海外の小売やレストランに県産品を売り込んでいく必要があります。
- ・伏木富山港を活用する品目は現状では少ないものの、直行便や1回の積替えで各国へ輸出できるメリットを活かして、輸送コスト低減となる混載輸送に取り組んでいく必要があります。

重点品目の輸出実績の推移



出典：農林水産企画課調べ

【取組内容】

○ 輸出意欲のある事業者への支援

- ・重点品目（コメ・日本酒・水産物）に加え、海外ニーズが見込まれる農林水産物・食品を含め、幅広い品目における輸出拡大を促進します。
- ・輸出に関わる事業者や支援者等をメンバーとするコミュニティ組織を設け、メンバー間の交流・情報交換・研究など連携した取組みの促進を図ります。
- ・地域商社を中心とした「輸出プラットフォーム⁴⁰⁾」を形成し、海外ニーズが見込まれる農林水産物等をまとめて輸出できる商流・物流の創出・拡大を進めます。
- ・個別事業者の輸出の取組みの発展段階に応じ、オンラインを活用した海外バイヤーとのマッチングや、海外での販路の開拓や定着に向けた現地プロモーション活動、HACCP等に対応した施設整備や国際認証取得等を支援します。
- ・海外の輸入業者と連携した商品開発（プロジェクト）や、富山の食を提供する海外拠点づくり等のリーディングプロジェクトの立ち上げなどの取組みを進めます。

○ 「富山の食」のブランド力強化

- ・「富山の食」のブランド力を強化するため、海外マーケットに精通する国内商社や海外輸入業者等と連携した小売・レストランへの売込み等を展開します。
- ・「富山の酒」の海外展開に向け、県内酒蔵と共同での県産材料にこだわった輸出向け商品開発や試飲会の開催など現地での魅力発信を推進します。
- ・「富山のさかな」の海外展開に向け、長期保存が可能となる冷凍・解凍技術や有用成分保持等の技術開発に取り組みます。

○ 伏木富山港の活用促進

- ・伏木富山港を活用した混載輸送を促進するため、上記「輸出プラットフォーム」において活用方法を検討するとともに、県内外でのポートセールスなどに取り組みます。



伏木富山港からの混載輸出実証(R2)



輸出アカデミー

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
県産農林水産物等の輸出額	12 億円	120 億円	—(※)
輸出に取り組む事業者数	54 者	100 者	—(※)

(※)R13 年度目標については、富山県農林水産物等輸出促進協議会において検討

40) 輸出プラットフォーム：地域商社を中心とした輸出に取り組む生産者・食品メーカーや支援機関(行政・ジェトロ・金融機関等)で構成し、輸出を共同で行う連携体

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

7 新鮮で安全な食の提供

(1) 食の安全確保の推進

【施策の方向性】

- ・ 県民への食の安全に関する情報提供の充実や意見交換を促進するとともに、安全・安心な県産品の生産・供給を進めるため、適正農業規範（GAP）の普及やHACCPに沿った衛生管理の導入、定着を図ります。
- ・ 食品表示制度改正に応じた食品事業者への適正な食品表示の周知に加え、消費者の表示制度の理解醸成に努めます。

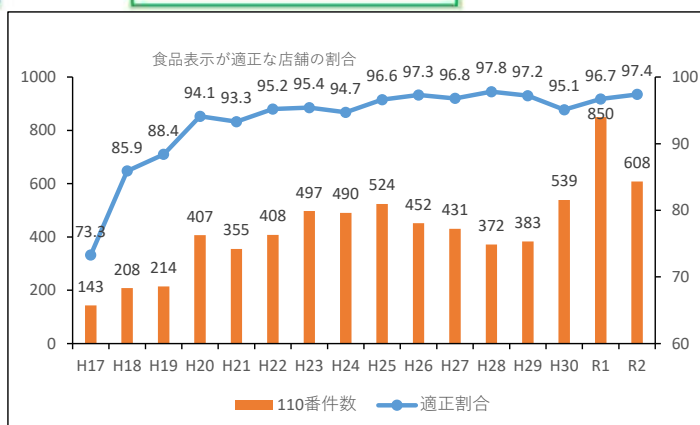
【現状と課題】

- ・ 食中毒や食品偽装などの食品事故の発生等により、食の安全性に関する県民の関心が高まっており、安全で安心な食品の供給が重要となっています。
- ・ 食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理を全ての食品事業者が食品ごとの特性や設備の状況等に応じて着実に実行、定着するよう支援していく必要があります。
- ・ 食品表示法の施行（令和2年4月1日完全施行）や食品表示制度の改正に伴い、食品事業者への適正な食品表示の周知徹底に努めるとともに、消費者に表示制度が正しく理解されるよう普及啓発が必要です。

■ 食品の安全性確保に関する推進体制



富山県食品安全推進本部会議



【取組内容】

○ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

- ・食の安全に関する意見交換会などリスクコミュニケーション⁴¹⁾の実施、ホームページやSNS等による情報提供や意見募集、正しい知識の普及啓発、各種窓口における相談対応等の取組みを進めます。



食品安全フォーラム in とやま

○ 安全な農林水産物の供給と安全確認体制の強化

- ・生産資材（農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等）の適正な販売・使用の指導や、家畜伝染病等の発生予防及びまん延防止に努めるとともに、生産現場におけるGAPの取組みを推進します。
- ・食品関連施設等の監視指導やHACCP普及指導者による食品事業者へのHACCP導入支援など衛生管理の普及に取り組みます。
- ・食中毒や食品への有害物質、異物等の混入への対策を強化します。



食の王国フェスタでのパネル展示

○ 食品表示の適正化の推進

- ・食品表示講習会やWEBを活用した情報発信の強化により食品表示制度改正の周知に努めるとともに、「食品表示 110 番⁴²⁾」の設置により、県民や食品事業者からの相談、問い合わせに対応します。
- ・小売店の実態調査、食品事業者に対する監視指導の実施により、食品表示の適正化を推進します。



食品表示講習会

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
食品表示が適正な店舗の割合	97.4%	100%	100%

41) リスクコミュニケーション：消費者、事業者、行政等の関係者の間で、リスク（健康への悪影響など）に関する情報や意見の共有を図ること。

42) 「食品表示 110 番」：食品表示の適正化を図るために、広く県民からの情報、問い合わせなどを受け付けるための窓口として県で設置。E-mail:syokuhinhyouzi@esp.pref.toyama.lg.jp

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

Ⅲ 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

7 新鮮で安全な食の提供

(2) 食育と地産地消の推進

【施策の方向性】

- ・「県民の健康で豊かなくらし」と「持続可能な食」を支える農業・農村への県民の理解を醸成するため、地場の食材と地域の食文化を活かした「富山型食生活」の普及や、農業体験などの交流活動、学校給食を通じた県産食材への理解促進など多様な主体による食育を推進します。
- ・安全で安心な県産農林水産物等の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成を図る、幅広い世代を対象とした県民ぐるみの地産地消を推進します。
- ・事業者、消費者、関係団体、行政が連携した県民総参加の食品ロス削減運動の展開、家庭やフードチェーンにおける取組みや未利用食品の有効活用等による食品ロスの削減を推進します。

【現状と課題】

- ・食育に関心のある県民の割合は着実に増加（R2：94.6%）していますが、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人（R2:57.0%）、県産品を意識して購入する人の割合（R3：56.7%）は伸び悩んでおり、富山米や旬の地場産食材、地域に伝わる伝統的な食文化を活かした栄養バランスの良い「富山型食生活⁴³⁾」の普及と実践に向けた取組みを一層進める必要があります。
- ・学校給食では、青果市場のコーディネートによる産地と給食ニーズのマッチング等により県産食材の活用率が増加していますが、園芸作物の生産拡大に伴い、学校給食をはじめ、直売所、スーパー等の小売店、飲食店等を通じた地産地消をより一層推進することが求められます。
- ・食品ロス削減のための取組みを行っている県民の割合は年々高まっていますが、「富山県食品ロス削減推進計画」（令和2年4月策定）に基づく県民総参加の運動を一層展開していくことが重要です。

直売所・インショップの販売額・設置数



出典：富山県調べ

学校給食における県産食材の活用量と活用率



出典：富山県調べ

43) 富山型食生活：富山米と新鮮な魚介、旬の野菜、肉などの地場産食材や、地域に伝わる伝統的な食文化を活かした栄養バランスの良い食事をできるだけ家族揃って楽しむ食生活

【取組内容】

○ 持続可能な食を支える食育の推進

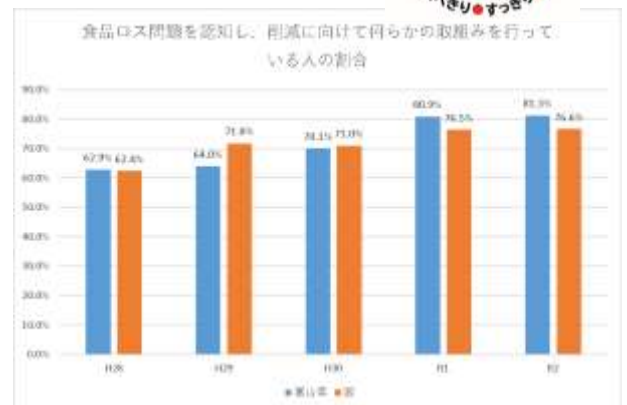
- ・「第4期富山県食育推進計画」（令和3年度策定予定）に基づき、「富山型食生活」の普及に努めるとともに、多様な主体による食と農業への理解促進に向けた取組みを支援します。
- ・食育リーダー⁴⁴⁾による研修会のほか、食育関係団体等が実施する農業体験や伝統的食文化の継承に向けた調理体験など、地域における食育活動の充実・強化を図ります。
- ・食育推進全国大会（令和5年度開催予定）を通じ、食育への理解と実践に向けた普及啓発を図ります。

○ 県民ぐるみの地産地消の推進

- ・「第3期とやま地産地消推進戦略」（令和3年度策定予定）に基づき、直売所やインショップ等による地域の新鮮で安全・安心な農産物の販売・供給体制の充実に向けた取組みを支援するとともに、SNSの活用等により若者を含めた幅広い世代に向けた県産品の利用拡大を促します。
- ・学校給食等での県産食材の活用拡大を一層進めるとともに、栄養教諭による食育や、学校、保育所等と地域の生産者が連携した農業体験等により食農教育の充実を図ります。

○ 食品ロス削減の推進

- ・食べきりや食材の使いきりを呼びかける「3015(さんまるいちご)運動」の推進、商慣習の見直し、外食店での食べきりサイズメニューの導入などにより、食品ロス削減の県民運動を展開していきます。
- ・フードバンク活動⁴⁵⁾やフードドライブ⁴⁶⁾による未利用食品の有効活用や食品廃棄物の飼料化（エコフィード）・肥料化等による適正な再生利用を推進します。



出典：消費者庁「消費者の意識に関する調査」、富山県調べ

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
学校給食での県産食材活用率（野菜類）	25.1%	32.0%	38.0%
直売所及びインショップにおける農林水産物等販売金額	38.2 億円	45 億円	45 億円以上
食品ロス削減のための取組みを行っている県民の割合	81.3%	90%	90%以上

44) 食育リーダー：食育関連分野について専門的な知識・技術を有し、その普及啓発を図る役割を担っている者。関係機関、団体等が主催する講演、研修等に派遣され、講義や実技、実習を担当する。

45) フードバンク活動：包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが、通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や生活支援を必要とする個人などに譲渡する活動

46) フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

8 豊かで魅力ある農村の形成

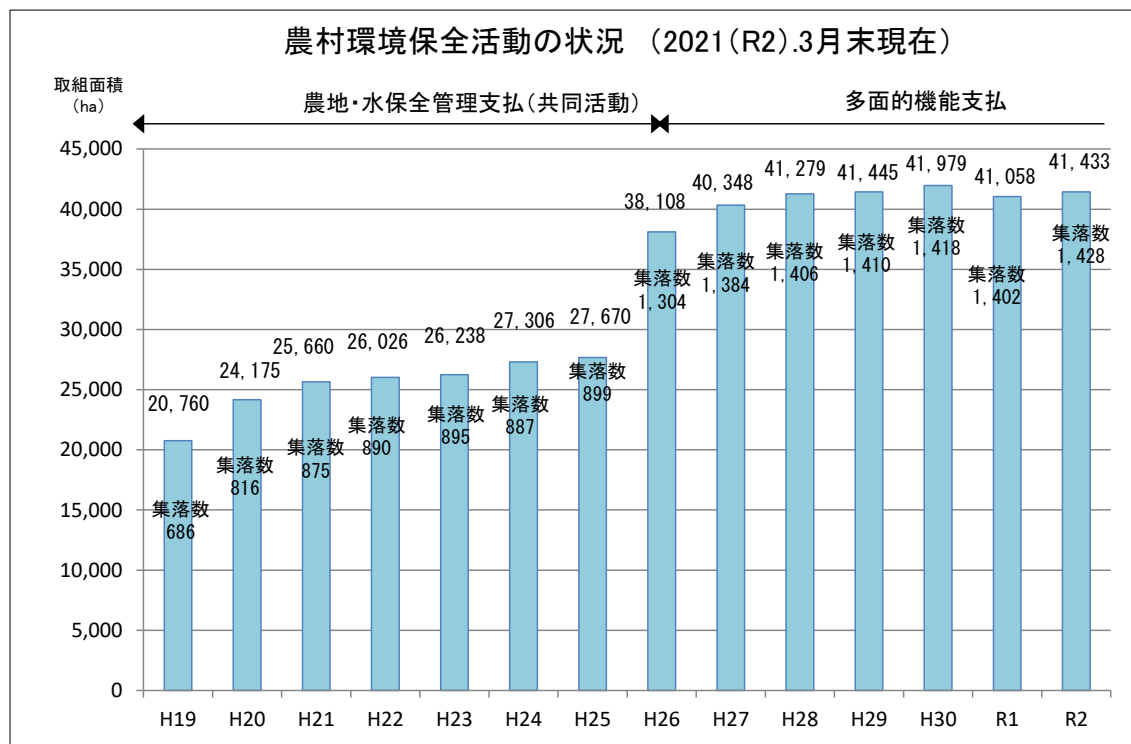
(1) 快適で豊かな農村環境の整備

【施策の方向性】

- ・ 農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持、発揮されるよう、引き続き地域ぐるみによる農用地、農業用水、里山などの保全管理・活用を推進します。
- ・ 子どもから高齢者まで、地域住民が快適で豊かに暮らせる生活空間を創造するため、農村下水道等の生活環境施設や農業用水等の水辺環境の整備を推進します。

【現状と課題】

- ・ 豊かな自然環境や景観、伝統文化を有する農村では、少子高齢化や農地の集積・集約化等に伴う農家数の減少や集落機能の低下が進むなか、引き続き農地・農業用水路等の保全管理の維持管理を地域住民が一体となって取り組んでいくことが必要です。
- ・ 県内における多面的機能支払による農村環境保全活動は全国トップクラスの約7割の集落で取り組まれており、農業・農村の持続的発展のため、活動の維持が必要不可欠です。
- ・ 農村下水道の処理施設の老朽化や機能低下が進行しており、機能保全の取組みが必要となっています。



(出典: 富山県農村振興課調べ)

【取組内容】

○ 農村環境の保全管理の推進

- ・ 集落ぐるみによる農村環境の保全管理活動を推進するとともに、取組みの充実や継続性の確保を図るため、富山県多面的機能推進協議会が中心となり広域化など県域でサポートする取組みを支援します。
- ・ 棚田や散居村など、農村の豊かな景観や環境を次世代に残すための地域づくり協定に基づく保全管理活動を支援します。
- ・ 中山間地域等直接支払制度⁴⁷⁾や多面的機能支払制度⁴⁸⁾を活用した水路・農道等の管理などの共同活動、都市農村交流活動等の取組みや成果を発表する「『ワクワクとやま』むらづくり推進大会」の開催や農林漁業体験活動の実施等により、農業・農村が有する多面的機能に対する理解の醸成を図ります。



地域ぐるみの共同活動



農村環境向上活動

○ 快適な農村環境の整備

- ・ 地域の実情に応じた統廃合などの整備手法により、農村下水道の処理施設の機能保全の取組みを支援します。
- ・ 農業用用水路・農道等の長寿命化につながる活動や、生物多様性などに配慮した水辺環境の整備などの活動を推進します。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
農村環境保全活動の参加者数 及び集落数、取組面積	69,095 人 1,428 集落 41,433ha	71,000 人 1,600 集落 46,000ha	71,000 人 1,600 集落 46,000ha
散居村を活かした地域づくり協定 締結件数	271 件	280 件	290 件
棚田景観等を保全する交流活動件数	31 件	40 件	42 件

47) 中山間地域等直接支払制度：中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する制度。

48) 多面的機能支払制度：農村地域における共同での草刈りや泥上げなど、農地・水路・農道等を維持する保全活動、軽微な補修や景観作物の植栽など質的向上を図る活動を支援する制度。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

8 豊かで魅力ある農村の形成

(2) 都市との交流の推進

【施策の方向性】

- ・ 農林漁業体験など農村生活の体験機会の充実等を通じた都市と農村の交流拡大による関係人口の拡大を目指します。
- ・ 富山ならではの地域資源の魅力を活かした農泊や農村ボランティア等のグリーン・ツーリズム⁴⁹⁾等を推進します。

【現状と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、価値観やライフスタイルが多様化するなか、若年層を中心に都市住民の農山漁村地域への関心が高まっており、こうした農村回帰の流れをとらえた都市農村交流の推進により、農家所得の向上や雇用機会の拡大等につなげていく必要があります。
- ・ 県では、都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例⁵⁰⁾に基づき、都市農村交流の各種施策を推進しています。



49) グリーン・ツーリズム：都市住民が農山村において、農林業体験や自然を舞台としたスポーツ等を通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

50) 都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例：都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する施策を総合的、体系的に推進するため、2003（平成 15）年 3 月制定。重要と認められる地域について、交流地域活性化を推進するうえでの重点地域に指定し、各種施策を推進。

【取組内容】

○ 都市と農村の交流拡大や移住促進

- ・農林漁業体験など農村生活の体験機会の充実を通じ、「関係人口 1000 万人」実現に向けた取組みを推進します。
- ・県内の農泊⁵¹⁾の取組み強化として新たに農泊ネットワーク組織を構築・運営し、農泊に取り組む地域への支援を行います。
- ・農村ボランティアや棚田オーナー制度⁵²⁾等を活用し、農村や中山間地域に関心を持つ地域外の人材等との多様な関わりや継続的なネットワークの形成を図ります。
- ・「とやま帰農塾」⁵³⁾等による、都市住民の田舎暮らし体験等を通じ、農村への移住を促進します。また、オンライン形式による「とやま帰農塾」を開催するなど、新たな手法も取り入れながら、移住や関係人口の拡大を目指します。



農村でのボランティア活動
(水路の蓋がけ)



棚田オーナーの活動



とやま帰農塾(都市住民の農作業体験)

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
農林漁業等体験者数	70,005 人(R1 実績)	74,200 人	79,200 人
交流地域活性化重点地域(指定数)	48 地域	56 地域	58 地域
農泊ネットワーク地域数 ^(※)	10 地域	23 地域	38 地域

(※) R4 年度に「富山県農泊ネットワーク」を設立予定。R2 の値は、国交付金を活用して農泊に取り組んでいる地域数

51) 農泊：農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

52) 棚田オーナー制度：都市住民等が棚田のオーナーとなって保全活動や農作業体験等を行うほか、収穫された米などを受け取ることができる制度。

53) 「とやま帰農塾」：富山県の農山漁村で、農作業体験などを通じて地元住民と一緒に過ごす、1泊～2泊程度の田舎暮らし体験プログラム。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

8 豊かで魅力ある農村の形成

(3) 地域資源の有効活用による農村の活性化

【施策の方向性】

- ・農村に張り巡らされた農業用水路を流れる豊富な水資源や地形条件を有効活用した小水力発電等の取組みを支援します。
- ・農山村地域が持つ自然や景観、歴史、文化などの地域資源の活用により、持続可能な農村の取組みを支援します。

【現状と課題】

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、全国的に環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの切り換え機運が高まっており、農村地域においても豊富な水資源を活用した小水力発電など、再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。
- ・農業水利施設を管理する土地改良区において、組合員(農家戸数)の減少等により財政基盤が脆弱化し、組織運営に苦慮しています。
- ・豊かな自然や景観、食文化など、豊かで美しい農村地域が将来にわたり持続的に維持・発展するには、地域ぐるみの取組みや行政と民間事業との連携を支援し、地域資源を活用した付加価値向上など、既存の人々の暮らしの中に、新しく豊かな未来の田舎の創出が必要です。



豊富な水資源を有する農業用水



常西幹線発電所(R2.7 運転開始)



【取組内容】

○ 地域資源を有効活用する小水力発電施設等の整備

- ・ 農業水利施設の適切な維持管理や土地改良区の財政基盤の強化にも資する、農業用水を利用した小水力発電など再生可能エネルギーを活用した取組みを支援します。

○ 地域食農連携の促進

- ・ 地域の生産者、商工業、飲食業、観光宿泊業など、様々な業種が連携した地域の農産物を有効活用する取組みを支援し、魅力あふれる地域と持続可能な農村の実現を目指します。



地域の農・商・観・子育て世代連携の取組み(果樹の郷うおづ LFP 協議会⁵⁵⁾)

○ 魅力的な地域の創出

- ・ 農林漁業や農村生活の体験機会の充実と都市部の若者に人気のあるアウトドア施設や宿泊施設との連携を図るなど、交流人口の拡大を推進します。
- ・ 県内の農泊⁵⁴⁾の取組み強化として新たに組織の構築・運営を行うとともに、農家の空き家等の活用も含め、農泊に取り組む地域への支援を行います。(再掲)



農村生活の体験

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
農業用水等を利用した小水力発電の年間計画発電量	71,493 千 kWh	73,700 千 kWh	74,600 千 kWh

⁵⁴⁾ 農泊：農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

⁵⁵⁾ 果樹の郷：うおづ LFP 協議会 魚津市の果樹産地をモデルとした新たなビジネスモデルの創出を目指した地域食農連携プロジェクト(ローカルフードプロジェクト)。

3章 基本目標の実現に向けた推進施策

IV 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

9 中山間地域の活性化

【施策の方向性】

- ・中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持・強化を図るとともに、地域特性を踏まえた農業経営モデルの確立や新産地の育成、荒廃農地の解消など持続可能な土地利用を推進し、多様な人々との関わりも通じながら夢の持てる地域づくりを推進します。
- ・野生鳥獣による農作物被害防止に向けた総合的な取組みを推進するとともに、イノシシ肉等の地域資源を活用した「とやまジビエ」の需要拡大を図ります。

【現状と課題】

- ・自然・社会的条件が厳しい中山間地域では、若者の流出による人口減少や高齢化が進行しており、集落機能の維持・強化や地域の特色を活かした付加価値の高い農業の創出、荒廃農地の解消などを図る必要があります。
- ・野生鳥獣による農作物被害は広域化・深刻化しており、農家の営農意欲を減退させる深刻な課題となっています。
- ・特にイノシシによる農作物被害については県全体に占める割合が高いことから、県では平成30年2月に「富山県イノシシ被害防止対策方針」を策定し、集落ぐるみでの取組みを被害ゼロモデル集落をはじめとして県内に広く横展開を図ってきたところであり、一定の効果が現れてきています。
- ・高齢化などにより担い手が不足するなか、継続的に被害防止対策に取り組んでいくには、作業の省力化に向けたICTなどの新技術の活用も必要になってきています。



【取組内容】

○ 中山間地農業の振興

- ・中山間地域等直接支払制度等を活用し、中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施のための集落活動や集落機能の維持・強化を図ります。
- ・中山間地域の特色を活かし、農業経営の複合化や6次産業化・ICT化等により農業所得の向上を図る中山間地農業経営モデルを確立します。
- ・中山間地域等の除草作業の省力化や高収益作物等の新産地を育成します。
- ・中山間地域で貸出し可能な農地をデータベース化してホームページで情報提供します。また、情報提供された農地と農業をやってみたい方(移住者等を含む)とのマッチングや営農支援に取り組みます。
- ・荒廃農地の解消等の取組みを支援するとともに、荒廃化の恐れのある農地では、放牧や蜜源作物等の作付けによる粗放的な土地利用を推進します。
- ・NPO、企業、学生などの多様な人材の、中山間地域活性化に向けた活動への参画を進めるなど、関係機関・団体等が連携し、中山間地域へのサポート体制を充実します。
- ・中山間地域において、集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進するため、調査・分析、計画作成及び実証のモデル的な取組みを支援します。

○ 鳥獣被害防止対策の推進

- ・棲み処やエサ場となるヤブ等の刈払いを行う集落環境管理や、電気柵等による侵入防止対策、個体数を減らす捕獲対策を推進します。
- ・電気柵等の侵入防止柵は、適切な設置や維持管理により侵入防止の機能を効果的に発揮できることから、研修会等を通じて地域ぐるみによる柵の点検・管理の定着化を図ります。
- ・技術開発の進歩が著しいICT等新技術の活用による被害防止対策の省力化に取り組みます。
- ・県内の飲食店や獣肉処理加工事業者等と連携し、「とやまジビエ⁵⁶⁾」の需要拡大に向けて消費者へPRします。



除草作業機械化体系の実証
左:オフセットモア 右:リモコン除草機



耐雪型侵入防止柵の設置

【目標指標】

目標指標名	現状 (R2 年度)	中間 (R8 年度)	目標 (R13 年度)
中山間地域等直接支払協定締結集落数	404 集落	400 集落以上	400 集落以上
農業・農村サポーター活動参加者数	98 人	245 人	255 人
荒廃農地面積	352ha	増加させない	増加させない
鳥獣による農作物被害額	6,524 万円	4,800 万円以下	3,200 万円以下

56) ジビエ : gibier (仏語) 狩猟により捕獲された野生鳥獣の肉のこと。ヨーロッパでは高級食材として扱われる。

4章 計画の推進方法

1 計画の推進

計画で示した本県の農業・農村の将来像を実現するにあたっては、農業者はもとより、関係団体、関連事業者、市町村、県民がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが大切です。

県は、関係者の意欲的な取組みに対して重点的な支援や、効果的で効率的な事業の実施に努めます。

2 農業者等に期待する主な役割

○農業者

- ・ 本県農業を担うのは一人ひとりの農業者であり、農業者自らが、主体的に創意工夫を活かして生産や経営改善に取り組むことが基本です。また、地域の主体的な合意形成をもとに、地域営農体制や農村の活性化に取り組むとともに、地域住民との連携・交流を進めることが必要です。

○農業関係団体

- ・ 農業関係団体は、地域の農業者や住民との密接な関係を保ちながら、そのニーズに対応したサービスの向上や事業活動に努めることが重要です。
- ・ 今後、さらに、農家や農業者が減少していくなかで地域農業の生産体制の構築や地域資源の保全活動の体制整備に主体的に取り組む必要があります。

【農業協同組合】

- ・ 組合員ニーズや地域の特性を反映した地域農業振興計画等の策定により、担い手育成や農地の集積・集約化の推進や、地域営農のマネジメント機能の強化。
- ・ 後継者や女性の農協運営への参画の促進と、実需者・消費者との連携や園芸生産拡大などによる農業の振興、地域の中心的組織としての幅広い事業展開による地域振興の促進。

【農業共済組合】

- ・ 自然災害や価格低下等に対応するため、担い手を中心に、経営の実態に即し、農業共済制度または、収入保険制度への加入促進。

【農業委員会及び農業会議】

- ・ 農業委員会は、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進。
- ・ 農業会議は、農業委員会のサポート組織としての機能の強化。

【土地改良区】

- ・ 土地改良施設の計画的な整備更新の推進と、農地・水保全管理共同活動の支援などによる、地域資源の保全管理を努める中核的な団体としての役割発揮。

【県農林水産公社】

- ・ 地域の関係団体との連携に基づく、多様な就農希望者に対する相談活動や就農に向けた研修の強化、とやま農業未来カレッジにおける新規就農者の育成・確保、農地中間管理機構による農地の集積・集約化の促進、適切な農業機械の利用とスマート農業の推進。

○他産業関係者

- ・ 食品加工をはじめ、農業生産資材・機械製造、運輸、流通・販売、観光などの産業は、農業・農村との密接な結びつきがあることから、相互の利益向上と地域活性化に向け、連携関係の強化などに取り組む必要があります。

○県民（消費者）

- ・ 県民は、いのちや豊かな暮らしをささえる「食」の大切さや、県土や自然環境の保全、安らぎや潤いの場の提供など、農業・農村がもつ多様な役割や、その重要性の理解を深めるとともに、集落ぐるみによる農村環境の保全や水路・農道の管理等の共同活動に参加するなどにより、持続的な発展を支えていくことが求められます。
- ・ 本県の農業・農村や食、環境などに関する情報を幅広く収集しながら、食育や地産地消の取組、農村とのふれあいなどの場への参加など、主体的な取組みが期待されます。

○市町村

- ・ 市町村は、この計画との一体的な施策の展開に努めるとともに、地域の視点にたった独自の施策に取り組むことが重要です。

3 計画の進行管理・評価

- ・ この計画に位置づけられた各種施策については、「目標指標」を基本に達成状況を把握・評価することとします。併せて、その達成状況や課題については、農政審議会などの場で公表することとします。
- ・ また、目標の達成のために必要がある場合は、農政審議会などの意見を踏まえ、取組内容の充実等を図ります。

用語解説

1) WCS

(Whole Crop Silage の略。) 実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させ、飼料として家畜に給与する目的で栽培する稲

2) 経営耕地面積

農業経営体が所有し耕作している耕地（自作地）と、借入して耕作している耕地（借入耕地）の合計

3) 荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

4) 集積面積

経営耕地面積と農作業受託面積の合計面積

5) 農家

経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、農産物販売金額が年 15 万円以上あった世帯。販売農家：経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が年 50 万円以上の農家。自給的農家：経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が年 50 万円未満の農家

6) 基幹的農業従事者

15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

7) HACCP

(Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点))

食品製造（原材料受入れから最終製品まで）の各工程において、微生物汚染や異物（金属片等）混入等の起こりうる事態をあらかじめ予測し、特に重要な工程を連続的に監視することにより、食品の安全性を確保する衛生管理手法。

8) GAP

(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理) 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

9) 稲発酵粗飼料 (WCS) → 1 と同じ

10) エコフィード

食品残さ等を利用して製造された飼料。

11) 第三者認証 GAP

取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や持続可能性の取組みを、第三者（機関）が審査して証明すること。JGAP や GLOBALG. A. P. など。

12) 富山県スマート農業普及センター

農業機械利用に関する知識、技能を習得するための研修を実施してきた農業機械研修センターを大幅に機能強化し、令和 3 年 5 月 21 日に開所。スマート農業技術の活用に関する研修を実施するほか、農機メーカー等がドローンのオペレーター養成研修などの会場として利用

することも可能。

13) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定。この目標を目指す農業経営改善計画を策定し、市町村等の認定を受けた農業者。

14) 集落営農組織

集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が営農活動を共同で行うための組織。

15) 農地中間管理機構

担い手による農地利用の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の借受け、貸付け等を行う機関。(公社) 富山県農林水産公社を指定。

16) とやま型農業経営モデル

本県農業の所得増大に向け、地域を担う法人経営体で主穀作(水稻・大麦・大豆)と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保する経営モデルを「とやま型農業経営モデル」として策定。

17) 収入保険制度

自然災害や農産物の価格低下などで収入が減少した場合、その一部を補償する保険制度。

18) とやま農業未来カレッジ

本県農業の担い手を育成するため、平成27年1月に開校した農業研修機関。就農希望者に対して就農に必要な知識・技術を習得するための通年研修のほか、青年農業者等の経営能力の向上を図るための「農業経営塾」等を実施。

19) 青年農業者等育成センター

(公社) 富山県農林水産公社に設置し、就農情報サイト「とやま就農ナビ」を運営するほか、就農希望者に対する就農相談や農業法人等の求人情報の提供などの就農支援情報の提供、農業体験研修などを実施。

20) 資金交付事業

とやま農業未来カレッジや先進農家等で研修を受ける就農希望者や新規就農者を対象に、就農前の研修期間中や就農直後の経営確立を支援するための資金。

21) 農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労機会や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業従事者の減少や高齢化が進む農業分野においても新たな働き手の確保につながるなど、双方の課題解決の可能性が期待されている。

22) 半農半X

農業と他の仕事を組み合わせて、双方で生活に必要な所得を確保する仕組み

23) 人・農地プラン

市町村が策定主体となり、集落あるいは一定のまとまりのある地域ごとに、地域農業を担

う経営体や、当該地域の農地の出し手と受け手の意向等を踏まえ、今後の農地の集積・集約化の方針を記載した計画。

24) 荒廃農地 →3 と同じ

25) 農業振興地域制度

市町村の策定する農業振興地域整備計画において、農業生産基盤の整備、農用地等の保全等の基本計画のほか集团的農地や農業公共投資の対象地等の優良農地について農用地区域に設定することにより、農業生産の基盤となる農用地等を確保するとともに、農用地区域を対象に農業に関する公共投資等の農業施策を計画的に実施するもの。制度の仕組は、都道府県知事が農林水産大臣が策定する農用地等の確保等に関する基本指針に基づき農業地域整備基本方針を策定するとともに、農業振興地域を指定し、指定を受けた市町村が農業振興地域整備計画を策定するもの。

26) 農地転用許可制度

優良農地の確保という要請と非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するものであり、農地を転用（農地以外のものにすること）する場合又は農地を転用するため権利の移転等を行う場合には、原則として都道府県知事又は指定市町村の長の許可を必要とするもの。

27) 粗放的な土地利用

放牧や蜜源作物の作付け等、自然力の働きを主とし、資本や労働力を加えることの少ない土地利用のこと。

28) 生産緑地制度

良好な生活環境の確保に相当の効用を持ち公共施設等の予定地として適している農地で、農業等の継続が可能な条件を備えていると認められるものを生産緑地地区として指定し、計画的に保全する制度。

29) スマート農業技術

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用することにより、農作業の省力化、精密化及び高品質生産等を可能とする新たな農業技術。

30) 流域全体での治水対策

河川堤防や排水路の整備等の対策を一層加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働で治水対策を行う「流域治水」に則した対策。

31) 6次産業化

農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工や販売を一体的に行う取組み。

32) 食のバリューチェーン

農林水産物のもつ価値が、製造・加工、流通など消費に至るまでの各段階で新たな価値が付加されることにより、農林水産物の価値がさらに高まる循環のこと。

33) 地域団体商標制度

商標法の改正により、2006（H18）年4月からスタートした、地域名と地域特産の商品名と

を組み合わせた商標。出願者は事業協同組合などの団体。

34) 地理的表示 (GI) 保護制度

産地と結びついた品質や社会的評価を備えた農林水産物・食品に付される地理的表示 (Geographical Indications : GI) を、知的財産として保護する制度。

35) ふるさと認証 (E マーク) 食品

主要原材料や製造方法等の基準を満たし、県内で生産される良質な農林水産加工食品として県が認証した食品

36) 富のおもちかえり

富山県産の農林水産品、加工品を活用し、本県を訪れる観光客やビジネス客等に向けた魅力的なお土産品として開発した新しく、なつかしい「とやまの手土産」

37) 農商工連携

農林漁業者と商工業者が互いの技術やノウハウを連携させ、新商品の開発や販路拡大等に取り組むもの。

38) とやま食の匠

地域で育まれてきた「とやまの食」について、卓越した知識と技能を有し、その普及活動を積極的に行える個人や団体 (県が認定)。依頼に応じて学校、企業、団体等で普及活動を実施。

39) 美味しい富山米の店

富山米を 100%使用しているなどの要件を満たす飲食店等を「美味しい富山米の店」として紹介し、県民や来県者への富山米の魅力発信を行うもの。

40) 輸出プラットフォーム

地域商社を中心とした輸出に取り組む生産者・食品メーカーや支援機関(行政・ジェトロ・金融機関等)で構成し、輸出を共同で行う連携体

41) リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政等の関係者の中で、リスク (健康への悪影響など) に関する情報や意見の共有を図ること。

42) 食品表示 110 番

食品表示の適正化を図るために、広く県民からの情報、問い合わせなどを受け付けるための窓口として県で設置。E-mail:syokuhinhyouzi@esp.pref.toyama.lg.jp

43) 富山型食生活

富山米と新鮮な魚介、旬の野菜、肉などの地場産食材や、地域に伝わる伝統的な食文化を活かした栄養バランスの良い食事をできるだけ家族揃って楽しむ食生活

44) 食育リーダー

食育関連分野について専門的な知識・技術を有し、その普及啓発を図る役割を担っている者。関係機関、団体等が主催する講演、研修等に派遣され、講義や実技、実習を担当する。

45) フードバンク活動

包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが、通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や生活支援を必要とする個人などに譲渡する活動

46) フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

47) 中山間地域直接支払制度

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する制度。

48) 多面的機能支払制度

農村地域における共同での草刈りや泥上げなど、農地・水路・農道等を維持する保全活動、軽微な補修や景観作物の植栽など質的向上を図る活動を支援する制度。

49) グリーン・ツーリズム

都市住民が農山村において、農林業体験や自然を舞台としたスポーツ等を通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

50) 都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例

都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する施策を総合的、体系的に推進するため、2003（平成 15）年 3 月制定。重要と認められる地域について、交流地域活性化を推進するうえでの重点地域に指定し、各種施策を推進。

51) 農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

52) 棚田オーナー制度

都市住民等が棚田のオーナーとなって保全活動や農作業体験等を行うほか、収穫された米などを受け取ることができる制度。

53) とやま帰農塾

富山県の農山漁村で、農作業体験などを通じて地元住民と一緒に過ごす、1泊～2泊程度の田舎暮らし体験プログラム。

54) 農泊 →51 と同じ

55) 果樹の郷 うおづ LFP 協議会

魚津市の果樹産地をモデルとした新たなビジネスモデルの創出を目指した地域食農連携プロジェクト（ローカルフードプロジェクト）。

56) ジビエ

gibier（仏語） 狩猟により捕獲された野生鳥獣の肉のこと。ヨーロッパでは高級食材として扱われる。

関連計画一覧

I 消費者に求められる競争力ある農産物の生産		
計画名	計画年度	協議会名等
・作物別生産振興基本方針（水稻・大麦・大豆・野菜・果樹・花き）	毎年度	富山県米作改良対策本部 富山県園芸振興推進協議会
・富山県酪農・肉用牛生産近代化計画 ・富山県養豚振興推進計画 ・富山県養鶏振興推進計画 ・富山県家畜改良増殖計画 ・富山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	令和2～12年度	富山県畜産振興推進協議会
・富山県スマート農業推進方針	令和4～13年度	とやま型スマート農業推進コンソーシアム
・とやま『人』と『環境』にやさしい農業推進プラン	令和4～8年度	富山県環境にやさしい農業・適正農業推進協議会
・富山県農林水産試験研究推進プラン	令和4～8年度	富山県農林水産技術会議

II 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり		
計画名	計画年度	協議会名等
・富山県農業経営基盤強化促進基本方針	令和2～8年度	富山県農政審議会
・富山県農山漁村女性活躍プラン	令和4～13年度	富山県農山漁村女性活躍促進会議
・富山県農業振興地域整備基本方針	令和3～12年度	富山県農政審議会
・富山県農業農村整備実施方針（とやま水土里プロジェクト2019）	令和元～8年度	富山県農業農村整備推進委員会

III 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大		
計画名	計画年度	協議会名等
・食のとやまブランドマーケティング戦略	平成30～令和4年度	食のとやまブランドマーケティング戦略委員会
・富山県農林水産物等輸出拡大方針	令和4～8年度	富山県農林水産物等輸出促進協議会
・「富富富」生産・販売・PR戦略	令和3～5年度	「富富富」戦略推進会議
・富山県食品安全基本方針	令和4～8年度	富山県食品安全推進本部会議
・第4期富山県食育推進計画	令和4～8年度	富山県食育推進会議
・第3期とやま地産地消推進戦略	令和4～8年度	とやま地産地消県民会議
・富山県食品ロス削減推進計画	令和2～11年度	富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議

富山県農政審議会委員名簿

氏 名（敬称略）	役 職 名
青木 清美	富山県農業者協議会 副会長
石田 智久	富山県花卉球根農業協同組合 組合長
伊藤 孝邦	富山県農業協同組合中央会 代表理事会長
岩元 明久	（一社）全国農業改良普及支援協会 会長
大西ゆかり	富山県P T A連合会 副会長
尾畑 納子	富山県消費者協会 会長
川合 誠一	（一社）富山県食品産業協会 会長
◎ 酒井 富夫	富山大学 名誉教授
笹島 春人	富山県町村会代表（入善町長）
島澤 耕平	富山県青年農業者協議会 会長
新村 嘉久	富山県養豚組合連合会 会長
武部 範代	富山県婦人会 理事
田中 幹夫	富山県市長会代表（南砺市長）
谷井 悦子	J A富山県女性組織協議会 会長
○ 寺井 幹男	（公財）富山県文化振興財団 顧問
田悟 敏子	富山県農業委員会女性協議会 会長
永森 雅之	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事
鍋嶋 太郎	（一社）富山県農業会議 会長
稗苗智恵子	富山短期大学 教授
稗苗 史絵	公募委員（農業）
松澤 真希	株式会社P C O 取締役
森下さゆり	富山県農業法人協会 相談役
安井 豊	富山市公設卸売市場協会 会長
米島 晴雄	富山県野菜出荷組合協議会 会長

（五十音順、R4. 2. 14 現在）

◎印は会長、○は職務代理

富山県農業・農村振興計画策定に関する審議経過

令和3年 7月 13日	第1回審議会 ○「富山県農業・農村振興計画」の見直しの諮問について ○「富山県農業・農村振興計画」の見直しについて
令和3年 11月 25日	第2回審議会 ○新たな「富山県農業・農村振興計画」の骨子案について
令和4年 2月 14日	第3回審議会 ○新たな「富山県農業・農村振興計画」の素案について
令和4年 3月 23日	第4回審議会（書面）
令和4年 3月 29日	答申の手交
令和4年 3月 31日	計画策定

富山県農政審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日 富山県条例第 24 号

(設置)

第 1 条 食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。)の趣旨にのっとり、県農政の基本方針について専門的視野及び総合的見地に立つた調査審議を行い、農業の持続的な発展及び農村の振興を促し、もつて食料の安定供給並びに農業及び農村の多面にわたる機能の発揮に資するため、富山県農政審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 県農政の基本方針及びその実施の方針
- (2) 基本法第 8 条の規定に基づき、県が国との適切な役割分担を踏まえて講ずる施策及びその実施の方針
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく次の事項
 - ア 農業振興地域整備基本方針の作成及びその変更
 - イ 県農業振興地域整備計画の樹立及びその変更
- (4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)に基づく基本計画の作成及び変更
- (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に基づく農業経営基盤強化促進基本方針の策定及び変更
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 専門部会は、委員及び専門委員若干名で組織する。
- 4 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 専門部会に、当該専門部会に属する委員のうちから会長の指名する部会長を置く。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員又は専門委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を行う。

第 7 条 専門部会が、前条第 2 項の規定により定められた調査審議事項について議決したときは、当該専門部会の議決をもつて審議会の決定とする。この場合において、当該専門部会で議決した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

- 2 第 5 条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(顧問)

第 8 条 審議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、知事が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第 9 条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(資料の提出等の要求)

第 10 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、関係団体の長及び審議会が適当と認める者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(細則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。